

目 次

第 1 号（12月16日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	3
○日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件	7
○日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件	7
○日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件	8
○日程第 7 報告第 4 号 議員派遣結果報告の件	16
○日程第 8 選挙第 1 号 富良野地区環境衛生組合議会議員補欠選挙の件	16
○日程第 9 町の一般行政について質問	16
2 番 村 上 和 子 君	16
1 介護従事者対策と介護保険料の見直し措置について	
2 学校施設の安全性の確保について	
3 学習指導要綱の改定がなされたが、上富良野町としての教育の取り組みについて	
9 番 中 村 有 秀 君	21
1 自主防災組織について	
2 里仁地区の景観と「十勝岳アートビュー」の建設について	
3 日の出公園臨時駐車場について	
4 上富良野中学校の駐輪場について	
10 番 和 田 昭 彦 君	30
1 第6次上富良野町農業振興計画の策定について	
2 「かみん」多目的ホールの音響の改善について	
5 番 米 沢 義 英 君	33
1 障害者就労支援について	
2 介護保険制度について	
3 非常勤職員の処待遇改善について	
4 西小学校の環境整備について	
5 グラウンドの照明灯設置について	
○散 会 宣 告	41

目 次

第 2 号（12月17日）

○議 事 日 程	4 3
○出 席 議 員	4 3
○欠 席 議 員	4 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 4
○議会事務局出席職員	4 4
○開 議 宣 告	4 5
○諸 般 の 報 告	4 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 5
○日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求める件（平成20年度上富良野一般会計補 正予算（第8号））	4 5
○日程第 3 議案第 2 号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	4 6
○日程第 4 議案第 3 号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）	5 4
○日程第 5 議案第 4 号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）	5 5
○日程第 6 議案第 5 号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号） ...	5 6
○日程第 7 議案第 6 号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算（第2号）	5 8
○日程第 8 議案第 7 号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）	5 9
○日程第 9 議案第 8 号 平成20年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	5 9
○日程第10 議案第 9 号 上富良野町自治基本条例	6 0
○日程第11 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6 8
○日程第12 議案第11号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	6 9
○日程第13 議案第12号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	6 9
○日程第14 議案第13号 富良野広域連合規約の変更について	7 0
○日程第15 議案第14号 日の出公園施設の指定管理者の指定について	7 1
○日程第16 議案第15号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	7 3
○日程第17 議案第16号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	7 6
○日程第18 議案第17号 財産取得の件（上富良野小学校教育用コンピュータ）	8 1
○日程第19 議案第18号 北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件 ...	8 2
○日程第20 議案第19号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負 契約締結の件	8 2
○追加日程第1 議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8 3
○追加日程第2 議案第21号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	8 4
○追加日程第3 議案第22号 平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	8 4
○日程第21 認定第 1 号 平成20年第3回定例会付託	8 8
議案第3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	
○日程第22 認定第 3 号 平成20年第3回定例会付託	8 8
議案第4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件	
○日程第23 発議案第1号 食の安全確保への抜本対策を求める意見の件	8 9
○日程第24 発議案第2号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件	9 0
○日程第25 発議案第3号 後期高齢者医療制度に関する意見の件	9 1
○日程第26 閉会中の継続調査申出の件	9 1
○町長あいさつ	9 1

○議長あいさつ	93
○閉会宣告	94

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成20年度上富良野一般会計補正予算（第8号））	12月17日	承 認 可 決
2	平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	12月17日	原 案 可 決
3	平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月17日	原 案 可 決
4	平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	12月17日	原 案 可 決
5	平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	12月17日	原 案 可 決
6	平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	12月17日	原 案 可 決
7	平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月17日	原 案 可 決
8	平成20年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	12月17日	原 案 可 決
9	上富良野町自治基本条例	12月17日	原 案 可 決
10	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
11	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
12	上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
13	富良野広域連合規約の変更について	12月17日	原 案 可 決
14	日の出公園施設の指定管理者の指定について	12月17日	原 案 可 決
15	吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	12月17日	原 案 可 決
16	上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	12月17日	原 案 可 決
17	財産取得の件（上富良野小学校教育用コンピュータ）	12月17日	原 案 可 決
18	北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件	12月17日	原 案 可 決
19	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約締結の件	12月17日	原 案 可 決
20	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
21	平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	12月17日	原 案 可 決
22	平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	12月17日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	認 定		
1	平成20年第3回定例会付託 議案第3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月17日	認 定 可 決
2	平成20年第3回定例会付託 議案第4号 平成19年度上富良野町各企業会計決算認定の件	12月17日	認 定 可 決
	行政報告	12月16日	
	町の一般行政について質問	12月16日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月16日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月16日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月16日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月16日	報 告
	選 挙		
1	富良野地区環境衛生組合議会議員補欠選挙の件	12月16日	選 挙
	発 議		
1	食の安全確保への抜本対策を求める意見の件	12月17日	原 案 可 決
2	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件	12月17日	原 案 可 決
3	後期高齢者医療制度に関する意見の件	12月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月17日	原 案 可 決

平成20年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成20年12月16日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 12月16日～17日 2日間
第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告の件
第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件
第 8 選挙第 1号 富良野地区環境衛生組合議会議員補欠選挙の件
第 9 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1 番	岡 本 康 裕 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	一 色 美 秀 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	10 番	和 田 昭 彦 君
11 番	渡 部 洋 己 君	12 番	佐 川 典 子 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	新 井 久 己 君	総 務 課 長	服 部 久 和 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長	岡 崎 智 子 君	町民生活課長	田 中 利 幸 君
健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君	技術審査担当課長	松 本 隆 二 君
建設水道課長	北 向 一 博 君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	前 田 満 君		
町立病院事務長	大 場 富 蔵 君		

○議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 任	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成20年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

1月30日執行の町議会議員補欠選挙において、一色美秀さんと岡本康裕さんが当選され、閉会中のため、12月1日に議長の指名により、岡本康裕議員の議席番号を1番とし、厚生文教常任委員に、一色美秀議員の議席番号は7番とし、総務産建常任委員に指名いたしました。

12月3日開催の厚生文教常任委員会において、岡本康裕議員が後任の議会広報特別委員に選出され、閉会中のため、議長が指名して選任しました。

12月10日開催の議会広報特別委員会において、議会広報特別副委員長に和田昭彦議員が選任されました。

今期定例会は、12月12日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、11月28日及び12月10日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議し、その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第19号までの19件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号までの3件であります。

議会構成として提出されている案件は、選挙第1号の1件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査の報告がありました。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、委員会所管事務調査について、また、議会運営委員長から議員派遣結果についての報告がありました。

決算特別委員長から、平成20年第3回定例会において付託されました議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件についての審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として行政報告(平成20年12月定例町議会)と、平成20年度工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日お手元にお配りしたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までに受理いたしました陳情・要望の件数は4件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 岡 本 康 裕 君

2番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降における行政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、日の出公園に隣接する臨時駐車場の件についてであります。町民の皆様を初め、関係者の方々に大変な心配と御迷惑をかけ、また、不便をおかけいたしましたことに対し、心からおわび申し上げます。

この駐車場については、地権者、借受者である観光協会、さらには所管行政機関である農業委員会において、だれひとりとして気づくことなく、長年にわたり農地法に違反した状態を継続していたことに加え、農業委員会において、その解決に向けた事務手続においても不手際があった次第であります。

結果として、当該地については、9月30日に農地に復元がなされ、また、本年度観光協会に助成を予定しておりました当該地の借地料相当分に当たる補助金についても、状況の変化や町民の皆様の心情等を考慮し、助成しないこととしたところであります。

本件の教訓として、それぞれの組織・機関における事前のチェック機能や報告・連絡義務に対する認識が欠如していたことなどから、適正な事務処理が行われていなかったことを組織的に強く戒め、再発防止と信頼回復に組織を挙げて全力で取り組んでまいりたいと思います。

次に、平成20年度の町表彰式についてですが、菅野學名誉町民を初め、多くの皆様の御列席をいただき、11月3日に挙行いたしました。

町の関係では、社会貢献賞5名、善行表彰3名、1団体、勤続表彰18名、国保優良家庭2名の表彰をさせていただきました。

教育委員会関係では、スポーツ賞1名、文化奨励賞2名、2団体、スポーツ奨励賞7名、4団体、スポーツ功労賞2名の表彰をしたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の危険

業務従事者叙勲において、瑞宝双光章に防衛功労として、天野強氏が、瑞宝単光章に防衛功労として竹内栄一氏、萩原邦雄氏、山崎裕志氏、若林幹夫氏渡辺孝一氏が受章されました。

また、秋の褒章では、調停委員功績として、松浦正子氏が藍綬褒章を受章されました。受章者皆様の御功績に敬意を表するとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。11月26日から、全国治水砂防促進大会、全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。

特に、全国町村長大会においては、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の堅持、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の推進などについて決議するとともに、地域自治体の実態を顧みない道州制反対に対する特別決議がなされたところであります。

また、上京中に、東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席をいたしました。

ふるさと会関係では、札幌上富良野会総会が10月31日に開催され、当町にゆかりのある方々とお会いすることができ、有意義な時間を過ごさせていただきましたところであります。

次に、事務事業評価の事前評価についてですが、各課で1次評価を行った47の事務事業について、政策調整会議における2次評価を行ったところであります。

評価結果につきましては、町のホームページを通じて町民の皆様に公表するとともに、今後、新年度の予算編成とあわせて総合計画実施計画に反映するよう取り進めてまいります。

次に、一昨年より策定作業を進めてまいりました第5次総合計画についてですが、本年の第2回定例会において、基本構想の議決をいただき、それ以降、この構想に基づきながら基本計画の策定作業を進めてまいりました。

この間、パブリックコメントの実施など、町民意見の反映に努めるとともに、諮問機関であります総合計画審議会での審議を経て、このたび基本計画を策定させていただきました。

今後は、この基本構想及び基本計画を「第5次総合計画書」としてまとめ、その概要につきましては、ダイジェスト版を作成し、町民の皆様に配布することとしており、平成21年度を開始年度とする、今後10年間のまちづくりに理解いただけるよう取り進めてまいります。

次に、広域行政であります。9月1日に設立し

た富良野広域連合につきましては、構成市町村の議会第3回定例会において、広域連合議会議員を3人ずつ選出していただき、10月22日に第1回広域連合議会臨時会が招集され、広域連合議長に西村昭教上富良野町議会議長が選出、就任されたところであります。

臨時会では、関係条例、予算、人事案件、専決処分などの議案を審議いただき、それぞれ議決をいただいたところであります。この臨時会の内容につきましては、各市町村の広報誌に掲載することとし、本町においては、広報かみふらの12月号に掲載したところであります。

また、広域連合の事業開始に伴い、解散することとなる一部事務組合の事務と財産の移行に関連して、今定例会において事務及び財産を広域連合へ承継する内容の富良野広域連合規約の変更議案を上程しておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、この規約の変更に伴い、当初、今定例会へ上程する予定でありました一部事務組合の解散議案及び一部事務組合の財産処分議案につきましては、5市町村の議会での議決を受けた後、規約変更を北海道知事へ申請し、変更許可を受けてから、5市町村の平成21年第1回定例会へそれぞれ上程するよう変更しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、自衛隊関係であります。9月23日、北海道補給処創立56周年記念式典に、9月28日には、地元の多田弾薬支処創立52周年記念式典とともに、同日、東北方面隊創隊48周年記念行事に出席してまいりました。また、10月11日、北海道殉職隊員追悼式、10月18日には、北部方面隊創隊56周年祝賀会及び北部方面隊音楽まつり、11月1日、第2後方支援連隊改編初年度記念行事に出席してまいりました。

要望関係では、10月に、富良野地方自衛隊協力会構成の各市町村長の役員によって、上富良野駐屯地の現状規模堅持及び演習場拡張整備に関する要望を、地元の上富良野駐屯地をはじめ、第2師団、北部方面總監、北海道防衛局に対してそれぞれ行い、29日には上京し、防衛省内局及び陸上幕僚監部へ要望してまいりました。

関連して10月30日には、「北海道の陸上自衛隊の体制維持を求める札幌大会」が開催され、富良野地方から当町を初め、自衛隊関係者など約100名が参加してまいりました。

また、11月20日には、東京都において「北海道の陸上自衛隊の体制維持を求める中央決起大会」が開催され、当町から自衛隊関係者など7名が参加

してまいりました。

同じく、11月20日、北海道基地協議会として、構成の各市町村長とともに、平成21年度の事業要望等を防衛省、総務省、財務省に行ってまいりました。

次に、福祉灯油事業の実施状況であります。12月12日現在、147名の方が手続を終え、総額175万4,000円相当の商品券を交付したところであります。今後、さらに防災無線で周知を図るとともに、民生委員の方々の協力を得ながら、対象となる方々に手続をしていただくよう努めてまいります。

次に、子どもセンターについてであります。子どもと高齢者等の共生型事業の拠点として、国の地域介護・福祉空間整備等交付金の採択を受けての改修工事が開始された後の9月下旬に、同センターの集合煙突内部の断熱材が崩落し、その断熱材にアスベストが含まれている製品を使用していることが判明したことから、アスベスト除去を含めた煙突改修工事を現在、あわせて施工中であります。

利用者の皆様には御不便をおかけしておりますが、来年3月には、新しい環境のもとで御利用いただくことができるよう進めておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、あわせて、町有施設及び福祉施設等の煙突に同様の状況がないのか、全体調査を行ったところであります。調査は煙突のある町有施設58棟と民営福祉施設4棟の合計62棟に対して行い、設計図書などによりアスベスト含有の可能性がある町有33棟、民営4棟の37棟について煙突の灰出し口、点検口、上部噴出口などを可能な限り直接、目視により確認し、あわせてボイラーの燃焼異常の有無などの状況を加えて、総合的に判断を行ったところであります。

結果は、東中学校校舎煙突の上部に経年劣化による繊維の崩れと毛羽立ちが見られ、剥離して崩落する危険性が高いため、早急に対策を図ることとなりました。

なお、残る36棟については、経年劣化が見られるものがありますが、飛散や崩落の可能性はなく、安定状況にあるため、継続観察のもとで安全管理を図ってまいります。

次に、特定健診・特定保健指導についてであります。特定健診の実施状況は、11月末日現在、国民健康保険特別健診等実施計画において、今年目標としている健診受診率68%に到達したところであります。

また、特定保健指導について、目標である60%を超える指導を終えたところであります。

今後、さらに健診結果に基づく特定保健指導の一層の充実に努めてまいります。

次に、自治基本条例の制定関係であります。この条例は、地方自治の主役である町民の権利と責務、町民の信託を受けた町長とそれを補佐する町職員の役割と責務、そして町民の代表である議会の役割と責務を定め、それぞれが共有すべきまちづくりの理念及び原則、基本的なルールなどを定めたもので、上富良野町の最高規範となる条例であります。

しがいまして、この条例の制定においては、町民、議会、町が一体となった取り組みが重要となりますことから、これまで町広報誌への特集記事の掲載や出前講座、関係機関への説明会、まちづくりトークの開催、パブリックコメントの実施をしたほか、11月5日から11月14日までの町内6会場での地域説明会を開催するなど、延べ約500名の町民の皆様への周知と意見交換を進めてまいりました。

また、自治基本条例の最終案の取りまとめに際しましては、議会運営委員会におきまして、議会条例の条文を作成され、さらに総務産建常任委員会では、条例全般の審議をいただき、意見交換をしながら、条文各条項と解説の修正を加えたところであります。このような議会・議員の取り組みに対しまして敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

自治基本条例は、平成16年から検討を始め、4年半の取り組みの経過を経て、今定例会議会上に上っておりますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。クリーンセンターの焼却施設において年2回実施しております、ダイオキシン類の測定について、本年10月に2回目の測定を行った結果、A系が0.00085ナノグラム、B系は0.0012ナノグラムでありましたので、御報告いたします。

今回の結果におきましても、A系、B系ともに微量の測定結果となりました。結果の数値につきましては、町独自の基準値である5ナノグラムを大きく下回るものであり、施設の運営上問題となる状況とはなりません。今後とも管理運営には万全を期してまいります。

次に、交通安全対策についてであります。これまで町民一丸となり交通安全の取り組みを進めてまいりました結果、11月19日をもちまして、本町の交通死亡事故ゼロ1,500日の偉業を達成したところであります。残念ながら12月6日に死亡事故が発生し、その日数を1,517日で途切れることとなったところであります。

不幸にも交通事故により亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、改めて今後におきましても、町民総ぐるみで交通安全対策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、今年の農作物の作柄状況であります。気象経過では本年は融雪期が早く、春耕起も好天に恵まれましたが、5月上旬に降霜による農作物被害を伴う低温期がありました。その後も周期的な気温変化はありましたが、8月中旬まではおおむね平年並みに推移いたしました。また、9月下旬までは低温期、高温期と気温変化はありましたが、台風が上陸することもなく、各作物の生育及び農作業はほぼ順調に経過いたしました。

水稻の作況指数は農水省の発表によると、全国では102で「やや良」、北海道は106で「良」、上川管内も107で「良」となりました。本町の状況を見ますと、品質は全量一等で、収量も平年より10%増となったところであります。

畑作においては、秋まき小麦、春まき小麦ともに全量一等で、平年よりも芋は収量増となりました。また、豆類や馬鈴薯、てん菜なども順調に生育し、収量面でも総体的には平年を上回る状況となりました。

次に、観光関係であります。昨年より進めている中国上海旅行客誘致事業であります。

11月20日から23日の間に開催された、「中国旅游交易会CITM2008」に出展し、本町の職員を派遣するなど、富良野・美瑛広域観光のPRを行ってまいりました。

トリックアート美術館画家、陳西瑜氏、観光大使であります王思椒氏のお世話をいただき、上海市民や旅行エージェントに対するPRを行ってきたところであります。

現在、上海市民における旅行ニーズは、日本が最も高く、その中でも北海道の占める割合も高くなってきている状況にあります。家庭ビザが解禁されてもなお制限のある中国本土の旅行事情であります。国の観光庁設立、観光立国推進に基づき、今後中国本土を主とする個人旅行が飛躍的に伸びることが想定されるため、引き続いて旅行客誘致に向けた取り組みを本町が主導的な役割を担い、行ってまいります。

年明けの1月中旬からは、テレビ局1社、旅行雑誌社1社の招聘事業を行い、本町及び富良野・美瑛広域の「冬」を上海で発信する予定であります。

次に、国、道によって進めている道路河川整備事業の概要について報告いたします。

まず、国道関係であります。旭川開発建設部により、深山峠報徳地区の桜公園展望台を切土により

平坦化し、展望地と駐車場を整備する工事が来春にかけて行われ、早々に供用されることになっております。

次に、道道、河川関係では、旭川土木現業所により、4路線と2河川において工事が完了、あるいは進捗中となっております。

道道留辺蘂上富良野線については、バイパスから土の館間の440メートルについて、車道拡幅と歩道設置工事が単年度で完了し、供用されております。

道道美沢上富良野線については、旧清富小学校周辺のクランク状のカーブの線形改良が決定、グラウンドの一部が用地として買収され、来春から平成23年度までの予定で橋の架換えと路盤工が実施される計画となっております。

道道上富良野旭中富良野線については、北22号から中富良野町界まで、平成23年度を終期として、車道拡幅と歩道再設置が進められていますが、本年度中に北20号から東中市街地までの用地買収を完了し、平成21年度において同区間の工事が実施されることになっております。

道道吹上上富良野線については、本年度、カミホロ荘付近から終点までの1,820メートルにおいて、法面整備と落石金網設置、カーブ部分の路肩拡幅工事が実施されたところであります。

河川では、富良野川合流点から上流部へ向けて、コルコニウシベツ川の河川改修が行われていますが、本年度は用地補償のみで施工はなく、来年度から23年度まで北27号以北について、落差工1基、道路橋4基、取水堰1基の整備が計画されております。

また、デボツナイ川の河川改修が下流から上流へ向かって進んでおりますが、本年度は北17号から18号にかけて護岸と排水工及び東中橋と興農橋の架換えが行われ、21年度は北19号から20号区間の用地補償のみが予定されております。

砂防施設整備では、富良野川火山砂防事業の3号ダム嵩上工事が、平成21年度で完了の予定で実施されており、また、ヌッカクシフラノ川火山砂防では平成23年度までの計画で、バーデンかみふらのの上手で山腹工が実施されております。

ソフト事業としては、旭川土木現業所による十勝岳警戒避難対策事業として、消防大会議室サーバー室に年度内に地震・空震計処理システムが整備されることになっております。

次に、ラベンダーハイツの利用状況についてですが、11月現在、特養については51床満床で利用率97.0%、ショートステイについては、利用率97.8%という状況になっております。

また、特養申し込みの待機状況であります、申し込み受付が33名、うち早急に入所希望者が15名（町内）となっております。

次に、本年4月から実施しておりますデイサービスにおける障害者日中一時支援の受け入れ状況であります、4月から2名、10月から1名の合計3名が週1回利用していただいております。

次に、多くの町民の皆様に不安を与えました血糖検査用微量採血器具の不適切な使用についてであります。

町立病院関係では対象者128名のうち、不適切な使用はなかったとして検査を受けられなかった方が63名、残り65名の方が検査を受けられました。その結果、異常なしが59名で、6名の方に数値の高いことが判明し、いずれも町立病院に通院されている患者さんであることから、外来の受診時に主治医から直接説明をさせていただき、9月時点での未確認者7名を含めて、すべての対象者に対する対応を平成20年11月6日までに完了したところであります。

次に、町立病院の療養病床の介護療養型老人保健施設への転換についてありますが、改修工事並びにすべての許認可の手続を終えて、平成20年12月1日に入所定員28人に対し28人の入所でスタートしたところであります。

運営に当たりましては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めてまいります。

次に、町総合文化祭についてであります、11月1日から11月3日までの3日間、社会教育総合センターと保健福祉総合センターを会場に開催してまいりました。今回の文化祭は、期間中、約3,200名の方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。

今後も町内の文化愛好者及び団体の自主的な発表の場として開催してまいりたいと考えております。

上富良野小学校のスクールバンドは9月6日に、上富良野中学校の吹奏楽部は9月7日に、札幌市で開催された第53回北海道吹奏楽コンクールにともに出場し、上富良野小学校のスクールバンドは銀賞を受賞し、上富良野中学校の吹奏楽部は昨年に引き続き金賞に輝き、B編成の北海道代表として10月11日埼玉県所沢市で開催された第8回東日本吹奏楽大会に出場し、銀賞を受賞したところであります。

さらに、上富良野中学校野球部では、10月26日に江別市で開催された「第10回IBA-boy's全国中学生軟式野球大会北海道選抜選手権大会」で優勝し、来年3月に千葉県浦安市で開催される全

国大会への出場権を得たところであります。

昨年に引き続き、多くの町民に感動を与えてくれた児童生徒の皆さんに大きな拍手を送るとともに、それぞれの活動を支えていただいている指導者、保護者の方々の御苦労に敬意を表する次第であります。

次に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例議会の報告以降に入札執行した建設工事は、12月12日現在で、今定例会に上程の2件を含め、件数で13件、事業費総額で2億1,589万500円となっております。本年度累計では46件、事業費総額で7億9,809万4,500円となっております。

また、平成21年、22年度の競争入札参加資格申請については、その内容を12月18日付で告示し、2月以降に予定する受付等の事務に万全を期してまいります。

なお、お手元に平成20年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

○代表監査委員（高口勤君） 御報告申し上げます。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成20年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成20年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査の経過。

平成20年10月3日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行いました。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、9カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の費とすることとしたため、特に調査の意見は付さないことといたしました。

なお、調査した施設等は、次のとおりであります。

①町立病院外構。（ヒバなど）。

②子どもセンター（子育て支援センター、発達支援センター）。

③東中小学校町民プール跡地。

④東中橋。

⑤興農橋。

⑥南部地区土砂流出対策工事。

⑦大町3丁目2番通り。

⑧町道簡易舗装（昨年調査の補修箇所）

⑨富町団地町営住宅

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明があれば、お願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、議会運営委員長村上和子君。

○議会運営委員長（村上和子君） ただいま上程されました報告第3号委員会所管事務調査報告の件につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成20年12月10日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、村上和子。

記。調査事件名。自治基本条例の策定について。

1、調査の経過及び結果。

平成20年9月19日に開催されました平成20年第3回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された「自治基本条例の策定」について、平成20年10月21日、24日、11月2日、17日、28日に委員会を開催して審議した。

今回の調査事件の「自治基本条例」については、平成20年12月開催の第4回定例会に理事者は議案の上程を予定していることから、平成20年5月30日開催の本委員会でその取扱いを協議したところ、議会条項については議会側が策定することを確認し、議員全員で条例素案の説明を受けてから調査をすることとした。6月30日に議員全員で条例素案の策定の経過、内容等の説明を受け、質疑と意見交換をした。8月29日開催の委員会で、自治基本条例の議会条項については、本委員会が所管して策定することになり、平成20年第3回定例会に本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査とすることを決定し、議長に申し出ることとした。さらに、9月11日の議員協議会で、条例素案の内容等の説明を受け質疑と意見交換をした。理事者側では、11月5日から14日までの間に、6会場で自治基本条例の地域説明会を開催するということから、10月21日、24日、11月2日に委員会を開催して、議会条項素案を検討して、議会条項案を策定し、11月4日開催の全員協議会で議会条項案の了承を得て、11月5日から14日まで開催された地域説明会において、議会運営委員2名ずつが分担して説明員となって、議会条項案の説明を行った。11月17日と28日に委員会を開催し、議会

条項案の一部を修正して最終案を策定し、12月開催の第4回定例会に理事者側の案に議会条項案も含めて議案を上程することにした。12月10日に調査報告書（案）について審議し、本調査報告書のとおり決定した。

以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって、議員運営委員長の報告を終わります。

次に、総務産建常任委員長渡部洋己君。

○総務産建常任委員長（渡部洋己君） それでは、報告いたします。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

総務産建常任委員長渡部洋己。

記。

調査事件名。自治基本条例の策定について。

1、調査の経過及び結果。

平成20年9月19日に開催された平成20年第3回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された「自治基本条例の策定」について、平成20年11月11日、14日、21日に委員会を開催して審議した。

今回の調査事件の「自治基本条例」については、平成20年12月開催の第4回定例会に理事者は議案の上程を予定していることから、6月30日に議員全員で条例素案の策定の経過、内容などの説明を受け、質疑と意見交換をした。

8月29日開催の議会運営委員会で、自治基本条例の議会条項以外の部分については本委員会が所管して調査することとなり、また、議会条項については議会運営委員会が所管して策定することとなった。

9月5日開催の委員会で、自治基本条例の議会条項以外の部分については、本委員会が所管して調査することを了承し、平成20年第3回定例会に本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査とすることを決定し、議長に申し出ることとした。

9月11日の議員協議会で、条例素案の内容などの説明を受け質疑と意見交換をした。

10月28日に視察した先進市町村の長野県軽井沢町の「まちづくり基本条例の策定」などを参考にしながら、11月11日は委員相互で条文・解説の検討をして意見・質疑などをまとめ、14日と21

日は所管課の説明員から前回での意見・質疑などの説明と条文・解説の説明を受け、さらに質疑を深めながら、委員相互の意見交換をして意見集約をした。その結果、いろいろな方法で町民への説明会等を開催して周知を図るとともに、多くの意見を聞きながら町民と議員の修正の意見を取り入れて、議会が策定した議会条項も入れて最終条例案は作成されており、また、最終条例案の内容についても、上富良野町のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定めることにより、町民主体の公正で民主的な自治の実現を図ることを目的としており、今後、町が自律して存続していくためには自治基本条例を制定することが必要であり、さらに制定後も見守り育てていくことが必要であると判断して、12月開催の第4回定例会に理事者側の案に議会条項案も含めて理事者側が上程することを了承した。

議決後の周知については、条例本文の解説を入れた解説書を配布する等の方法で、もっと理解してもらうことが必要であるなどの意見もあった。

12月8日に調査報告書（案）について審議し、本調査報告書のとおりに決定いたしました。

以上、報告いたします。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの総務産建常任委員長の自治基本条例の策定についての報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって、自治基本条例の策定についての報告を終わります。

続いて、総務産建常任委員長渡部洋己君。

○総務産建常任委員長（渡部洋己君） それでは、報告いたします。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

総務産建常任委員長渡部洋己。

記。

調査事件名。1、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成20年10月7日及び20日に委員会を開催し、調査課題の検討を行うとともに、平成20年10月27日から31日まで、先進市町村である長野県軽井沢町、松本広域連合、豊丘村を視察し調査を行った。

先進市町村行政調査を開始する前に自治基本条例と広域連合については本委員会や全員協議会（議員協議会）で説明を受けてきたが、定住対策については本町の施策内容の説明も受けていなかったもので、10月20日に所管事務の担当職員から資料提出と現況説明を求め質疑を行い、調査への準備と意思統一を行った。

(1)、自治基本条例の策定について。

長野県軽井沢町において、条例案の上程後に総務常任委員会に付託され、議会の責務が追加された「軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年8月1日施行）」を調査した。

(2)広域連合の取り組みについて。

松本広域連合（長野県松本市）において、消防に関する事務が富良野広域連合と重複し、平成11年2月1日発足後9年を経過している広域連合の取り組みを調査した。

(3)定住対策について。

長野県豊丘村において、人口増加の助成制度などが充実している定住促進の取り組みを調査した。

2、調査の結果ということで、まず、自治基本条例について、長野県の軽井沢町を調査いたしました。

内容については、主だったことを報告いたしたいと思います。

自治基本条例。長野県軽井沢町。軽井沢町は群馬県との県境に位置し、目の前に浅間山があり、別荘地として全国的に有名であり、人口が1万9,000人に対し、別荘が1万4,000棟あり、現在もふえつつあり、また、10年ほど前に長野オリンピックの開催にあわせ、上越新幹線が開通したことにより、首都圏への通勤が1時間ぐらいいと、通勤可能になったことから、年間200人から300人の定住者がふえ、ほかの町とは違った面があります。

一方、別荘地の開発が進むにつれて、樹木の伐採などにより美しい景観が壊されてきた経過を踏まえ、軽井沢の自然保護対策要綱の考えを条例化できないかということがまちづくり基本条例の策定の発端であります。

住民が主体のまちづくりを進めるために、住民自治を尊重してわかりやすい表現とするため、自治基本条例ではなくてまちづくり基本条例とされていた。条例の策定に当たっては、平成15年から基本条例研究会がつくられ、その後、基本条例策定委員会により条例案が策定され、町民みずからがつくる自治会組織でまちづくり交流会などを開催して、課題を町に提出したり、町民会議を開催したりと、ふだんから自治会の組織力の高いことが伺えます。平成19年度には、23回の出前講座が開催され、

1,000人ほどの町民が参加しております。

条例案は、議会の条項はなかったが、後に議会条項が追加され、平成19年8月1日施行となっております。

あと、まとめとして4ページにまとめがあると思いますので、ここは朗読をもって説明いたしたいと思います。

まとめ。

軽井沢町のまちづくり基本条例は、自然と住民の共存を柱に、地域の特性や自然環境、歴史、文化の資源を有効活用して、そこに住む人々がまちづくりを進めていくことを条文化して制定されていた。

条文には、極力行政用語を使わないことを考慮して、条文の趣旨をだれにでも理解されやすいようにするため、条文の策定や用語の用い方については、法規審議会などで検討を加えるなど、条文作成の苦労の跡が見受けられた。

また、この条例でどの程度の法的な拘束力が持たせられるかは疑問の余地が残ると話していた。

本町では、自治基本条例の策定に向けて、まちづくりトークやパブリックコメント、広報誌への掲載、さらに地域説明会が開催されているが、「参画・自助・共助・公助」などの用語を含めた条文の持つ役割を理解する難しさ、あるいは町民の責務の条文に拘束されるのではとの印象を持つ人も多いのではと考える。条例には数多くの行政用語が用いられているが、町民にわかりやすく違和感を与えないような表現にすることが必要であり、今後ともよりわかりやすく説明することで町民に理解されるものであると考える。

さらには、最高規範としての性格を持つ自治基本条例と既存の条例・規則との整合性を図るとともに、新たな条例・規則などの制定や改正についても自治基本条例との関連性を検討することが必要である。

説明会などで町民から寄せられた意見や疑問などについては、機会あるごとに丁寧に答えていくことが大切であり、条文の部分的な見直しを含めた検討の作業過程やその結果についても、町民に対してわかりやすく説明することが必要だと考える。

軽井沢町のように町民から声が上がって条例の制定に至った自治体は少ないかもしれないが、条例の策定手法としては理想的な姿であり、この背景には行政と町民がこれまで培ってきた情報共有や対話が基礎となっているが、まちづくり条例の制定後、町民の反応はないとのことであった。

自治基本条例の制定や制定後の管理については多くの課題があり、これでよいという結論は出ないかもしれないが、課題の一つ一つを乗り越えていく努

力が必要であり、町民との協働で住みやすい地域社会を創造していくために必要な条例として、「自治基本条例」を育てていく必要があると考える。

続きまして、長野県の松本広域連合ということで、広域連合の取り組みについて説明をいたしたいと思います。

広域連合は23万人ほどを抱える松本市が中心で、圏域人口は43万人の大きな広域連合であり、広域連合の始まりは、平成5年に広域常備消防体制が発足したのが始まりで、その後平成9年、広域連合研究会を発足し、平成10年4月に広域連合準備室を設置して進め、平成11年2月1日に、松本広域連合が発足した。

当初は、19市町村で発足したが、市町村合併などにより、現在は3市1町5村の9市町村で構成されており、消防体制の充実、介護認定審査事務、広域観光事業の推進などを行い、消防の危機管理体制は近代的な通信指令システムで、中でも携帯電話発信地表示システムが平成20年10月より運行開始されており、通報者の位置が自動的に指令台の電子地図上に表示される装置である。

また、特に注目されるのは、ドクターカーといって、2名の医者が待機されており、救急車の出動には同乗して圏域内の全地区に対応しているとのことでもあります。

広域連合の情報提供として情報誌「アルプスの風」を年2回発行して、全戸配布しておるところでございます。ここに実際に広報誌がありますけれども、圏域43万人という大きなのですので、大体ここに16万世帯とありますので、そこへ全戸配布しているということでございます。

なお、消防業務では、今後の課題として消防組織法の改正により長野県内を2消防本部とする計画があり、その協議が始まっていると聞き、その構想によると、49市町村、人口は100万人を超す大規模な広域連合が誕生することと思われます。

それでは、まとめとして、8ページをお開きを願いたいと思います。

まとめ。松本広域連合は、高速道路インター建設時に麻積村が松本市に対し協力を求めてきたことが発端で、圏域住民の安心安全と救急救命を図るため、平成5年4月に常備消防がない町村を含めて消防業務を一つにまとめるため松本広域消防局を発足した。また、平成6年4月、地方自治法の一部改正により広域連合制度が新設されたことにより、松本地域行政事務組合を広域連合に移行したことが発足の経緯であり、基本的に消防の広域化を柱としていた。

広域連合の処理事務については、消防業務やごみ

処理以外は富良野広域連合の事務処理とは異なる業務内容であるが、地域の行政サービスの向上を目的としている点では重なるものが見受けられた。

また、各自治体が単独で事務処理や施設整備を行うことよりも、広域で行うことのほうが経費負担の軽減が図られ、介護認定・障害程度区分認定業務の専門職員の養成や、共同研修、派遣研修により事務事業の精度が上がり行政サービスの向上につながっていることが効果としてうかがえた。

さらに、すべての消防職員を松本広域消防局に身分移管するとともに、給与の格差は業務の障害にもなることから給与体系が統一されており、富良野広域連合の消防職員の給与に関しても十分に検討が必要である。

特に、消防通信指令システムは日本でもトップクラスのシステムで、常時、圏域すべての消防局、消防署、出張所の出動状況を把握しており、受信した通報をより正確に判断・整理・分析して対処内容や位置確定を行い、より効率的な救急救命活動や災害対策を指令する画期的な体制整備が図られていた。富良野広域連合では財政規模的にこのシステムの導入は難しいかもしれないが、通信指令の統制や出動について、来年4月にスムーズに移行し、圏域住民が安全安心に生活できるまちづくりに努めていただきたいと考える。

富良野広域連合の推進においては、一部事務組合から引き継いだ業務について、職員の共同研修や人事交流などを図りながら、広域行政の推進と圏域住民に対しての行政サービスの向上に努めることが必要である。

以上でございます。

続きまして、定住対策について、長野県豊丘村を調査いたしました。

長野県豊丘村は、人口7,000人余りの村であり、年々人口の減少が進む中、人口予測値では平成24年度では6,800人にまで減少することから、豊丘村第4次総合振興計画で目標最終年度の平成24年度の人口は7,500人と設定され、平成18年度に人口増対策基本計画が策定された。

具体的な対策として主なものは、保育料の第3子以降は無料化や、中学生までの医療費負担はなし、一方、住宅建設用地の取得に対して、3分の1の助成、限度額が60万円であります。また、空き家の改修費に対しましても、費用の2分の1の助成、限度額が50万円であり、若い人たちにとって魅力ある制度であると思われます。

なお、豊丘村には、若者の雇用の方は余りありませんが、車で30分ぐらいで飯田市があり、定住可能であることから、村も定住対策に重点を置いてい

るようでございます。

そういった補助事業により、平成20年度で16世帯、53人の定住者がふえたというものであります。効果がうかがえると思っております。

それでは、11ページ、まとめとして朗読いたしたいと思います。

豊丘村は高齢化率が29.2%と高く、基幹産業である農業は、農業世帯890件のうち専業農家が10%程度で兼業農家がほとんどであり、収入を第2次産業や第3次産業に求める傾向で、後継者がなかなか育たない状況は本町と変わらない。

豊丘村は、勤務先や所得確認などを慎重に審査して対応するなど、人口がふえるのであればだれでも来てくださいというわけではなく、高齢者の医療費や福祉対策費の支出、現役世代の住民税等の収入や出生による人口増加を視野に入れ、費用対効果を評価した上で移住者の的を絞った施策が特徴的であった。

また、村内に居住している住民に対しても、人口増対策にかかわる助成制度等が適用されるなど、人口の流出を防ぐ定住化の施策が充実されていた。

何よりも、人口の減少・流出を抑制するため、基本計画に基づく定住化対策の具体的な施策を展開しているところが特徴的であり、定住対策に対する費用対効果についても、現状では効果が出ていると評価していた。

第5次上富良野町総合計画最終年度の目標人口である1万1,900人を維持するためには、地元産業を育成して就労の場を確保、地元の農畜産物に付加価値をつける工夫、子育て世代が子育てしながら就労できる環境づくりなど、定住・移住する条件整備が必要であり、総合計画を進行管理するとともに、事業評価などの見直しにより課題を整理しながら定住促進事業を推進することが重要である。

町民はもとより、町外からも本町に移住してみたいと思えるように、定住対策の見直しや計画の整備が必要であります。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの総務産建常任委員長の先進市町村行政調査の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって、総務産建常任委員長の先進市町村行政調査の報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員長中村有秀君。

○厚生文教常任委員長（中村有秀君） ただいま上程されました厚生文教常任委員会所管事務調査報告書について、朗読をもって報告をいたします。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成20年12月9日。上富良野町議会議長西村昭教様。厚生文教常任委員長中村有秀。

記。

調査事件名。町立病院の運営について。

1、調査の経過。

本委員会は平成19年10月22日から26日まで、先進市町村である高知県佐川町、いの町、香川県綾川町の町立病院を視察し、調査を行ったことから上富良野町立病院の運営について比較検討を要すると判断し、12月4日に委員会を開催し、調査課題について検討協議を行い、閉会中の継続調査事件名を「町立病院の運営について」と決定した。

以後、本委員会を11回開催するとともに、町立病院の現状等を事務長、事務次長から説明を受けるとともに各委員からの質疑を行い、また、療養病床の介護療養型老人保健施設への転換、院内外の環境整備等もあって、本委員会として町立病院の視察を2回実施し、現状の把握をすることができた。

2、町立病院の現状について。

(1)町立病院の「理念」と「基本方針」の条例化。

前述のとおり3カ所の病院運営について視察を行ったが、どの病院においても病院の基本理念や基本方針が示されており、これらを参考に上富良野町立病院にも必要ではとの提言を行った。これによって、病院側も病院検討委員会を開催し、他の病院の基本理念をもってきても実効性に乏しいとのことから、多くの職員が参画し知恵を出してつくり上げ、平成20年9月定例会で議決され、ロビー正面とナースステーション内に掲げ、来院者への周知と職員の意識向上に努めている。

(2)町立病院の町民及び患者への環境整備。

院外において、町立病院正面駐車場は午前中は恒常的に満車状態となり、自転車小屋の前まで駐車し、救急車の入ってくるスペースも取りづらかった。また、駐車場周辺はうっそうとした老樹のヒバで囲われていたが、これらを伐採して視界をよくして交通安全対策を図った。予防接種会場も除雪作業等に支障を来していたため、ヒバを伐採することで、接種待ちの時間を子どもセンター等で過ごせるような利便性を図った。

院内にあっては、土足での利用、玄関のスロープ化、泥落とし、手すりの設置、また、事務室を改善し、患者の目線に合わせて受付カウンターの段差の解消、受付窓口の開放など患者の利便性を図った。

また、病院内から外に出るときの自動ドア横に、「お大事に」「お気をつけてお帰りください」とメッセージが張られており、患者への心配りが感じられる。

(3)医師・看護師の労働環境整備。

第1当直室、第2当直室、また、外来看護師当直室の整備を行い、医師・看護師の環境整備が行われた。

(4)病床利用率の向上努力。

道は平成20年11月、国が病床数削減や診療所化などを求める「3年連続病床利用率70%未満」の基準に該当する市町村病院が、平成19年度時点で道内99公立病院のうち約4割に当たる39病院が該当することを公表した。

上富良野町立病院の3年間の病床利用率は下記のとおりであり、利用率の向上に努めており、70%未満には該当しなかったが、非常に厳しい状況にある。

年度別の一般病床、療養病床については御高覧をいただきたいと思います。

(5)介護療養型老人保健施設への転換。

介護療養型老人保健施設への転換（36床から28床へ、平成20年12月1日から）を図り、病床利用率の向上に努力のあとが見え、今後の病院運営については、地域医療を守るために医師の確保に努め、予防医療を充実し、「町民に信頼される」運営が望ましいと考える。

(6)給食業務の民間委託。

平成19年6月から給食業務の民間委託を行っており、平成19年度は600万円の財政効果が図られている。これらについては委託会社と病院栄養科スタッフでの打ち合わせや連携により、献立の点検や患者給食の栄養量が充足しているかなどの確認をし、栄養価に不足のある場合は、委託会社の栄養士に献立の改善を求めるほか、患者や付き添いの家族から嗜好調査等を行っている。食材については地産地消の観点から、地元のものを50%購入することが委託の条件とされている

(7)病病連携と沿線自治体医療機関への地域医療支援について。

富良野地区広域市町村圏振興協議会、富良野市、富良野医師会、社会福祉法人北海道社会事業協会の4者で地域センター病院改築に伴う地域医療の基本構想について、平成17年2月17日に10項目の確認書が調印された。

その確認書の「⑤病病・病診連携の確立について」「⑥沿線自治体医療機関への地域医療の支援の推進について」に基づき、富良野協会病院より専門医師の派遣をいただき、専門医を必要とする住民の

利便性を図ることを目的として下記の診療科が設置され、専門医の診察を必要とする住民に大変喜ばれているので、今後も継続して病病連携と地域医療支援の充実を図るべきである。その実績は、診療科目別は次のとおりであります。

泌尿器科、循環器科はそれぞれ各年度ごとの1日当たりの患者数、収入金額等を出させていただきます。

それから、眼科については、平成20年7月より実施ということなので、7月から10月までのそれぞれの実績を掲載させていただきましたので、御高覧をいただきたいと思います。

また、白田院長が平成19年4月1日より毎週火曜日の午後、富良野協会病院内科に診療応援に行っております。

(8)病院事業会計について。

病院事業会計については、平成19年度「病院事業会計決算報告書」及び上富良野町監査委員による「上富良野町企業会計決算審査意見書（病院事業会計決算）」に詳細に報告されているので省略する。

(9)未処理累積欠損金について。

平成19年度決算では、合計8億1,300万円余りとなっている。この未処理累積欠損額は、昭和59年度から計上され、平成5年度では3億7,000万円、平成17年度では7億4,000万円となっており、現在の額になっている。

このうち、未処理累積欠損金に占める減価償却費の比率は下記の表のとおりであり、平成17年度81.6%、平成18年度は77.7%、平成19年度は85.5%となっております。

減価償却費は資産価値の減少分をいい、法定の年限内に損金として計上するもので、公立病院の多くは減価償却費は未処理累積欠損金として処理されており、不良債務ではない。

減価償却費累計額と未処理欠損金の平成17年度から19年度までの推移と比率については一覧となっておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

(10)医師・看護師の確保（院内保育を含め）。

医師・看護師の標準数安定確保は町立病院運営の必須条件である。標準の医師数の60%を下回ると診療報酬の減額となり、病院運営は大変厳しくなる。町立病院の必要な医師数は5.73人で、常勤医師3名と旭川医大からの派遣医の勤務時間を合算すると、現在の医師数は4.91人（85.7%）の充足となっており、これまでの診療体制を維持をしている。

国の「新医療研修制度」によって医科大学に医師が残らなくなり、医科大学の医師不足が発生し、地

方病院に派遣している医師を引き上げざるを得ない状況が激増し、病院運営において休診や廃止等の報道がされている。

町立病院は、理事者、院長と旭川医大との良好な関係により、派遣医を含めて医師確保が行われ、町民の健康と安心なまちづくりに大きく寄与されている。

しかし、医師の長時間労働の実態を直視し、その改善に努めるとともに旭川医大、富良野協会病院とのなお一層の意思疎通と連携を密にすべきである。

医師と看護師がいないと病院は当然に成り立たない。また、医師数や看護職員数により診療規模や病院の収入にも大きな違いが出てくる。町立病院では平成18年10月から看護職員の複数夜勤を実施している。複数夜勤を維持できるよう計画的に夜勤可能な看護職員の採用を進めており、看護師募集についても町立病院の町民周知の情報等に併載をされている。

看護師、准看護師の確保には、従来あった奨学金貸付条例を改正し、平成20年4月から看護師で月額5万円以内だったものを月額7万円に、准看護師で月額3万円以内だったものを月額5万円に増額をした。

今後、医師・看護師を確保していくためには、院内保育の整備が必要である。上富良野町立病院処務規程に基づき、取扱要綱等必要な整備が早急に求められる。

(11)町立病院運営にかかわる関係機関・関係者等の院内視察と懇談会の開催。

町立病院の施設等の改善・改革の現状視察と今後の方針等を聞くため、町立病院運営審議会と議会厚生文教常任委員会が合同で院内視察を行い、終了後、町立病院関係者（医師・看護師・事務部門）と懇談会を平成20年10月27日に開催し、さまざまな分野での意見交換と現状認識、今後のそれぞれの立場での課題等が出されて有意義な懇談となった。

今回は厚生文教常任委員会の呼びかけで開催したが、地域医療の充実と町民に期待される町立病院の運営のために、今後も3関係機関が定期的に懇談会を開催することとなった。

また、平成20年11月28日開催の厚生文教常任委員会終了後に、12月1日より「介護療養型老人保健施設」が開設される直前に、施設の改装状況を視察した。

(12)事務部門での病院運営の専門知識と情報収集の先取り。

平成18年度から平成20年度の町立病院運営の改革・改善については、大きな進展が見られる。

白田院長を中心とした医師団・看護師・事務部門等が一体となって、町の行財政改革の方針に沿い、非常に困難な病院改革に積極的に取り組んできている。

医師・看護師、そして入院・通院患者の要望やニーズを的確にとらえて、事務部門のスタッフが改革・改善の事務処理の中心になって、少ない予算で最大限の効果が発揮された実績が認められる。

介護療養型老人保健施設への転換についても、情報収集を積極的に行い、全道町村公立病院のトップを切っ掛けの転換、療養病床廃止への不安を持った入院患者・親族の不安を解消させ、町及び町立病院への信頼感を大きくさせた。

そのことにより道内の公立病院を運営する自治体（雄武町・羅臼町・白老町2回、天塩町）からの視察が本年度の夏からあった。全道の先駆的な取り組みに注目されたことと判断する。

(13)町立病院の情報公開と町民周知による情報共有について。

町立病院の情報公開と共有等については、病院内での周知、町広報誌の活用、まちづくりトーク、出前講座、議会への各種資料提供と説明等を積極的に実施されている。また、医師の協力のもとにそれぞれの専門分野での町民への周知についても図っている。

広報誌による情報発信ということで、5までございますけれども、御高覧をいただきたいと思えます。

それから、まちづくりトークによる情報発信と町民の声の受信ということで、まちづくりトークとして、町立病院の療養病床転換と富良野広域連合について、あわせて実施をしております。これについてもそれぞれ種別、開催場所についてありますので、御高覧をいただきたいと思えます。

議会関係の説明資料等について。

所管の厚生文教常任委員会・全員協議会、定例議会・行政調査等の説明資料は、従来の形式にとらわれない発想によっての作成と、プロジェクター等を使用しての説明には十分説得力があり、説明責任を果たす努力がうかがえる。

3、今後の課題。

(1)町立病院の維持存続について。

国はすべての自治体病院に対し、「公立病院改革ガイドライン」に基づく「改革プラン」の策定を義務づけているとともに、北海道は「自治体病院等広域化・連携構想」で道内を30のエリアに分けて再編ネットワークを考えており、上富良野町は富良野地区でのエリアとなり、富良野協会病院を地域センター病院と位置づけている。

道の構想では上富良野町立病院、中富良野町国保病院とも、小規模であることや病床利用率が低いことなどから、中核病院との連携のもと診療所化を含めた規模の適正化について検討する必要があると考えられている。

平成20年11月2日に道内公立病院の病床利用率3年連続70%以下の公立39病院が発表された。その記事の中で上富良野町については、「病院の経営改善を進めつつ、町からの繰入金を平成18年度より約7,400万円ふやし、3,409万円の債務額をゼロにした」と記されている。

上富良野町立病院は、「病床利用率3年連続70%以下」「不良債務」についてはかろうじて入っていないが、今後は予断を許されない。

そのような背景から、上富良野町立病院として、維持・存続させるために経営改善は当然のことながら、理事者・議会・町民が一体となって情報公開とともに、町民から支持される病院づくりを目指していかなければならない。

(2)町立病院の建物の維持管理等について。

昭和55年（1980年）に現在地に、一般病床80床として移築して28年が経過している。現在まで、屋根、壁、トイレ等の改修を行って建物本体の延命策を講じてきています。町立病院の将来へのあり方とともに、町立病院建物についても計画的な基金積み立て等の対策が必要である。

(3)救急医療体制の確保について。

平成18年度の時間外診療者数は1,919名、救急車で搬送された患者は299名であり、平成19年度の時間外診療者数は1,944名、救急車で搬送された患者は293名である。

上富良野町には1万2,000人の町民がいるが、合計特殊出生率が1.86と全道一であるように乳幼児も多く、また、65歳以上の高齢者が23%（2,905人）を超えている。そのような状況から、町立病院の救急医療体制は維持していかなければならない。

そのためには医師の確保が大前提であり、常勤医3名と旭川医大からの派遣医の日数が削減されないようにして、現行の体制維持に努めなければならない。

救急医療を要する患者の病状によって、ドクターヘリの利用も視野に入れていく必要がある。

まとめ。

上富良野町立病院は、町民にとって絶対に必要な医療機関である。上富良野町第5次総合計画（平成21年度から平成30年度）に当たっての町民アンケートの中で、設問「今後10年間どの分野で重点を置くべきか」（3つまで選択）では、「保健・医

療・福祉の充実」が79.5%と断然トップである。

「町立病院の運営で力を入れるべきことは」の設問では、標準的でも良質な医療提供と安定した経営が61.1%、老健施設など、福祉機能を兼ね備えた運営42.0%、夜間や休日など、時間外診療の充実37.2%となっています。

このアンケートからも明らかなように、多くの町民が町立病院を頼っていると判断される。しかし、「夜間や休日など、時間外診療の充実」については、町民の要望としては理解できるものの、現在の医師体制では大変大きな負担となる。富良野医療圏においても救急医療の崩壊を防ぐためにも、「軽症患者による夜間、休日外来の利用の適正化や、救急車等の適切な利用などの普及啓発」に努めているので、町民の理解を求めていく必要がある。

町民の健康と生命を守るため、より充実した医療体制を目指し、町民の期待と信頼にこたえる町立病院として、医師・看護師・職員が常に改革意識と経営意識をもって住民医療サービスの向上に努められるとともに、公立病院の維持には財政上の負担も必要こと、また、町立病院内外の環境整備が進められて町立病院が大きく変わったこと等を町民に周知すべきである。

以上をもって、報告といたします。審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑があれば賜ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

例えば、この6ページの中核病院との連携で、診療所化を含めた規模の適正化という言葉がうたっておりますが、一方で、またこのドクターヘリを含めた現行の維持体制を継続しなければならないという、表現が矛盾するというふうに思っておりますが、この点はどうなのですか。

それと、診療所化によって現在入院されている老健が非常にこれから高齢化によって、大切になってきます、あるいは老人ホーム等がいて。こういった入所されている人たちのこの事後の対処を含めた中での診療所化ということを具体的にどういうふうに考えているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番中村委員長。

○厚生文教常任委員長（中村有秀君） 米沢議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

中核病院との連携と診療所化ということは、これは道がそういうことを言っていることなので、我々

としては、診療所化ということではなくて、あくまで町立病院を維持していく。しかし、中核病院との関係等もありますので、そういう連携は必要だということと考えてあります。

それから、もう1点でございますけれども、今後専門医等の関係等も含めて、やはり連携を強化をしていかなければならないということで、問題はある面で白田院長との個人的ないろいろなつながり等も、要素としてはあるのかなという気がいたします。

そういう関係で、今後ともその連携強化を将来的にわたって、やっぱり体制づくりをしていかなければならないという判断でこの報告書としました。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 私の聞いているのは、道が言っているというのは、大きなこれ問題もたくさんあるのですよ。道が言っているのではなくて、ここに今後の課題ということできちっと掲げられているわけですから、上富良野町としてどうするのかということが、ここでははっきりと意思表示されなければ、この報告の意義がないと思うものですから、述べさせていただいたのですが、ここをこういう体制で進むという考えなのか、道の方針だからここにのせたということですか、言葉の表現として。

○議長（西村昭教君） 9番中村委員長。

○厚生文教常任委員長（中村有秀君） 私は、道がこういう厳しい条件を出してきているように、厚生労働省も当然道は国の方針に基づいて出しているということでございます。したがって、私は後段のようにこのような背景化ということで、町立病院を維持存続するために経営改善は当然ながらという、最後の後段が町民と一体になった形で、町立病院の維持ということをしていかなければならないということで、結んであるということでございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ほかに質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査報告を終わります。

暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長村上和子君。

○議会運営委員長（村上和子君） 上程いただきました報告第4号議案を報告させていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成20年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成20年12月11日。

上富良野町議会議長西村昭教様。議会運営委員長村上和子。

記。

1、上川支庁管内町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成20年10月21日に10名により、旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

(2)研修の結果。

旭川医科大学学長吉田晃敏氏より「旭川医科大学が推進している地域医療」の講演と財団法人日本消防協会会長元総務大臣片山虎之助氏より「これからの地方自治」の講演を聴講した。

以上でございます。御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第8 選挙第1号

○議長（西村昭教君） 日程第8 選挙第1号富良野地区環境衛生組合議会議員補欠選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

富良野地区環境衛生組合議会議員に米沢義英君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました米沢義英君を富良野地区環境衛生組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました米沢義英君が富良野地区環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選されました米沢義英君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎日程第9 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

尾岸町長には最後の質問をさせていただくわけですが、感慨深いものがございます。本当に3期12年にわたり御苦労さまでございます。

介護保険につきましては、平成12年、導入以降15年、18年、平成21年度と3回目の保険料の改定となりますことから、今までの経緯もございすし、今後のことについても御心配もおありになれるかとも思ひまして、質問させていただきます。

1項目めは、介護従事者対策と介護保険料の見直し措置について。

1点目、2009年4月から介護報酬が見直しをされることより、2年前の改定では介護報酬の減額改定によって、人件費を削減する流れで退職者がふえる一方で補充も進まないという状況がありました。人手不足が深刻化しておりまして、介護従事者の平均年齢は何歳ぐらいでございましょうか。町としては職場環境改善、また、賃金等の見直しについてどのように考えておられるのか、町長にお伺いしたいと思います。

2点目は、介護従事者の報酬の見直しは当然あってしかるべきと考えますが、これによって2009年4月からの介護保険料の改定に影響を来し、かなり値上がりすることになりはしないか。2008年まで町村民税が前年度非課税だった人が次年度課

税になった場合、激変緩和措置がとられたが、2009年4月からのこれからの措置はどうなるのか。介護保険の事業計画の介護サービスの見込み量や保険料の見通しはどうか、町長にお伺いします。

2項目めは、学校施設の安全性の確保について。

児童生徒が一日の大半を過ごすとともに、地域住民等多くの人たちが利用する学校施設。また、災害発生時には児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設の外壁、建具、ガラス、内装材、天井材、床材、屋根材、電気、機械設備、備品といった非構造部等、チェックリストをつくり定期的に検査し、修繕改修計画等学校施設の安全性の確保が必要ではと考えますが、教育長のお考え方はいかがでしょうか。

3項目めは、学習指導要領の改定がなされたが、上富良野町としての教育の取り組みについて。

1点目は、ことし、文部科学省で学習指導要領の改定が行われ、引き続き「生きる力」の育成、削減されてきた総授業時間数を理科・算数・英語等を中心にふやす一方、総合的な学習の時間及び選択教科の削減、小学校高学年への外国語活動の新設などが示された。これらの改定の方向性をどう受けとめるのか、また、上富良野町ではどのように取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

2点目は、ゆとり教育から学力重視への方向転換といえるが、ゆとり教育としての評価はどのように考えておられるのか。

3点目は、学習内容の変更や授業時間の増減に対する進め方の中で、小学校5年、6年に対する英語の授業等について、円滑な移行への対応等はどのように考えておられるのか。

以上でございます。教育長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の1項目めの介護従事者対策と介護保険料の見直し措置につきましての御質問に、まずお答えさせていただきたいと思います。

1点目の、本町における介護従事者の状況ですが、介護従事者の平均年齢は、正職員・臨時職員を合わせまして、特養ラベンダーハイツにおきましては、38.4歳、町立病院の老人保健施設は、39.9歳であります。町の介護従事者は、臨時職員が多数を占めておりまして、介護職員としての人材が定着しない状況が見られますけれども、本年度におきまして、賃金単価を増額改定し、経験年数を経ることにより増額となるような処遇改善を図った

ところであります。

次に2点目の介護保険料につきましての御質問でありますが、現在、平成21年度から3カ年間の第4期介護保険事業計画の策定を進めている段階であります。

この計画の具体的な内容が確定するのは、まだ先のことになりますので、私の任期が12月26日までであることを考えますと、申し上げることはできないことを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 2番村上議員、2項目めの学校施設の安全性の確保についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、上富良野町では町内の小中学校に施設管理業務員を配置して学校施設の維持管理を行い、軽微な補修等については施設管理業務員が行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、各学校施設は、災害発生時には地域住民の緊急避難施設としての役割も担っていることから、施設の安全確保については万全を期しておりますが、老朽化が進んでいる学校もあり、施設や設備の不具合等が発生した場合には、当該学校から直ちに連絡が入り、事務局職員が現場確認を行ってそれぞれの対応を図っているところでございます。

今後につきましても各学校の施設整備のさらなる安全の確保に努め、維持管理についても、学校・教育委員会及び町の建築担当課と連携を強めて、施設や設備の検査を実施するなど、施設整備計画の見直し等を進め、学校施設の安全性の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3項目めの、学習指導要領の改定による上富良野町としての教育の取り組みについてお答えを申し上げます。

最初に、学習指導要領の改定の方向性をどのように受けとめ、どのように取り組んでいくのかということについてお答えさせていただきます。

今回の学習指導要領の改定は、中教審や教育再生会議の答申、さらに世論等をもとにした基本教育法の改正に伴い、その具現化を目指して示されたものと受けとめております。

その概要としましては、一つ、知識・技能や思考力・判断力・表現力・学習意欲などの確かな学力を確立すること。二つ目には、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくること。三つ目には、社会全体で教育の向上に取り組むことなどを基本としており、理念としてはこれまでの方向性と大きく変わ

るものではないと考えております。

本町においては、増加する教科・授業内容・授業時数などに対応し、平成23年度においては小学校、平成24年度においては中学校とそれぞれ新学習指導要領完全実施に向けて、移行措置期間を踏まえスムーズに移行ができるよう準備を進めているところであります。

2点目のゆとり教育から学力重視への方向転換といえるが、ゆとり教育としての評価はどのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

平成14年から学習指導要領において、これまでの我が国教育に関し、欧米諸国と比べて学校における授業日数が多い、受験に向けての「塾通い」など、「子供が忙し過ぎる、ゆとりがない」等の世論に対応し、「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」を基本理念に大きく教育が変わってまいりました。

こうした中で、基礎基本の定着とみずから学びみずから考え、主体的に判断・行動して問題を解決していける力、柔軟な発想や表現力などの、「確かな学力や豊かな個性・心の育成」を目指したものとして、その考え方は間違えたものとは考えておりません。

しかし、実現に向けての具体的な手だてに対し、さまざまな障害が、社会の情勢の中で予想を超えたものがあり、実現に向けて困難があったことも認めざるを得ないと考えております。

3点目の小学校5・6年生に対する英語の授業等の円滑な移行への対応についてお答えいたします。

小学校5・6年生に対する英語の授業につきましては、平成23年度の完全実施の前、平成22年度の5年生から先行実施する方向で各学校長と協議を進めているところでございます。

また、一部教科については、平成21年度から先行実施することから、必要な教材等の準備を進めているところであり、先行実施の状況を確認しながら、その後における計画の詳細を検討し、完全実施に向けて円滑に移行できるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） まず、1項目めの介護従事者対策と介護保険料の見直し措置についてでございますけれども、介護従事者の年齢が特養では38.4歳、平均年齢、それから老人保健施設では39.9歳、限りなく40歳に近いということで、介護に携わる年齢としては、今はいいとしても、1年1年加齢になってきますし、若い人も平均ですでおら

れると思いますけれども、新規採用も常時していかないと、やっぱり入所の方、特養にしましても、だんだん重度化してきておりますし、老人保健施設にしましても、高齢化とそれに加えて認知症にもなっているような状態もありますし、社会福祉協議会、これは事業所として町とは別個の独立の事業所だと思いますけれども、そこで介護ヘルパーをしていらっしゃる方にお聞きしましても、やっぱり介護されている方がだんだん重く、重度化になってきまして施設に入られる方が多いのだと、そういうことで、だんだん仕事が少し減ってきている状態もあると、こういうことで、町としては社協につきましては独立した事業所としてとらえていらっしゃると思いますけれども、介護に従事してくれる人の、やっぱり働く場の改善、これはかなりやめる人も多かったようなことも聞いてますし、大変御苦労されて、先取りのような形で賃金も少し見直しもされたようではございますけれども、やっぱりこういう重度化してきておりますし、高齢化に伴って本当に介護される方、介護従事者のこの労働環境は本当に大変だと、こういうふうに思っております。

ということにつきまして、町長はこれまで医療、福祉、介護等にかかわってこれまして、町としての施策も多く、私は大変評価をしているところでございますが、町長もこういう従事者の働く環境については同じようなお考えを持っていられるのではないかと思いますけれども、介護従事してくれる人たちの働く場の改善と賃金等については、どのようなお考えを持っていられるのか、介護保険が平成12年に導入されまして、15年に改定されまして、また、3年ごとですから18年に改定されまして、また、今回20年度にまた3回目の介護保険料の改定になるわけですが、そのことにつきまして、町長は今回、12月で終えられるということでございますけれども、導入以降ずっとかかわってこられておりますので、この激変緩和はことしいっぱいで終わるということでございますけれども、これらも少し見直し、方向性ぐらひはやっぱりこれから介護報酬が上がるとなれば、そのはね返りで介護報酬が上がると、やっぱり介護保険料にも影響してくるのではないかと、こういうふうな考えを持っているのですけれども、町長の今まで考えておられる介護保険事業等を聞かせていただけないでしょうか。ちょっとお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護従事者対策、これにつきましては、先ほども

報告させていただきましたように、私の施策の中で改善すべきものは改善しながら今日まで介護保険制度の3期を、今年度で終わるわけですが、この期間につきましては対応させていただいたつもりでございます。

まだ、不十分な部分もありますし、報告を受けますと、やはり従事する職員の採用等々には非常に厳しいものがあるというふうな報告も聞いておりますので、これらの是正を進めてきたところであります。

ただ、これから第4期目に向かっては、いがかと感想をとということですが、さきにお答えさせていただきましたように、次の4期目の方向につきましては、まだ国からもその方向は定まっていないと。新聞報道等々ではいろいろなことが報道されておりますが、国からはまだ4期目の方向性が指示されていないというふうな状況でありますので、私のほうからはお答えすることは控えさせていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか、2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 今、現在の町長の方向性についてというのをちょっとお聞きしたかったのですが、次期町長のほうで、第4期がまだ具体的に決まってないということですので、それでは次の2項目めの、学校施設の安全性の確保についてお尋ねしたいと思います。

この小中学校に施設管理業務員を配置して、そして小中学校施設のちょっとした補修に当たっているということですが、これは公務補のことを指しておられるのでしょうか。その点も1点、お聞きしたいと思います。でも、ちょっとした補修ならわかりますけれども、こういった公務補の方としましては、余り専門的な技術等も持ち合わせていらっしゃらないでしょうし、それで、施設や整備の不具合が発生した場合に、学校から連絡して対処しているということなのですが、私は、そうではなくて、今回もある事態が起きてアスベストの検査で、上小の児童さんやそこを利用されている町民の方にも御不便をかけておられる状態があると思うのです。

それで、今、公共施設がどんどん老朽化してきていますので、今、煙突のこういったことから、今ずっと各施設調査されておりますけれども、どのところも欠損が見られるが、ほぼ安全であると、ほぼということがついているのですけれども、大体安全であるということが二、三カ所ぐらいだったかなというふうな調査報告書をいただいたのですが、

アスベストの検査とまたちょっと違うと思いますけれども、上小は昭和58年に建設されておりますと、何といっても小学校、中学校はやっぱり朝の7時前ぐらいから夜6時過ぎぐらいまでずっとあけてある施設ですし、何かあってから対応するのではなくて、やっぱりマニュアルを決めて、1年に1回か2回ぐらい点検することが、補修費もある程度少なく済みますし、建設水道課の方との連携をしながら補修に当たっておられると思うのですが、私は、そういうなってからではなくて、日ごろからやっぱりそういう点検というのは必要だと思っているのですけれども、その点はどのようにお考えなのでしょう、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、1番目のお話にありました施設管理業務員、通称公務補さんという形で、町のほうでお願いをしている状況でございます。

それと、施設管理につきましては、議員御指摘のとおり、もう各施設、いろいろと経年、老朽化しているというのが事実でございます。その中で、今、上富良野小学校、アスベストの問題も含めて、緊急の部分については早急な対応をしてございますし、今後においてもそういう部分については早急な対応をしていかなければならないというのは、もう事実上間違いございません。

それと申し上げました、やはり老朽化、経年しているという状況の中で、この当然今御指摘のとおり、各施設のチェックについては、それなりの対応を今後も進めていきたいと思っています。そういう中で、先ほどお話の中でも申し上げましたように、そういう中で、今、学校、特に学校施設でございますけれども、本当に経年劣化しているということで、その計画の中にやはり投資的な費用といいますか、いろいろそういうものも実際かかってきてございますので、これから今21年度から迎えます5次総計に向かって、それなりの対応の仕方を組み立てていきたいというふうに考えております。

定期的というお話もさせていただきましたけれども、それはもう完全に実施をしていかなければならないということは、もう間違いなくそのような状況であるということで、こちらのほうも進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） これから点検を考えていかれるということでございますけれども、建物全体が

安全でしても、仕上げ材ですとか、備品の被害でもし災害とか地震等がありましたら、そういったもので支障を来すことがないように、やっぱり補修に補修を重ねて延命化、やっぱりできるだけ施設を大切に、なかなか財政的にも厳しいものがありますので、補修しながら使っていくような状況だとは思いますが、なかなかそういったことができないのでしたら、まず今ある機材とか、パソコンなんかは今授業で使っております。パソコンに滑り止めをつけるとか、それから図書の食器棚にぐらっと地震なんか来ましたらあれですから、固定するとか、それから今ドアが、西小の体育館の裏から出るところのドアなんか、物すごく悪くて、なかなかそういった備品をよく外部もそうですけれども校舎。きのうは上小の外壁のヒバカ松かきれいにうっそうと、物すごくどうなるのかなと思っておりましたけれども、きのうはきれいに上小の外壁の杉、松でしょうか、きれいに切って、外周りのほうはやっていらしゃったようですけれども、やっぱり床なんか腐食してないとか、床なんか沈むところがないかですとか、やっぱりそういったマニュアルをつくって、たしかマニュアルあると思うのですよね、学校安全防災のための、マニュアルというのが…。

○議長（西村昭教君） 済みません、村上議員、質問の趣旨はわかるのですが、もう少し簡潔・明瞭にひとつお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○2番（村上和子君） そういったことをマニュアルをつくって、まず検査をするほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

備品等につきましても、今、御心配のところもあるかと思うので、先ほど申し上げましたように、一つの部分につきまして、きちっと確認をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） それでは、3項目めの項目に入りたいと思います。

今度、学習指導要領の改定がなされたわけですが、上富良野町としての教育の取り組みについて、先ほど御答弁いただきましたけれども、新学習指導要領改定に伴う町の取り組みについてですが、まず、受けとめ方としては、確かな学習を確

立することと、社会全体で教育の向上に取り組むことなどを、そんなに大きく変わることはないというところをやっていってほしいと思いますが、私もそのような理解をいたしております。

ゆとり教育評価については、何か間違ったものではないという考えで、実現に向けて大変困難だったということですけれども、今度理科と数学と英語をふやすということで、平成23年度から小学校、平成24年度からは中学校ということでございますけれども、やっぱりこれ、よく現場の校長先生とか先生方とかの話し合い、またこういった移行についての要望とか実態調査が必要だと考えるのですけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 2番村上議員の学習指導要領の改定に伴っての御質問でございます。

今、先ほど御説明申し上げましたように、小学校23年度、中学校24年度から完全実施ということでございます。来年、21年度からも移行できるものについては、今進めるように対応してございます。道徳ですとか、総合学習の時間、特別活動ですとかという部分につきましては、21年度から全面的に実施をするという動きでございます。そういう状況の中で、今、小学校の英語の部分が実はいろいろな部分で小学校で協議をされてございます。これ23年度から実質入るわけでございますけれども、本町といたしましては、今、小学5年生については22年度から入っていきこうという考え方の中で、まず21年度にスムーズな対応を図るために、校長会が主になりまして各小学校の先生方に、その英語に対してのやはり問題だとか課題だとか、いろいろな部分が実はあります、導入の仕方についてもいろいろとスムーズに入っていけない部分もありますので、そういうところを各学校の先生方と調整をさせていただきながら、22年度、5年生から入っていくような形で、今これから実は協議を始めるわけなのですけれども、21年度で検討していくということで、各教科についても、理科、それから算数については、今まで教科でございます。そのゆとりからちょっと学力重視になりますけれども、その面については時間数の若干増加という形で、総合学習の時間が少し減っていく部分と、それから小学校においても授業時数がふえるという状況になってございますので、その対応も含めながら、ちょっと協議を進めてスムーズな対応をしていきたいということで、今、取り進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 5年生が平成22年度か

ら、試行的に実施をされるということでございますけれども、今、英語指導助手のニコール・ヒューゼビーさんがおられますけれども、今まで以上に活動していただくことも必要だと思いますけれども、この英語活動に関する研修は、これ人手不足といいますか、やっぱり英語活動に関する研修や指導力アップの取り組み等を教育委員会で支援する必要があると思うのですけれども、これらについてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 2番村上議員の今の御質問でございますけれども、当然その指導力を問われるところでございます。各学校から実は教育委員会の研修に30時間の研修を受けるということになってございまして、その先生プラス本町に英語を担当している先生方も含めて、その対応を図っていききたいということが、先ほども言いました21年度、組織的にある程度つくりながら対応をしていくという状況に、今、進めている状況でございます。

それと、英語につきましても、今、総合学習の中で一部学校で英語も取り入れて、今ニコール氏が各学校に、小学校にも出向いて、そういういろいろと子供たちとのコミュニケーションを図りながら、英語に対するかかわり方を実は動いてございますので、そのニコール氏も含めて、このスムーズな対応に入っていくという一つの形にも位置づけしている状況でございます。

そういう研修を踏まえながら、今後進めていくということで、今対応していきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） ただいま、そういう研修もやっていくということでございますけれども、道でもそういった英語活動の充実についていろいろな実践を行って、研修を行うということで、道からも方針が出ておりますし、それから外国語の指導方法の工夫改善も、教員の資質、能力の向上等も道のほうでこういう事業の施策が出ておりますので、こういったこともしっかり研修を受けていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、少し今度変わりましたのは、教育委員会とか学校とかでも、基本時間以上であれば、ある程度教育委員会独自の教育方針もとれるということでございます。住民のパブリックコメントでも、町独自の学力増進策を検討してほしいというような町民の声もございました。そこら辺についてはどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 村上議員の各町村におけるそういう学力向上ということでございます。

実は、その部分については、まだ若干今学習指導要領の変更に伴いまして移行措置の中で対応していくということで、まだこれから少し各学校長との協議も含めながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） これからのことですので、移行期間がありますから、完全実施までにはちょっと時間があるのですけれども、私、小学校ですとか、中学校の学芸会、学校祭なんか行かせてもらうことがありまして、この間も地域の公開授業参観日も行っておりまして、校長先生とか、現場の先生によりますと、やっぱりせっかく今こういうゆりの教育で時間数がちゃんとして、いい流れが来ているのに、また今度こういうふうな時間増になって大変だと、こういうような話をされておりましたので、ぜひ教育委員会としましても、そこら辺の混乱が起きませんように、何とかスムーズに移行できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 今の御質問でございます。議員おっしゃるとおり、スムーズな移行というのは我々も願っているところでございますので、極力そのような対応を、負担をかけないということではございませんけれども、そういう移行措置であるということを十分に踏まえながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 私は、尾岸町長のもとで38回の定例議会を経験してまいりました。その中で、その38回の全定例会議会で117件、375項目にわたって行財政改革、また、町民の目線に立つ町政ということで、一般質問をさせていただきました。今回が尾岸町長の最後の一般質問ということで、4件20項目にわたって行いたいと思います。

1件目は、自主防災組織についてでございます。

活火山十勝岳と共生する上富良野町民にとって、いつも仰ぎ見る十勝岳は各学校の校歌の一節に必ず

入って歌われ、その四季折々に変化する景観の十勝岳は大きな観光資源であります。しかし、十勝岳は大正15年大爆発（死者144名、罹災戸数315戸、水田被害500町歩、畑の被害300町歩）、また、昭和37年の噴火で死者5名、この中に上富良野町静修出身の菅原さんも入っております。また、昭和63年噴火災害を経験しております。

火災では、昭和24年の八丁内（現在の栄町）の大火による罹災世帯48世帯、焼失棟数112棟、焼失面積7,237平方メートルと大きな被害があり、その他山火事、住宅火災が発生しています。

また、集中豪雨・大雨による被害も数多く発生しています。特に昭和36年7月24日から25日の集中豪雨では、住宅被害979戸、公共施設被害103カ所、田畑被害2,794ヘクタールと大きな被害を受けており、その他台風等も含めて、田畑・山林・道路や用水路の被害等が数多く発生している。

そのようなさまざまな災害の歴史の中で、上富良野町は昭和61年3月31日に上富良野町防災計画を策定し、それに基づいてそれぞれの分野で防災対策を行い、その一つとして自主防災の組織化が進められた。しかし、防災計画策定から20年を経て、内容が現行に合致しない点も数あることにより、平成17年3月31日に全面改訂され、上富良野町地域防災計画が策定され、町民の生命・財産を災害から守るために実施すべき事務等が定められました。

阪神・淡路大震災、北海道南西沖地震の津波と火災等から、自主防災組織への認識が深まり、町も自主防災組織の再編を住民会ごとに推進しているが、自主防災組織化の状況と災害弱者、地域防災計画では災害時の要介護者の対応について、下記の事項についてお伺いをいたします。

1点目、上富良野町の自主防災組織状況については、自治基本条例（案）の説明資料では、25住民会中、25住民会が結成されていると記され、また説明されているので、平成20年10月1日現在の自主防災の組織状況を住民会別に名称、代表者、規約の有無、役員名簿、防災計画の有無、結成年月日、再編年月日、災害弱者への対応の有無について明らかにするとともに、組織状況の取り組みへの見解を求めます。

2点目、災害時の要介護者、いわゆる災害弱者対策について、自治基本条例（案）の地域説明会で意見要望が出されています。

ちなみに、上富良野町の高齢者実態について述べたいと思います。

平成20年5月1日調査による高齢者実態調査の概要によると、人口1万2,226人、65歳以上

の人口2,905人、高齢化率23.76%。独居高齢者435世帯、22.1%。435人、15%。435人のうち、75歳以上の方が261名、60%を占めております。

高齢者世帯742世帯、37.8%、1,339人で46.1%。1,339人のうち、75歳以上は495人で36.2%を占めています。

要介護者・虚弱高齢者、Jランクの総数は565人、出現率19.4%となっております。

これを保健福祉課の調査報告書による平成25年の推計によると、人口は1万1,910人、65歳以上の人口3,073人ということで、高齢化率は25.8%。要介護者・虚弱高齢者、Jランクの総数716人、出現率23.3%となっており、以上のように、平成20年5月1日の実態調査と平成25年度の推計を比較すると、65歳人口は168人増で25.8%で、町民4人に1人が高齢者となり、要介護・虚弱高齢者は151人増で、その出現率は23.3%となっています。

これらの数値から災害時の要介護者は増加の一途で、その対策が強く求められ、町・地主・防災組織（住民会・町内会）・福祉団体が一体となった取り組みが急がれるが、その具体的な対策をお伺いをいたします。

次、2件目、里仁地区の景観と十勝岳アートビューとしての大観覧車の建設についてお伺いをいたします。

1点目、里仁地区の景観づくり重点地区指定について。

平成19年度の町行政執行方針で尾岸町長は、里仁地区を景観づくり重点地区として指定することを前提に、地区住民の皆さん方の意見反映に努め、地区計画の策定など、地区内における景観整備の方向性を明らかにしてまいりますと言明されたが、年度は変わったが、この方針はどうなっていたのかお伺いをいたしたいと思います。

2点目、十勝岳アートビューの建設についてお伺いをいたします。

深山峠地区に大観覧車の設置として十勝岳アートビュー建設着工が新聞に報道され、上富良野町民や町外の人で景観に関心を持つ人々から、素晴らしい景観を失うとの声が聞かれます。できれば自然に見ることができる現在のままの景観を残してほしいとの意見があります。上富良野町景観条例関係を含めて、次の点についてお伺いをいたします。

1、町への建設申請年月日と建設計画内容についてお伺いをします。

2、里仁地区の地域説明会の開催年月日、参加人員、説明内容、地域住民の要望・意見等について、

お伺いをいたします。

3、上富良野町景観づくり推進会議への諮問年月日と諮問内容についてお伺いをいたします。

4、景観づくり推進協議会の検討協議経過と答申内容について、お伺いをいたしたいと思います。

次に、3件目、日の出公園臨時駐車場についてお伺いをいたしたいと思います。

平成20年9月第3回定例会において、日の出公園臨時駐車場が農地法第5条違反の状態で、16年間にわたって使用されていることが明らかになりました。

町は、上富良野町事件事故調査委員会規程、上富良野町行政処分審査委員会規則による委員会と、上富良野町農業委員とで構成する協議組織（11名）による日の出公園臨時駐車場に関する報告書（11月14日付）と上富良野町農業委員会による農業委員会における日の出公園臨時駐車場の対処に関する考察（11月25日）を、平成20年12月1日に議長により配布、受領したところでございます。

この報告書及び考察について、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

1点目、農業委員会における日の出公園臨時駐車場の対処に関する考察について。

1、対処に関する考察の農業委員会会長としての真意はどこにあるか、お伺いをいたします。

2、農地法違反が解決したと記されているが、全面的に解決したと判断しているのか。

3、再発防止策を具体的に進められているようだが、上富良野町農業委員会規則、会議規則、事務局規程のどの事項条文をどう改正整備したか明示し、説明を求めます。また、未整備部分があるのであれば、その事項を明らかにしていただきたいと思います。

4、駐車場の対処に関し、町の行政情報コーナーに開示のない次の臨時総会の協議内容について、明らかにしていただきたいと思います。

一つは、平成20年9月8日開催の第3回農業委員会臨時総会。もう一つは、平成20年9月26日開催の第4回農業委員会臨時総会。

5、今回の農地法違反について、農業委員会会長としての責任をどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、2点目、日の出公園臨時駐車場に関する報告書についてお伺いをいたしたいと思います。

1、審議回数10回と精力的に審議したことがうかがえるが、協議組織構成11名が全員対象として審議をされたのか、お伺いをいたします。

次に、2、処分量定については、上富良野町職員の懲戒に関する訓令に照らし該当する項目を虚偽報

告、指導監督不適正、信用失墜行為であると報告されているが、それ以外の項目はないのかお尋ねをいたします。

次、3点目、日の出公園臨時駐車場の廃止に伴う当面の措置について見解を求めます。

1、本年冬のイベント関連の駐車場確保はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

次に、2、平成21年度の夏のイベントに向けての駐車場対策はどのようにされているのかお伺いをいたします。

次、4点目、社団法人かみふらの十勝岳観光協会及び地権者への関係についてお尋ねをいたします。

1、農業委員会の不適切な事務処理が問題の要因になっていることから、町、農業委員会が観光協会、及び地権者におわびに行くべきと考えるが、どうか。

2、かみふらの十勝岳観光協会は、臨時駐車場賃料を地権者に払ったと聞くと、町のかみふらの十勝岳観光協会の賃料の補助金額と支払いについてお伺いをいたします。

次に、4件目、上富良野中学校の駐輪場についてお伺いをいたします。

上富良野中学校生徒の自転車通学は、平成7年度までは通学距離1.5キロメートル以上となっていたが、平成8年度の生徒会総会で、学級提出の議案として、自転車通学を全校生徒に許可してほしいとの提案があり、自転車置き場の問題もあったが、交通安全に対する意識の高まり、生徒会活動の活性化を期待し、学校として取り組むこととなりました。生徒会を中心に問題解決を図り、平成8年7月より試行期間がスタートし、その後完全実施となっています。

平成20年度の全校生徒は382名で、自転車通学生徒は304名と、全生徒数の92.7%となっております。通学自転車の駐輪場は平成7年度のままで、屋根付駐輪場に入れない自転車が3分の1もあります。現在の駐輪場の利用状況を平成20年9月13日の第62回学校祭の当日、私が調査をした結果は次の表でございます。したがって、屋根付駐輪場に入っているのは171台ということで、全体の68%、屋根なしは81台ということで、32%となっております。

駐輪場は各学年別に整然と駐輪されており、それぞれの学年ごとに生徒みずからの駐輪場の注意があり、自主的に駐輪の維持に取り組んでいる姿勢が見られたが、駐輪場の問題として、次の2点について早急な取り組みについての見解を求めます。

1点目、屋根付駐輪場の増設についてです。

屋根付駐輪場は3年生用、2年生用は各2棟あ

り、1年生は1棟であります。調査日の実態から屋根付き駐輪場は171台で、屋根なし81台となり、全体の37%となっており、そのうち68%が1年生の駐輪であります。

雨天の日は、自転車通学禁止とはなっているが、登校後の降雨もあるので、屋根付駐輪場の増設を行うべきと判断するが、その措置について教育長の見解をお伺いいたします。

2点目、自転車駐輪置き台の設置についてでございます。

自転車通学許可者は304名であるが、常時250名から280名ぐらいの生徒が自転車通学をされている実態が明らかになっています。駐輪場は指定された学年ごとに整然と駐輪されているが、駐輪場が狭隘のため、寄せて駐輪するため、たびたびドミノ倒しのように自転車が倒れる状況が発生しています。その立て直しに利用している生徒たちが苦勞しています。

財政上の問題があるが、年度計画で自転車置き台の設置について強く求めます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 答弁につきましては、午後からといたしたいと思います。

昼食休憩に入ります。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁、町長。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の1項目めの、自主防災組織についての御質問にお答えします。

初めに、私のほうからは、その取り組み状況について申し上げ、組織状況につきましては、所管の総務課長から説明させます。

昭和63年の十勝岳噴火後、多くの地域で自主防災組織が結成されましたが、残念なことに、年数経過とともに活発に活動がなされている自主防災組織はわずかとなっています。今後においては、出前講座や広報等による防災意識の醸成や啓発、また、自主防災の必要性について十分な説明機会を設けながら、活動の活性化につなげていくことが重要と考えております。

次に、災害時の要援護者についての御質問にお答えさせていただきますが、災害が発生したとき、障がいのある人や高齢者など要援護者と言われる人は、より被害を受けやすく、みずからの力だけでは

迅速な避難ができない状況にあります。

したがいまして、要援護者への対応については、その家族や地域の自主防災組織を初め、消防組織など防災機関との有機的な連携による取り組みが重要であると認識をいたしております。

災害時におきましては、地域防災計画や職員初動マニュアルに沿って対応することとなりますが、各地域においても、常日ごろからの取り組みや地域内で助け合える体制づくりが重要と感じております。

今後、国などが示しております、避難困難な方々を対象とした「避難支援プラン」の策定など、災害時要援護者対策の充実強化に努めなければならないと考えているところであります。

次に、2項目めの景観に関する2点にお答えさせていただきます。

まず、1点目の里仁地区の「景観づくり重点地区」指定についての御質問であります。この指定に関して規定する「かみふらの景観づくり条例」について、御説明しなければならないと思うところであります。

上富良野町では、平成16年4月1日に「かみふらの景観づくり条例」を施行しており、この条例では、町民一人一人が景観づくりの担い手であることの自覚を持ち、このすばらしい景観を守り、はぐくみながら、だれからも愛される町を創造していくことを宣言いたしておるところであります。これを実行するためのルールを定めたところであります。

条例の主眼は、行為規制を一番の目的としたものではなく、理解と協力という実行理念を定めたものとなっております。

条例第7条では、「景観づくりを総合的、かつ、計画的に推進するための景観づくり基本計画を策定しなければならない」と義務を規定しており、これに基づいて平成19年度中に「景観づくり基本計画」の策定を行い、あわせて条例第12条に規定する「特に景観づくりを推進する必要があると認められる場合」として、里仁地区を「景観づくり重点地区」に指定する方向で、町政執行方針の中で示したところであります。

「上富良野町景観づくり基本計画」は、平成18年度と19年度の2年をかけて「景観づくり推進会議」において検討を加え、平成19年4月に決定いたしました。北海道景観条例が平成20年4月1日施行を目指して、その内容が次第に明らかになってくるにつれ、「上富良野町景観づくり基本計画」の方針設定と整合しない部分も生じたため、点検と修正を行う時間を要し、町民への周知は平成19年9月の「町報かみふらの」で行ったところであります。

この基本計画策定作業の中では、指定対象として深山峠地区、駅周辺地区、千望峠地区及び里仁地区の4地区について評価を加えており、この結果として深山峠から里仁地区を候補地としたものであります。

しかし、さきに述べたとおり、北海道景観条例の施行準備、これと並行した北海道景観計画の策定作業が進められる中で、上富良野町が独自に重点地区指定を行うことは、先々に支障を生じることが懸念されたため、北海道の条例運用が明確になるまで先送りをして、現在に至っているところであります。

今後は、当初目指していた景観行政団体となることの是非も含めて、新町長のもとで検討されるよう引き継いでまいりたいと思っております。

次に、2点目の十勝岳アートビュー建設についてお答えさせていただきます。

この計画については、本年6月に、観光施策を所管する産業振興課に、事業者から持ち込まれたものであり、これをもとに7月2日開催の政策調整会議において論議され、上富良野町としてその概要を初めて承知したものであります。

続いて、計画のより具体的な内容を得て、7月18日に政策調整会議を開催し、地域振興と景観保護を主軸とする賛否討議を行ったところですが、論点が定まらないため、再度8月12日に両論側のレポート提出と、事業者に臨席を願って聴聞を行いました。やはり相対する意見の調整がつかないため、景観づくり推進会議の意見を聞くこととして会議を終えておるところであります。

所管においては、直ちに景観づくり推進会議の招集準備を進め、9月1日開催の会議において当該計画についての意見を諮問したところであります。

意見答申は、私の考えとも一致するものであり、適正な事業実施がなされるよう、答申の内容を町の意見として、9月16日に事業者に通知したところであります。

御質問の経緯詳細については、所管の建設水道課長に説明をいたさせます。

次に、日の出公園臨時駐車場の件につきましての御質問に対し、私のほうからは廃止に伴う当面の措置と観光協会及び地権者へのおわびの件、観光協会への土地賃貸料に対する補助金の関係について申し上げ、他の「日の出公園臨時駐車場に関する報告書」に関することにつきましては、副町長より答弁をいたさせます。

まず、本件に関しては、議員各位並びに町民の皆様、関係者の方々に大変な心配と御迷惑をおかけいたしましたことを、行政報告でも述べさせていただきましたように、重ねておわびを申し上げるところ

であります。

それでは、日の出公園臨時駐車場の廃止に伴う当面の措置についての御質問にお答えいたします。

1点目ですが、本年度予定をしております冬イベントの駐車場の確保についてであります。現時点で把握している状況について申し上げます。

「北の大文字」につきましては、イベントが大晦日から元旦にかけての夜中に行われますことから、日の出公園近くの大型店にお願いをし、その駐車場を利用させていただけないものかと考えているところです。現在、事業を主管する運営委員会においても、同様の考えで準備を進めていると聞いておりますので、双方で対応を図ってまいりたいと考えております。

また、「雪まつり」につきましては、日の出公園臨時駐車場の廃止に伴い、運営委員会において、会場を日の出公園のほか、駅裏広場、富原運動公園、社会教育総合センター等々を候補地として検討をしたところですが、東町の自衛隊官舎跡地を駐車場として使用することが可能になったことから、翌年2月8日に、日の出公園での開催を予定しておるところであります。

現在、北海道防衛局との間で、官舎跡地の使用許可にかかわる手続を進めており、この官舎跡地の利用とあわせて、日の出公園近くの大型店にも協力をお願いするなどして、対応したいと考えております。

次に、2点目の夏のイベントに向けての駐車場対策についてであります。さきの議会でも申し上げましたとおり、日の出公園の現駐車場のみでは、特にシーズン中の対応は困難であり、今後も公園に隣接した駐車場は必要であると認識をいたしております。

このことについては、大きな課題でもあるため、駐車場の必要性和確保の判断については、新町長において行われるよう、引き継ぎさせていただきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、観光協会及び地権者へのおわびの件についてであります。特に個々への対応の考えは持っておりません。

次に、補助金の関係についてでございますが、これまで再三申し上げてきたように、平成13年度から公共性や公益性等を総合的に判断し、賃貸料に対して全額となる150万円の公費助成をしてきたところであります。しかしながら、平成20年度分につきましては、農地法に違反していることが明らかとなったことから、町民の心情等を考慮し、当該年度については助成することが妥当でないと判断い

たしました。このことは観光協会にもお伝えしたところであり、その後、観光協会より関係補助金の減額変更承認申請が出され、承認決定を行った経緯にあるところであります。

○議長（西村昭教君） 次に、総務課長、答弁。

○総務課長（服部久和君） 私のほうからは、自主防災組織の組織化の状況についてお答えします。

当町の25の住民会組織すべてで自主防災組織の組織化がされております。組織の結成年ですが、昭和62年に15団体、平成元年に6団体、平成2年に1団体、平成4年に1団体、平成20年に2団体となっており、そのうち6団体が平成17年から20年の間に再編をしております。

次に、規約の有無等についてですが、25の団体すべてが規約を有し、また、役員構成もなされております。防災計画につきましては、25団体中6団体が有し、その中で弱者対策についても触れられているところです。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の2項目め、「十勝岳アートビュー」建設についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町への建設申請年月日と建設計画内容についてですが、御承知のとおり、町内に「景観づくり重点地区」の指定はないので、現状においては「かみふらの景観づくり条例」第15条に基づく「行為の届け出」を要しない事案であるため、建築基準法に基づく建築確認のみで審査されることになります。上富良野町は建築基準法第97条の2に基づく建築主事を置く特定行政庁となっておりますが、町の所管する規模を超えているため、北海道上川支庁が確認審査を行っております。

建築確認申請は、本年9月8日に提出され、確認通知は11月17日になされています。

建設計画につきましては、観覧車仕様は、全高50メートル、回転体47メートル、定員4名の客室を30台付設するもので、約11分22秒で1回転するものです。確認審査後着工し、来年4月に開業をするものと聞いております。

次に、2点目の里仁地区説明会についてですが、この説明会は事業者が自主的に行ったものであり、町ではこの内容詳細を掌握しておりませんが、事業者から聞き取った範囲では、本年8月3日、公民館里仁分館において、13人から14人の住民会役員会で行い、地区振興などへの配慮の意見が出ながらも、総論としては異議なしとの結論を得たということです。

3点目の景観づくり推進会議への諮問についてですが、内部会議である政策調整会議において、3回の協議をした結果、当該計画が景観に支障を与える要素が大きいため、8月25日に推進会議会長に対して、「上富良野町深山峠地区観覧車の設置計画について」とする諮問を行いました。

4点目の会議経過と答申内容ですが、8月25日の諮問に対応して、会長により9月1日に景観づくり推進会議が招集されました。

会議では、まず建設予定地に移動して現地確認を行うとともに、事業者からの計画説明と聴聞を行った後、役場に戻り審議が行われております。この審議結果を会長一任のもとで集約したものが、9月12日付で会長から町長に意見答申されております。

意見答申は、審議において各委員から出された意見を4点にまとめたものであり、この内容は、1、かみふらの景観づくり条例及び上富良野町景観づくり基本計画を理解し、できる限り景観に配慮した計画実施を望みます。2、地域の理解を得る必要があります。3、地域との発展のため、経営方針等をしっかりとした計画を示す必要があります。

4、地域と町の発展のため、町も支援が必要であります。となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（松藤良則君） 9番中村議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の農業委員会会長としての真意についてありますが、私といたしましては、当該農地の一時転用許可期限が平成4年であったにもかかわらず、平成18年6月12日付で農地法第5条第1項の申請がなされた時点において、本来は農地に復元させる指導を行うべきところを、一時転用許可を認めるという、大きな判断の誤りが、本件の解決に時間を要した原因と考えています。

このことについては、農地の番人とも言える農業委員会の会長として、まことに不適切な対応であり、関係法に基づく厳格な執行・審査・運用に対する自覚が足りなかったことを深く反省し、町民の皆様、関係者の方々に御迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわび申し上げます。

今後は、農業委員一人一人が農業委員会憲章のもと、農地法など関係法への深い理解と資質の向上に努め、農地行政の的確な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の、農地法違反が解決されたと、考察に記載していることへの御質問にお答えいたしま

す。

平成20年9月16日に観光協会の会長より農地復元にかかわる着手届が提出され、平成20年9月24日付で完成届が提出されました。平成20年9月29日、農業委員会による現地確認を行い、第5回農業委員会で一時転用の工事完了を承認いたしました。

このことから、農地法上にかかわる問題につきましては、1件を除き完了したものと認識をしております。また、平成20年12月8日開催の第7回総会において、復元された農地の利用権の設定について、耕作者及び地権者から賃貸借権の申し出申請が提出され、承認したところでもあります。このことは、来年度の当該農地での作付けが確定したことを報告させていただきます。

次に、3点目の再発防止策に関する御質問にお答えいたします。

再発防止対策ですが、今回の反省を踏まえ、公印の管理、諮問における答申の報告の徹底や、許可指令奥書に関する書類、事項の厳格化等を行い、再発防止に取り組んでおります。また、新たな取り組みといたしまして、定期的に監査を行い、適正に会務等が執行できるよう、3名の監査委員を配置し、事務監査体制の強化を図ってまいります。

また、「上富良野町農業委員会規則」「会議規則」「事務局規則」につきましても、内容等を精査して、農業委員会総会に提案する準備を進めております。

次に、4点目の第3回及び第4回の臨時総会の協議内容に関する御質問にお答えいたします。

第3回臨時総会では、農地法第5条の一時転用許可に関する、日の出公園臨時駐車場の転用について協議を行っております。第4回につきましては、平成15年4月から平成20年8月までの上富良野町農業委員会における転用申請及び許可についての調査及び事務局職員の処分について協議を行っております。なお、議事録については、12月10日、情報コーナーに開示いたしましたところでございます。

次に、5点目の本件に関する私の責任についてですが、今回の問題に関して、私の的確な認識判断があれば、このような重大な事態を引き起こすことは回避されたと思っております。よって、私といたしましては、農業委員会会長としてのけじめのつけ方として、報酬の10分の3を1カ月返納することを決めておりますが、一連の事務処理及び再発防止策が整理、完了した時点で会長として、また、農業委員として最終決断をしようと考えております。

次に、観光協会及び地権者へのおわびの件であり

ますが、私といたしましては、復元に協力いただきました観光協会及び関係者の方々にごあいさつに伺う予定であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） それでは、私からは、「日の出公園臨時駐車場に关します報告書」に関する2点の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、本件の協議に当たりましては、町長のもとに設けている上富良野町事件・事故審査委員会と上富良野町行政処分審査委員会に後ほど、上富良野町農業委員会から会長と職務代理の2名が加わり総勢11名で全員を対象として協議を進めてきたところであります。

次に、処分量定についての件であります。本件に関しての行政処分は地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分であります。

その処分を行う際の諸基準を、上富良野町職員の懲戒処分に関する訓令として定めておりますので、それに照らし合わせ、該当項目を3項目として、その量定を決めたところでありますので、他の項目には該当しないものと判断をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 9番中村議員の4項目めの上富良野中学校の駐輪場についての御質問にお答えさせていただきます。

屋根付駐輪場の増設についてであります。平成8年に生徒会みずから交通ルールを守ることを条件に、全校生徒が試行的に自転車通学となり、現在も引き続き実施されているところであります。

私の見る限りにおいては、朝の通学時においてもしっかりと交通ルールを遵守しながら登校している状況であり、大変マナーがよいという印象であります。

現在、屋根付駐輪場を5棟設置して、それぞれ生徒に使用されておりますが、自転車通学者の約3割ほどが屋根付駐輪場に入れない状況であります。

さて、屋根付駐輪場についてであります。学校では自転車の盗難やいたずら等を防ぐため、駐輪場付近の垣根を低くするなどして極力視界不良の状況とならないよう工夫をしており、防犯等の安全面などに配慮されていることから、屋根付駐輪場を増設することは考えておりませんので御理解を賜りたいと思います。

次に、自転車駐輪置き台の設置についてであります。通学生徒の一部屋根付駐輪場に入れない自転車がドミノ倒しになっており、それを直すのに生徒

が苦勞しているという状況であることも承知しているところでもあります。

今後の対応といたしまして、サイクルスタンド形式のものを計画的に設置し、自転車がドミノ倒しになることを防げるような検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ありますか。

9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） 自主防災組織の関係です。

今、総務課長のほうから答弁をいただきましたけれども、形はできてるけれども中身が伴ってないのですよ。私、これを分析しましたら、規約、役員名簿、防災計画のある住民会は6住民会しかないのですよ。それと全部見ていったら、すべてのない住民会もあります。これが12住民会等がございます。

したがって、私は、これはきちっと計画を立てながら住民の理解を得ていただく、それから、町の5カ年計画の中では、平成19年度に一つ、それから25年度は16、30年度は25全住民会ということで、危険度合いの環境をして進めていくということで計画をされてますので、そういう点で進めていただきたいと思います。

それから、もう一つ、災害弱者の関係です。

これはこの前、基本条例の中で説明会で何人かの町民の方から言われました。情報公開があるからということでございますけれども、一つの例として、議会人の中に載ってました、愛知県の豊田市。これは自分はそういうことだった場合に、どなたか助けていただきたいというようなことを町に申し出をして、それを町が受けて、その関係住民のだれがだれを見るというような体制をつくっていくシステムを、愛知県の豊田市でやっております。ですから、そういう例をぜひ参考にしながら、地域の福祉推進員、それから住民会、町内会の役員等含めて、ぜひやっていただきたいと思います。

持ち時間がございませんので、とりあえず私のことで一方的にお願いというか、こう進めるべきだということでお話を申し上げていきたいと思います。

それから、十勝岳アートビューの関係です。

非常に今回唐突な形で出てきたということですが、ただ一つ、私は町長が景観づくり推進会議の意見と合致したということだけでも、一般町民、それから多くの景観を愛する全道、全国、また外国からも参ります。その人たちは非常に残念だと思います。

したがって、私は、政策調整会議が3回やっても決まらなくて、ゲタを景観づくり推進会議に預けたと。僕はまだ役場の職員の中に景観に対する良心的

な理解度のある職員がまだいたということで、僕は本当にほっとしているところです。ですから、ある人は言います、景観づくり推進会議でなくて、景観壊し推進会議でないかと、本当にもうちょっと景観条例の前書きの中にはっきりなってます。これを十分熟読玩味をして、やっていただきたいということ、もう一つは12月31日で景観づくり推進会議の委員がかわります。できればそういう自然保護、それから景観に対する関心のある人をできるだけ入れていただきたいと思います。そして、多くの議論ができるような場をつくっていかねばならないのではないかと思います。本当に反対の皆さん方のインターネットの署名が、1,000以上超えているということで、その中で何点か私関心のあるものということで、本当は読みたいですが、恐らく町長にも提出されると思いますから、これは読まないです。ただ1点、トリックアートができたときに、高橋寅吉さんという12月9日に亡くなった方、いろいろな分野で活動されて、登山も愛し自然も愛する人、あの人が、トリックアートができるときに、我々郷土をさぐる会で回ったときに、「何でここにこんなもの」と。そのとき役場の担当者どう言った「景観条例がないから阻止できなかった」と言った。しかし、今、景観条例ができて、結局つくられるわけでしょう。

ですから、私は、町長は今の条例とあれから言えば、阻止はできないけれども、せめて町長はやはり反対意見を、合致したではなくて、そういう意思を表示したというようなことで僕はやってほしかったなど。町長の3期12年の最後になって、こういう形で言うのは申しわけありませんけれども、そういう気持ちでいっぱいでございます。

それから、農業委員会の会長にお尋ねします。これは、一問一答でいきます。

第4回の臨時農業委員会で、17項目指摘されております。それを私なりに分析しました。そうすると、諮問書の提出おくれというのが2件あります。極端に言えば一連に関する農業委員会総会でかけたものが、おくれで諮問書が提出された。これが1年2カ月おくれ、8カ月おくれがあります。それから、申請書の原本が保存されてないというのが3件あります。それから、総会の審議を得てないのが1件、それから諮問が行われてないのが2件。

実際に先ほど副町長が、これ以外にはないということを書いてましたけれども、こういう事実が出てきているのです。そうすると、これらについて、どう今処理をされているかという点で、まずお聞きいたします。

○議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

○**農業委員会会長（松浦良則君）** 諮問書のおくれにつきましては、農地法の解決がおくれ、平成13年度から農地法違反状態のまま公金が拠出されたことの背景の調査について、農業委員会としての対応を精査していることによって、提出がおくれたのだと、このように受けとめております。これらのことについては、内容について調査と、町民の方々に納得のいく説明があってしかるべきでないかと思えます。このことがすべて整理され、農地法の問題についての完了と私どもは受けとめております。

また、それから原本、総会、いろいろそういう事務的な内容については、事務局長のほうから説明をさせていただきます。

○**議長（西村昭教君）** 農業委員会事務局長、答弁。

○**農業委員会事務局長（伊藤芳昭君）** 9番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

私ども調べた17件につきまして、今、現在の事務処理の関係でございますけれども、今、原本のないものについては相当探しましたが、原本が見つからないということで、これは本当に農業委員会として書類の管理等につきましては、大変不適切な部分があったということで、この場をおかりしましておわびを申し上げたいと思います。

なお、17項目の案件につきましては、今、解決できるものについては、今処理全部しておりますし、今、継続中にあるその事業が、継続中にあるものを含めて、今事業の精査をしております。なおかつ、今、ない部分についての御質問でありますけれども、これについては今現況を、地区の農業委員会が地区を確認しまして、申請書どおり履行されているということを確認しております。

以上でございます。

○**議長（西村昭教君）** 9番中村有秀君。

○**9番（中村有秀君）** それでは、確認します。その4条、5条申請等の原本等の書類の保存期限は、町の文書事務規程の中を適用してやっているのか、その保存期間をお尋ねします。

○**議長（西村昭教君）** 事務局長、答弁。

○**農業委員会事務局長（伊藤芳昭君）** 原本の保存期間については、永年保存でございます。

○**議長（西村昭教君）** 9番中村有秀君。

○**9番（中村有秀君）** では、永年保存ということで、原本がないというのは、4条で1件、5条で2件あるのですよ。そうすると、その作成は速やかにしなければならないのではないかなと思うのですよ。

私、このうちの2件に電話をしました。農業委員会から一切連絡来てませんと。本当に大事な永久保

存のものが、こんな形でないということはもってのほかだと思うのですよ。

先ほど、副町長に僕言ったのは、処分の訓令の中にあるのですね、公金、公物をなくした者と。ですから、これに該当するのかと。ただ、これがどこの範疇がやったということは確認できないけれども、現実の問題、こういう事例が17件、そのほかは全部あるのですよ。それは農業委員の皆さん方が9月24日から26日かけて十分精査をして、それを臨時農業委員会の中に報告を出しているのですよ。隠していることはしてないのですよ。

ですから、僕は早急にこの原本をどういう形で元に戻すかということを、ちょっと確認したいと思います。

○**議長（西村昭教君）** 農業委員会事務局長、答弁。

○**農業委員会事務局長（伊藤芳昭君）** ただいま御指摘のありました原本紛失の件につきましては、今、事務処理段階で調整してますので、できるだけ早い時期に申請者にもう一度事情を説明した中で処理をしていきたいと、このように思っております。

○**議長（西村昭教君）** 9番中村有秀君。

○**9番（中村有秀君）** 原本のないよと、私はお二人の方に電話をいたしました。そんなことはあり得るのかということで、一人の方、何か今農業委員会大変なんだということを、地区の農民の人に聞かれたと。ですから、こんなことが今、日の出公園臨時駐車場の関係とこれらも含めたら、これらの信頼回復というのは僕は大変だと思うのですよ。

それで、副町長にお伺いいたします、農業委員会の会議の中で、早い時期に次長の後任を補充してくださいと、そういう意見が出てるのですね。僕は今の現状からいくと、ある程度きちっとやれる人を、やっぱり次長職でやってもらわないと困ると思うのですけれども、尾岸町長に聞いても、もう29日で終わるからですけれども、副町長現場の事務を預かる担当として、どう判断しているかお聞きしたいと思います。

○**議長（西村昭教君）** 質問通告と、それと以外に今出た部分ありますので、ちょっと今後気をつけていただきたいと思います。

それでは、町長、答弁。

○**町長（尾岸孝雄君）** 人事権を持っているのは副町長でなくて私でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

人事配置につきましては、それぞれ適材適所で配置させていただいております。しかし、その区間の中で、やはり職員のほうから、あるいは所属管理者のほうからいろいろとこの職員はこうだからうまく

優先順位の低さで先送りされているうちに、財政難となり消滅してしまいました。その代替として文化関係団体が百歩譲ってつくられたのが、現保健福祉総合センターかみんの多目的ホールであります。

しかし、このでき上がったホールは多目的ということもあって、極めて音響効果の悪い、コンサートには不向きなホールなわけです。

さまざまな工夫をして使っているけれども、公民館のほうがいくらか音響がよいということで、公民館を使用することが多い傾向にあるのが実情であります。

せっかくつくられたホールなので、できるだけ有効に利用されるために、また、音楽文化の振興の面からもホールの音響状態を調査し、反響板等の設置をして改善を図ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2項目について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の農家戸数の将来見込みについてですが、第6次農業振興計画の策定に際しまして実施した農業者の意向調査の結果では、5年後の農家戸数は280戸、10年後は230戸程度に減少するとの見込みでおります。

次に、2点目及び3点目の件につきましては、私自身の任期が26日で終了することでもありますので、今後の計画案決定段階の参考意見として、新しい町長に引き継ぎさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2項目目の「かみん」多目的ホールの音響の改善についての御質問にお答えさせていただきます。

本町の保健福祉総合センター「かみん」の多目的ホールの音響設備については、以前にも同様の御意見をいただいたところであります。

「かみん」の多目的ホールは音響を重視するコンサートには不向きな面があると思われませんが、使用状況として、ピアノコンサート等の音楽活動に利用されているほか、健康づくりや各種講演会を初め、多くの町民の方々に、いろいろな方面に使われているところであります。

多目的ホールとしての設置目的は十分果たされており、現状の施設のままで利用をお願いすることで、反響板の設置は考えておりませんので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 農業はかつてない資材等

の高騰などで、農家の経営は大きな試練に立たされております。また、国からの廃止で経営手腕が大きく問われているわけです。そんなわけで、農業経営の先行き不安が高まっており、町やJAの支援が今まで以上に必要になってきていると思います。

先ほど5年後の農家戸数が、町長250戸と言っておられましたけれども、たしか230戸ではないかと思えますけれども、第5次計画の実数から考えて、第6次計画では離農はさらに加速されるのではないかと思います。そういうことで、第6次計画は単にこれからの5年間だけということではなくて、さらにその先を見通した慎重な策定をお願いしたいと思います。

それから、圃場の集積ですけれども、作物の収穫期間適期は1週間前後と短いわけで、その短い期間の中で迅速に作業を終えなければなりません。そういうことで、農地の交換分合とか、それから交換耕作などで農地の集積を図って能率よく作業ができるように、ぜひ次期町長に引き継いでいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、10年後は230戸と言ったと思うのですが、250戸、議員にお答えした文書と同じでありますので、読み間違えていたら訂正させていただきます。

さて、議員御心配のように、農業にしろ商工業にしろ、非常に厳しい状況にあります。燃料の高騰以来、また金融不安以来、非常に厳しい状況にあることは十分議員と同じように認識をいたしておるところであります。これからの第6次農業振興計画に基づく新たな我が町の基幹産業の農業の振興策につきましては、特に議員から御発言のありました件も含めながら、新しい町長に申し送りさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 今回の質問の通告にはのせてなかったのですが、平成20年度の予算特別委員会だったと思えますけれども、私、農業後継者の育成に使う予算が少ないのではないかなという質問をしたことがあるのですが、その件に関しては、よろしいですか。（「通告外のことについては、質問できませんので。」と呼ぶ者あり）別な機会に質問させていただきます。

それでは、引き続いて、2項目目の「かみん」のホールの音響の改善についてですけれども、その回答が多目的ホールとしての設置目的は十分果たされ

ているという、町長の答弁ですけれども、これは全く僕は認識不足で、町長の文化に対する理解度、それから文化が私たちの心を育てるという重要な役割を持っているということの認識度が大変欠如しているということで、僕は残念に思う次第です。

上川の4市を除いて町村の中で上富良野町が一番大きな町であります。その一番大きな町にふさわしい文化施設があってしかるべきだと私はかねがね思っていました。町並みに、上富良野町という小さい町の鷹栖町にはメロディホールがあり、旧朝日町にはサンライズホールがあって、それぞれ町の文化の振興に力を注いでいるわけなのです。

しかし、上富良野町では歴代の町長さんの公約に、文化会館の建設ということがうたわれておったと思うのですけれども、その文化会館の建設も不可能ということで、私が教育委員の時代に文化会館の建設は断念しなければならないという決断を教育委員会で下しまして、その代替として公民館の大ホールが比較的しっかりした建物なので、その内部を改造して、このコンサートをする使用に耐えるようなホールに改造しようということで、設計をして設計図ができ上がってきて、検討しておったところなのでけれども、そこに保健福祉総合センターの建設が決定しました。その同施設内につくられるホールがあるということで、公民館の古い建物を改築改造するのであれば、その新しくつくられるホールに公民館の改造改築にかかる費用を追加して、文化ホールとしての機能を十分持たせたホールをつくってはどうかという提案がなされたものですから、そちらのほうに計画が変更された経過がございます。

その際、文化関係者たちの要望を聞き入れてほしいと、当時の教育長を通じて申し入れしておったわけなのですけれども、所管が教育委員会でなかったところから要望が取り入れられないまま計画されてしまいました。その結果、このようなホールだけをつくってもらいたくないと思っていたとおりのホールができ上がっちゃったのです。

これまで上富良野町は、社会教育の分野では体育の振興が優先されてきました。町の理事者の方針ですから、それはそれでよかったと思いますけれども、体育の施設は十分整備された今、これからおかれている文化施設の整備に力を入れてもらいたいです。

ちなみに、文化会館を建設されていたとしたら、十数億円の予算が必要だったはずですし、数億円の起債も発生していたと思います。今、この反響板です、正確に言えば音響反射板というのですけれども、これはせいぜい数百万円ぐらいでそのホールの音響が改善できるのです。これがあったからといっ

て、もう完璧なホールになるということとは言えないのですけれども、この数百万円の予算でホールの音響が改善されるということで、次の第5次総合計画の中に、ぜひこの改善策を盛り込んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長は全く認識不足だという御指摘をいただきましたが、私申し上げているのは、かみんの多目的ホールの設置に伴いまして、利用は予想以上に利用されていると、的確に利用されているということをお願い申し上げておるところでありまして、和田議員のおっしゃるように、ここは文化会館としてつくったのではないということで、多目的ホールだということで、その多目的ホールとしての利用頻度は物すごくあるよということを申し上げていると。

私も文化会館、図書館の建設というのは、申し上げていたわけでありましたが、和田議員がお話がありましたように、我が町の財政状況、非常に厳しく相なったというようなことから、関係団体の皆さん方の御理解をいただいて、我が町においては文化会館の建設は非常に厳しいということで、この多目的ホールの使用ということで文化関係の皆さん方の御理解をいただいた上で、この設置をさせていただいたということでございます。

そういった意味からすると、音響効果を目的としたホールではないから、和田議員のおっしゃるように非常に的確な対応ができ得ないということについては、十分承知をいたしておりますし、このことにつきましては私も他の方々から耳にするところでもあります。

しかし、現在、我が町におきましては、文化会館を建設するだけの状況ではないという私自身の考え方を持っておりますが、新しい町長さんがどう判断するかは、これからの和田議員のおっしゃる第5次総合計画におきます中で、どう判断していくかということにつきましては、私からは申し上げられないということで、御理解をいただきたいと思うところでもあります。

また、音響板の設置等々につきましては、またこれらにつきましても新町長さんの判断の中で、また対処されるものというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 町長の4年前の選挙公約にも、文化施設の整備がうたわれていたことを町長覚えておられたと思います。

尾岸町長がつくったかみんなので、僕はつくった

責任において、その内部施設の不備があったので、ぜひ次期町長にはこの辺を改善してもらいたいと、そういうことを申し送りしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の質問にお答えさせていただきます。

私がつくった、かみん多目的ホールが不備だったと。私、不備だったと思ってないのですよ。文化会館の音響整備をする会館を建設しますよということではなくて、こういうようないろいろなものに使う施設ですので、音響効果だとか、そういうようなものは十分でないですよということは前提として御説明申し上げ、だから建設したと。しかし、利用する中において、そういうふうな少々の改善によって有効な対応ができ得るということも、また一つの理でありますので、そういったことも含めながら新町長につきましては、これらのことにつきましてもまた、皆さん方のほうから申し出していただく、また私のほうからも機会あれば、それとなくお話しすることはやぶさかではありませんが、新町長の施策に干渉するようなことは私は申し上げられないので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 先ほど、ちょっと説明しましたように、単独の文化ホールの設置を断念したと。その断念したことによって公民館の内部を改造することによって、そのホールの機能を備えたものにしようということだったのですけれども、それも次の保健福祉総合センターのホールができるということで、そこに私たち文化関係者は予算を注ぎ込んで、文化ホールとしての機能を備えたホールをつくってもらいたいという、またつくってもらえるという理解度で、私たちはその公民館の改造を断念したつもりでいるのですけれども、そうでなかったのですか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

当時私どもは何度も申し上げておりますように、文化会館の建設は我が町の懐ぐあいでは無理であると。ですから、こういうようなことで、こういうような多目的ホールとして保健・医療・福祉、それらのものと並行して使える多目的ホールをつくるから、そこに新たに舞台も設置するということで、文化連盟の皆さん方の御意見等も伺いながら、そこに私としては、文化会館として十分な音響効果だとか、そういうようなものを設置しますよということはお申し上げた記憶はございません。そういった中で

皆さん方と協議をした結果、あそこに舞台設置を拡張して、そして設置をさせていただいた、つくらせていただいたということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） わずかな金額で最低限といますか、文化ホールの機能を備えたホールに改造ができるので、私は改めて新しい町長にそのことを要望していきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、10番和田昭彦君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 私は、町長及び教育長に質問いたします。

第1番目には、障がい者の就労支援について伺いいたします。

障害者自立支援法が施行された理由は、体に障がいを持つ方であっても、地域や家庭で一人の人格を持つ個人として、人として生活が安心して送られるように、自立支援することの必要性から生まれてきました。

障害者自立支援法が施行されてから2年半余りが経過しました。各地域では原則1割負担の中で、施設サービスの利用などが求められるという状況の中で、利用を抑制せざるを得ないという方も出るという状況になっております。

上富良野町においては、身体障がい者の方は、平成19年度において609人、人口の約5%を占めるという状況になります。さらに自立支援給付を受けている方が、平成19年度では年間延べ人数では445人いるというのが実情であります。サービスを利用されている多くの方々は、家族の介護の負担の軽減や家庭や地域で一人の人間として普通に暮らしたいという思いからで、この制度を利用しております。

さらに、精神障がい者の通所授産施設等に上富良野町において、通所されている方は約11名いると聞きます。その授産施設に通所されている方の家族の方からのお話を聞きました。そうしますと、次のような声が返ってきました。子供が富良野まで列車などで通所するときに、周りの人たちから嫌な思いを受けるという状況もあったと語っています。そう述べた後に、地元に通所できる、就労ができる授産施設があればどんなにか助かるのにと話していました。

しかし、町においてはこの間、私の質問に対しても近隣町村との福祉施設との連携、その中で対処し

たいという答弁であり、前進も発展もないという状況であります。障がいを持つ家族の、また本人の要望にこたえ切れてないというのが実態ではないでしょうか。

また、町においては小規模の授産施設がありますが、授産施設としては十分な機能を兼ね備えた施設とは言えない状況であり、関係する多くの方々からこの上富良野町に授産施設を早くつくってほしい、そういう声が寄せられているという状況があります。

そこで、次の項目について町長の見解について伺いいたします。

一つ目には、町長は福祉作業所、通所授産施設設置を願うこの家族の気持ちをどのように受けとめられているのか、お伺いいたします。

二つ目には、通所授産施設の設置に当たっての場所がないという声がよく聞かれます。しかし上富良野町には町立病院の看護師宿舍跡を予防接種会場として、今一部、部分的には使われておりますが、それ以外は利用がされていないという状況にあるかと考えます。そういう意味では町立病院の看護師宿舍を通所授産施設として活用できないのか、お伺いいたします。

3番目には、社会福祉法人と連携して、通所できる作業施設を誘致するなどの対応が必要だと思いますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、介護保険制度の問題について伺いいたします。

介護保険制度は、高齢者が地域で安心して暮らしを続けていくことができるようにするために、高齢者の実情に応じてさまざまなサービスの提供を受けられるようにするための制度であります。

今後、上富良野町においては、高齢者の増加がますます顕著になるという状況の中で、介護保険制度そのものの内容を充実ということが、もう既に避けられないという状況になっております。しかし、近ごろ国においては、社会保障費の削減という形で、この介護予防を受ける制限を、今、始めています。上富良野町においても予防給付等の実施や、あるいはホームヘルパーの方が今まで炊事や洗濯などの家事援助が十分できていたにもかかわらず、これを制限されるなどの実態が浮かび上がってきています。また同時に、施設利用者に至っては、給食費の利用負担がふえるという状況の中で、大変な思いをしているのが実態であります。

上富良野町の65歳以上の介護保険における加入者は、平成19年度においては2,900人に達するという状況であり、前年度から見ても49人ふえるという状況になってます。また、介護認定者数

は、19年度においては404人で、前年度より13人減るという状況も見受けられます。

このような中で、介護保険の制度の収支が17年度から19年度においては黒字決算という状況になりました。そこには介護報酬制度の削減や、あるいは国が打ち出した新予防給付の政策の中で、介護が十分に受益者に合った状態が十分に受けられないという問題など、多くの問題を抱えながら黒字決算という状況にもなっています。

そのことを踏まえて、私は介護保険料におけるこの決算が黒字になったのであれば、介護保険料や介護サービス等の充実とその決算の黒字部分を生かすべき、活用すべきだと思いますが、次の点について答弁を求めます。

一つ目には、65歳以上の高齢者が納める介護保険料の給付金額と給付の現状について伺いいたします。

二つ目には、介護保険特別会計が黒字であれば、そのお金を介護保険料の引き下げや介護サービスの充実に振り向けるべきだと思いますが、その点について町長の見解を求めます。

次に伺いたいのは、非常勤職員等の処遇の改善の問題であります。

今、景気の後退などにより、社会問題化してきているのは新規採用等の内定の取り消しや、正規、非正規労働者の人員削減などの雇用条件の悪化が大きな問題として取り上げられるという状況になっています。また同時に、年収200万円以下の働く貧困層といわれる方が、約1,000万人を超えるという状況にあります。

さらに、介護福祉労働者の労働条件の悪化は、深刻な社会問題にもなるという状況にあります。そういうものが要因として、今介護現場においては介護労働者の定着がなかなか思うように進まない。それは同時に介護サービスの質にかかわる問題としても大きく取り上げられるようになってきております。

上富良野町においては、役場や特別養護老人ホーム、上富良野町立病院における老人保健施設等で多くの非常勤の職員、賃金等の職員等の方々が働いています。仕事の内容に見合った待遇が受けられているかといえば、決してそうではないという状況がうかがえます。

例えば、賞与などの諸手当がない。働いている人にとっては、喜びもないという状況であります。この間の介護現場の賃金などの一部改善がありました。しかし、根本的な解決には至っていないという状況が見受けられます。例えば、22日間フルに働いたとしても、17万円から18万円、その時給の金額によっては15万円から16万円。まさに社会問

題化しているワーキングプアという形の中で、官製プアと言わなければなりません。将来に上富良野町において希望を持って働きたいと思っても、あるいは家族を支えて子育てをしたいと思っても、そういう現状がなかなか先が見えないという状況、町長はどのようにお考えでしょうか。

このような現状を踏まえて、国は人事院勧告における非常勤職員の給与決定に関する指針を示しました。そこには、時間給を初めとする手当などに関する改善策が盛り込まれております。

上富良野町においてもその指針に基づいた非常勤職員、賃金職員等の処遇の改善において、きっちりとした充実した対応をすべきだと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、西小学校の環境整備についてお伺いいたします。

西小学校の校舎が改築されましたが、しかし、体育館については昭和44年度に建設されて以来、約40年も経過するという状況の中で、隙間から冬になると雪が舞うという話も子供から聞きました。老朽化が進んで傷みも本当にひどくなるという状況になっております。こういう点では今後の改善計画も当然必要でしょう。ある保護者の方は、次のように語っています「町にお金がないというのは十分わかります。しかし、今後将来的にどうなるのか、その目標をきっちり示してもらいたい」、当然ではないでしょうか。

また、グラウンドに至っては、雨が降るなどしたら水はけが悪い。粘土地ということもあり、これは前から要望ありましたが、なかなかそれが実現されないという状況の中で、校外授業においても支障がでるという状況も生まれてきております。この点についての今後の対応について、教育長に答弁を求めます。

次に、グラウンドの照明灯の設置についてであります。上富良野町の小中学校では、吹奏楽部や野球、ソフトテニス、陸上競技など子供たちがそれぞれ活躍をしているという状況、屋外を利用する部活動に至っては、天候や季節によって外での運動時間も減るという状況の中で、一部保護者からも照明灯の設置を望む声もありますが、この点についての答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の1項目め、3点の障がい者就労支援についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、福祉作業所設置に関する御質問につきましては、町外の施設を利用している障がいを持つ子の父母の方々から、地元の設置を望む声があることに

ついては、過去に実施いたしました、障がい者福祉計画のアンケート調査においても声を寄せられており、私自身もよく理解をしているところであります。

しかしながら、町では福祉作業施設を設置する計画がないことから、平成18年度に策定した町の障がい者福祉計画では、富良野圏域における事業所利用を図るよう適切な相談支援を行うこととし、実践に移しているところであります。

また、2点目の町立病院看護師宿舎の活用や、3点目の福祉法人による福祉作業施設を誘致してはとの御質問であります。私の任期が26日まででありますので、今後の対応につきましての答弁は差し控えさせていただきますことをお許しいただきたいと思います。

次に、2項目めの介護保険制度についての、1点目の介護保険料の納付状況と給付の現状については、所管の保健福祉課長のほうから説明させます。

私からは、2点目の関係についてお答えさせていただきます。

これまでも申し上げましたように、現行の3期計画においては、黒字となる状況であれば、その相当分を次期計画期間の保険料算定に考慮すべきと思いますが、その協議決定時期が年明けになる見込みであることから、私がこの段階で具体的に申し上げることにつきましては、御理解をお願いしたいと思います。

次に、非常勤職員の処待遇改善についての御質問にお答えさせていただきます。

国においては、非常勤職員の給与決定方式や水準が府省や官署によって異なるため、結果として処遇の不均衡等が生じ、このことへの指摘や、こうした状況を改善するため、「非常勤職員の給与決定の指針」が示されたことは承知をいたしております。

しかしながら、本町におきましては、基本的に「上富良野町非常勤嘱託職員取扱要綱」に基づいて、任用や給与の決定など、一元的な管理を行っており、非常勤職員間での不均衡は生じていないものと認識しておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の4項目めの西小学校の環境整備についての御質問にお答え申し上げます。

西小学校の校舎は平成12年に改築を行い、町内小中学校の校舎の中で最も新しい施設であります。体育館（講堂）につきましては、開校時の昭和44年に建設され、町内小中学校の体育館（講堂）では最も古い施設となっております。

また、グラウンドにおいても、議員御指摘のとおり土質が粘土質であることから、水はけが悪くて大量の雨が降った翌日は使用できない状況になることがございます。私といたしましても、講堂の改築及びグラウンドの整備につきましては、必要であることは承知しているところでありますが、いずれの施設においても多額の投資が必要となることから、教育委員会といたしましては町の文教施設の整備計画を策定をいたしまして、平成21年度から始まる第5次総合計画に位置づけられるよう取り進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、5項目めのグラウンドの照明灯設置についての御質問にお答え申し上げます。

保護者から学校のグラウンドに照明灯の設置を望む声があるとの御質問でございますが、中学校に於ける屋外での部活動は、野球、サッカー、ソフトテニス、陸上等があります。学校における部活動指導方針として、屋外競技、屋内競技、文化部活動のいずれの部活動においても、練習時間を定められており、子供たちの健康管理に配慮するとともに、家庭学習や家族とのコミュニケーションなど、家庭での時間を確保するよう取り進められており、また、小学校においても少年団活動等の練習が遅くまで行うことのないように指導をしているところでございます。

このことから、それぞれの活動を夜遅くまで行う必要がないことから、照明灯設置についての考え方はございませんので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 私のほうから、介護保険の高齢者が納める保険料、それから給付の現状につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

先に、第3期計画におけます給付の状況であります。18年度から20年度までの間におきまして、平成18年度は、介護保険在宅サービス並びに施設サービスの合計額、計画では6億1,929万7,000円に対し、実績額は5億6,061万3,000円であります。計画よりも18年度におきます給付は5,800万円余り下回っております。

平成19年度におきましては、在宅並びに施設サービスの合計額、計画では6億1,740万3,000円に対しまして、実績額ですが5億8,729万6,000円で、3,010万7,000円余り下回っております。

平成20年度の在宅並びに施設サービスの計画

は、6億2,787万1,000円であります。上半期終えての実績、それから下半期の見込みを含めると、6億3,382万4,000円と、595万3,000円計画を上回る見通しであります。

3カ年合計額は、計画では18億6,457万1,000円に対しまして、17億8,173万3,000円、合計では8,283万8,000円下回る見込みであります。

納付の状況であります。3期計画におきます保険料の合計額といたしまして、計画によります必要保険料の合計額は3億2,096万7,000円であります。3カ年計画の合計の見込み額は3億2,508万9,000円で、492万7,000円上回る見込みであります。

なお、介護保険事業基金につきましては、20年12月現在、今回利子を積み立てる予定でありますけれども、含めると4,018万1,153円の現在高であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問、5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 障がい者の就労支援について伺います。

町長は障がい者福祉計画の中で、富良野圏域の支援ということがうたわれているということで、この部分については、みずからも頑張っているというふうに評価されております。

しかし、一方で、この計画の中には、地元での就労の場の確保という点でも、やはり明記されております。そういう意味で、私はこういう計画に基づいた方針の中で、しっかりと就労の場の授産施設等の確保がなされてきてなかったのではないかと、こういう評価であります。この子供たちの保護者の話を聞きましたら、どうなっているのかということを知りました。それで、通所している状況の中で、列車に乗って富良野に通ったときに、もう嫌がらせを受けたときも過去にあったと。その子供にそんな思いまでさせて富良野に行かさないといけないのか、こう語ってくれました。

また同時に、親としたらこれも一つの、親は老いて将来当然死ぬわけですから、子供に試練を与えているのだと思ったら、それはそれで納得できるのだという話でありました。私は、この話を聞いたときに、本当に胸が熱くなる、こういう思いしました。

また、町長にぜひ聞いていただきたいのは、障がい者自立支援法ができた後に、給食1食320円、これも自己負担という形になりました。また、交通費の負担3カ月、これは定期を購入するそうですが、約1万2,000円ぐらいたそうですが、一定補助があるそうです。また同時に、作業所で

は、工賃はどのようになっているのかと聞いたら、そのときの収入によって変わるそうではありますが、1時間の賃金が約30円だと。約5時間働いたとしても150円だと。北海道の最低賃金は幾らだと、667円なのですよ。これにも及ばない賃金体系の中で、子供たちが一生懸命働いているという状況が明らかになっているわけであります。

私は、そのことを考えたときに、町長が26日までが任期だから、これはあとは後の町長に任せるというのではなくて、この間もこの点について何回か町長に対しても質問してきました。そういう意味では、その責任や町長自身が今おられる、この立場からのきっちりとした答弁をどうするのかということを述べるのは、町長の現職の責任として私はあるのだというふうに考えてます。この点、町長もう一度どのようにお考えなのか、改めてお伺いしたいというふうに思います。

また、町長は26日で終わるかもしれません。しかし家族にとっては、ずっとこういう問題に向き合って生活せざるを得ないという状況があるわけですから、この点も含めて、この作業所の問題、どのように対応されるのかお伺いしたいのと、同時に看護師宿舍、これの活用等についても、どういう対策をとられようとしているのか、この点お伺いしたい。そして、2点目の作業福祉施設の法人の誘致、こういったものも含めて、私は対処すべきだというふうに思いますので、もう一度明確な答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育にしる福祉にしる、私が12年間執行したことにつきましては、私なりに最善を尽くしてきたという自負をいたしております。すべてにおいて100%達成したかということ、100%達成したとは思っておりません。しかし、私は最善を尽くしたというふうに自負いたしております。

議員のおっしゃるように、一部その問題点を取り上げて、ここの点という御指摘を受けると、これも私自身、この障がい者の両親から我々とともに協働して生活しながら小さな小動物でも養って、子供たちを過ごさせていけるような、そういった施設が欲しいねというふうな声も聞いております。そういったことの対応につきましても、なかなか完成できなかったということの反省は持っています。しかし、議員のおっしゃるように、お前すべて何もしてないぞという御批判につきましては、私は私なりに対応してきた12年間であったということを、御理解いただきたいなと。これはまた議員から御指摘受

けても、将来的に歴史が将来において私の12年間を評価するなり、否定するなり、そういったことが起きることもあろうかというふうに思いますが、これは歴史が評価していただけるものというふうに思っております。

なお、また看護師宿舍につきましても、何度も申し上げておりますが、種々再利用ということで、いろいろな観点から検討をさせてまいりました。私自身も検討してまいりました。しかし、なかなか御承知のとおりあそこは個室のように、個別に区画がされていて、これをコンクリートで埋めてあるために広く対応するということがなかなかでき得ないというふうな支障があって、なかなか再利用が今日まででき得ないでいるところでありますが、これはもう将来的には何としても再利用を考えていかなければならない課題だというふうに私なりに認識をいたしております。

26日以降からの問題につきましては、さきの議員さんにもお答えさせていただいておりますように、私といたしましては、申し上げることを慎みたい。しかし、26日までのことにつきましては、私なりにそれなりの対応を図ってきたということで、御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 私は、すべてが悪いというふうには思っておりませんが、しかし、町長おっしゃるようにもう一度確認したいのですが、こういう子供たちや保護者にとって、こういう施設を授産施設等というのは絶対必要なものだというふうにお考えなのかどうなのか、もう一度お伺いしておきたいと思います。私は26日まで町長の責任問題等は当然責任があるわけですから、その部分の答弁でよろしいので、後で町長、このことをやるぞだとか、そういうことを引用して、前回こうやって言ったから今度の町長もやりなさいというふうには言いません。私は今の責任において、きっちりとその職責を全うしていただきたいと。こういう現状があるわけですから、その思いにやっぱりこたえるのは、任期ぎりぎりであったとしても最後まで貫くべきだと、私は思うものですから、この点についてもう一度、やっぱり上富良野町においても必要とされるべきだというふうに認識なのか、この点お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

何度も申し上げておりますように、26日までの任期ですから、それまでのことを責任を回避しようなんていう気持は、さらさら持っておりません。

福祉作業施設、授産施設につきましても、町としては十分な対応ではありませんけれども、その施設を確保しながら、また、富良野圏域で対応すべきものは富良野圏域として対応する。一自治体がすべてを賄うということではなくて、広域でやるべきものは広域で対応すると。そして一自治体・上富良野町としてやるべきものは上富良野町としてやるというような施策の中で、私は今日までこの障がい者福祉の計画に基づく施策の展開をしてきたということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 福祉圏域もいいのですが、もう既に時の流れというのがありまして、もう既に福祉圏域ではやっぱりそれ事足りないという状況になっているのだらうというふうに思います。そういうことを考えたときに、やはりこういう悩みを抱えながら細々と、なかなかこの会の運営も厳しいという状況が見受けられます。そういうものも含めて、やはり保護者を含めた授産所に通う子供たちの成長を願ってやまない、こういうやはり人たちの思いをきっちり受けとめるということが、今、町についても求められているのだというふうに思います。

例えば、この看護師宿舎の問題であります、お金の問題だと思いますが、しかし、私は本気にやるとすれば、こういう問題も改善できるのだと思います。例えば、町立病院の医師確保の問題で、あいてる医師の家屋を保育所に改善したのです。本当に危機に迫ってそんなことをやったのだと思うのです。

私は、そういう気持ちが今行政にも求められているのだというふうに思います。そういう意味です、きっちりと今後についても、こういった事務の引き継ぎ等においても、こういう事例等があるということも含めて、町長みずからの声としてこれ語っていただきたいと思いますが、この点、明確な答弁を求めているとおきたいです。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

障がい者福祉につきましては、常に障がい者福祉計画のもとに進めさせていただいておりますけれども、それらの計画のもとに、やはりそれぞれの両親や障がい者の方々の意見、周りの意見等々も聞きながら、その計画を執行していくということは重要であるというふうに思っておりますし、私は優秀な担当の職員は、そういったことを配慮しながら計画をもとにして執行していただいているというふうに思っております。

また、それらに不足するものがあるとするならば、それらを常に是正していくということが大切で

あると思っておりますので、そういった部分につきましても十分配慮するように考えなければならないというふうに思っております。

また、看護師宿舎の問題につきましては、十分検討させていただきながら、いろいろと期間をかけて対応してきたところでありますが、あの施設を有効に再利用するということになりますと、膨大な財政投資を必要とするというふうなこともありまして、今はあのような状況になっておりますが、今後これら鉄筋コンクリートの建物でありますから、長く利用できるわけであります。そういった観点から再利用につきましては、当然にして今後の新しい町長さんにも、そういった事務引き継ぎの中で対応していかなければならない課題の一つとして、事務引き継ぎの中で挙げていきたいというふうに思うところであります。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） ぜひその点、やはりこのまちづくりの観点からも非常に重要な位置づけになっておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、介護保険制度の問題についてお伺いいたします。

介護保険制度においては、上富良野町の17年度においては、約2,200万円の黒字になり、18年度は3,400万円、19年度には2,200万円という形になっております。そういう黒字決算部分の要因として挙げられるのは、この間の決算報告の中にも書かれておりますが、予防給付や制度の改正等によって、やはり給食だとか、そういう自己負担がふえて、その分給付が減ったという問題も含めて出てきているわけです。そういうことも含めれば、私、この黒字決算におけるこの部分については、介護保険料の引き下げに活用すべきだというふうに思っています。単純に200円下げたとしても、約680万円ぐらいあればいいのかなというふうに思います。

17年度、19年度の決算においても、未収金等やあるいは滞納等をされる方がふえてきております。階層別に見ましても、やはり所得の少ない層でのこの保険料の未納部分がふえるという状況になり、やはり社会的な現象として、この上富良野町においてもこういう問題が起きているのだというふうに思います。この間も質問してきましたけれども、社会福祉協議会等においては家事援助が必要な部分等におけるその利用者負担の軽減も、今後独自に進めたいということも話であります。

そういうものも含めて、私はこの黒字部分におけるこれをやっぱり有効に活用するというのが、今、町に必要なってきているのだらうというふう

に思います。この点について、確かに次期の４期計画に反映するからという話であり、決算についても２０年度においては、今後わからないということがありますが、おおよそ、やっぱりどういうふうになるのかというのは、決算においてはわかるのだと思います。推測は立つのだと思います。この問題も含めて、やはりこの財源を介護保険料の引き下げやこの介護サービスの充実にもう一度使うべきではないかというふうに確認したいと思いますが、この点お伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

このことにつきましては、次期町長の施策だとかでなくて、この介護保険特別会計の余剰金は次期の介護保険料に反映するというので、他のものには使途できないという縛りがございます。ですから、次期町長の部分も含めて、これは次期介護保険料に反映されるものということで、お答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君） そういうことで、ぜひ引き継ぎ等も含めてやっていただきたいのと、実質介護保険料等の引き下げを、現行上富良野町は７段階ですが１０段階をしているところもあります。細分化しているところもありますので、この点訴えて、次の問題について伺いたいと思います。

非常勤職員の問題であります。町長は均衡のとれている状況にあるというふうなお話でありますか、私は均衡どころか、ますます均衡が不均衡になってきているということを言わざるを得ないという状況、上富良野町にあります。例えば具体的に申しますと、町立病院等における介護職等の賃金、確かに変わりました。介護福祉士の９８０円掛ける８時間の２２日間働いたとしても、１７万円です。そこからいろいろ引かれましたら、恐らく十五、六万円になるのだと思います。年数によって変わりますから、十五、六万円の場合もあるでしょう。そういう場合も当然起きます。やはり結婚したいと思ってもなかなかこの給料ではやっぱり家族を養っていくとか、子供を育てるという環境にはなれないという状況があります。また、賞与もない、忌引もない、通勤手当もないということです。

今後、老人保健施設として変わるのであれば、それに合った処遇の改善というのが、ここだけではありませんけれどもラベンダーハイツにおいても、当然必要になってきているのだというふうに私は思います。

これはそういう待遇で入ったのだから、これは仕

方がないのではないかというふうに考えないでください。今言われているのは、ここが問題で質のいい介護をしようとしてもなかなか定着が図れないという状況がありますから、この点どのようにお考えなのですかね。この点も含めて、やはり町長が言っているような均衡というのは決してとれてないと私は認識しているところでありますが、町長は今後こういう問題についてどのように対処されようとしているのか、お伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 答弁させていただきます。

今後どのように対処ということは、今後はお答えでき得ませんけれども、今まで対処してきたことについてはお答えさせていただきたいと。

先ほどのように、均衡がとれているのはさきにお答えさせていただきましたように、国が給与決定の指針を定めたのは、例えば省庁ごとに全部その差があると、均衡がとれてないと。これを公務員として国の制度として均衡をとらすための指針を定めたということですが、上富良野町におきましては、町立病院の臨時職員もラベンダーハイツ臨時職員も、総務課のほうで一括管理しております。ですから、町立病院に勤めている職員とラベンダーハイツに勤めている職員との差がないと、均衡をとって対応しているということをお答えさせていただいているということで、御理解いただきたいと思います。

それから、いろいろな条件が賞与もない、通勤手当もない、あれもないこれもないということでもありますけれども、そういった基準の中で対応しておりますが、私は正職員に対しても、今公務員の給与制度が改正されてきたというふうなことから、地域級等の格差をいかに是正していくかということが大切な課題であるというふうに私は認識をしながら、正職員の皆さん方の給与につきましても是正をさせていただいてきているところでありまして、例えば、議員から言われるように、もう少し臨時職員の報酬を上げてやりなさいという声も一部あります、私のところに来ているのがあります。

しかし、大半の人たちは地域給、上富良野町の企業に勤めている方々との格差、町の臨時職員となったらこうなのかと、上富良野町の地域給との格差、これの是正ということが基本的に私はある面では大切であるという認識も、そういう批判がある分、町の臨時職員に何人か限られた人たちが採用されたら、そういう報酬をもらえるのかと。私はどこそこの会社に、どこそこの商店に、どこそこの会社に勤めているけれども、こうなのだという、そういうことに対する声というのが私のところには大いにあるわけでありまして、今日まで私は地域給、地域格差

というものをどう是正をするかということを前提としながら対応させていただいたけれども、なかなかそれは是正でき得ないというのが現状で反省をいたしております。

今後につきましては、そういった状況を見きわめながら、新しい町長さんのほうで、その対応を進めていただけるものというふうに理解をいたしております。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） すぐそちらのほうに行くのですが、それではお伺いいたしますが、これで実際家庭持って生活できるとお考えですか。地域格差をなくすということでありますが、結局地域格差をなくすということで低賃金低賃金ということになれば、また地元のこの働いている方も賃金もぐっと下がってくるのですよ。これ今言われているのは悪循環のサイクルなのです。今、社会的にもやはり言われているのは、これを少しでも食いとめて、少なくとも生活ができるような給与体系というのはどうなのかということが、今言われているわけです。

そういうことを考えたときに、やはりもう一度お伺いいたしますが、これでこの給与体系の中で、町長がその身になったときに、生活できるような状況なのですか。歯を食いしばってやっている人もいますよ、しかし、200万円以下の生計の中で。だけど本当に大変な状況にあるわけですから、現状認識としてお伺いいたしますが、これで本当にいいのかと、働く労働者として同じ正職員と似たような仕事をして、たまたまこういう任用によって、この賃金体系になったというだけであって、本来は働ける、暮らせるだけの賃金体系というのは当然必要だと思います。この点、もう一度町長、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

私はこれで十分だなんて思ってません。しかし、さきにも申し上げましたように、他の地域給との格差が出てくると、私の立場、町長としてお前はわずかの町の人員のわずかの人を臨時で採用して、本当に豊かな生活をする給料を払っていると。しかし、他の人たちはそれについていって賃金をベースアップできるかという、今の地域状況からすると、そういうことはなかなか難しい。

ただ、私はそれでいいと思ってません。議員おっしゃるように大変と思ってます。しかし、何人かの町が公金で採用する臨時職員が、十分な生活できるとまでいきませんけれども、ある程度の生活ができる報酬をいただける。しかし、地元で働く多くの人

たちは地域給の中で厳しい。この格差が出たときに地域の皆さん方の批判というのは私のほうに来るわけでありまして。ですから、これでいいとは全く思っておりませんが、そういった状況の中で私なりに判断をさせていただきながら対応させていただいてきたということで、御理解をいただきたいと。今後につきましては、今後で考えると思います。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 私は率先して少なくとも行政であれば、こういった労働条件を少しずつでも改善していくと。今回一部改正がされた部分もありますが、しかし、実態にまだまだそぐわないという状況が見受けられます。私、こういう努力がやっぱり社会を変え、地域を変え、またこの国を動かして、やっぱり少しでも、1円でも2円でも地域格差を是正するという方向に、今行くのだと思います。しかし、今の地域格差の是正というのは、働いている人たちや地域の営業されている方々がどんどん疲弊していついていくという、この地域格差のやっぱり悪いところが出てきているわけであって、これを私は行政としてきっちりとこれを見ながら、町におけるこの賃金体系もやはり改善する必要があるというふうに思います。

残業はなかなかできないような雰囲気も現場であります、聞いたら。そういうことも含めてきちっと是正するものは是正するという形が必要だというふうなことを述べさせていただいて、次、教育問題についてお伺いいたします。

次に、西小学校の問題でありますけれども、教育長も現場等を見られて、十分理解されているというふうに思います。グラウンドについては、一時期予算がつこうとしたときもありましたが、粘土地ということでありまして、大幅に土だと入れなければならぬという形の中で、消えた経過があります。そういう意味で、やっぱり子供たちにしても保護者にしても、今待っております。体育館についてもそうだと思いますので、この5次計画の中で盛り込むというような話であります。この点5次計画のいつごろになるのか、この点わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御質問いただきまして、私のほうもお話をさせていただきました。5次総計の中で位置づけを取り進めるように、今、対応をしてございます。正直なところまだ具体的な最終煮詰めしてございませぬので、建物等もかなり老朽化してきている各施設もございまして、そういう状況を全体的に踏まえ

ながら、西小学校の講堂並びにグラウンド等についても対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） あす17日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時であります。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時01分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年12月16日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岡 本 康 裕

署 名 議 員 村 上 和 子

平成20年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成20年12月17日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求める件（平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））
- 第 3 議案第 2 号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
- 第 4 議案第 3 号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 4 号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 5 号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 6 号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 7 号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 8 号 平成20年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 9 号 上富良野町自治基本条例
- 第11 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 富良野広域連合規約の変更について
- 第15 議案第14号 日の出公園施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第15号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第16号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第18 議案第17号 財産取得の件（上富良野小学校教育用コンピュータ）
- 第19 議案第18号 北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件
- 第20 議案第19号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約締結の件
- 追加日程
第 1 議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程
第 2 議案第21号 平成20年上富良野町一般会計補正予算（第10号）
- 追加日程
第 3 議案第22号 平成20年上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 21 認定第 1 号 平成20年度第3回定例会付託
議案第3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 22 認定第 2 号 平成20年度第3回定例会付託
議案第4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第 23 発議案第1号 食の安全確保への抜本対策を求める意見の件
- 第 24 発議案第2号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件
- 第 25 発議案第3号 後期高齢者医療制度に関する意見の件
- 第 26 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1 番	岡 本 康 裕 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	一 色 美 秀 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	10 番	和 田 昭 彦 君
11 番	渡 部 洋 己 君	12 番	佐 川 典 子 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 尾 岸 孝 雄 君 副 町 長 田 浦 孝 道 君

教 育 長	北 川 雅 一 君	代 表 監 査 委 員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農 業 委 員 会 会 長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	新 井 久 己 君	総 務 課 長	服 部 久 和 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保 健 福 祉 課 長	岡 崎 光 良 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 崎 智 子 君	町 民 生 活 課 長	田 中 利 幸 君
健康づくり担当課長	北 向 一 博 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松 本 隆 二 君
建 設 水 道 課 長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教 育 振 興 課 長	大 場 富 蔵 君		
町立病院事務長			

○議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 事	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成20年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩 田 浩 志 君

4番 谷 忠 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号専決処分の承認を求める件(平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第8号))の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の専決処分を行いました要旨を説明申し上げます。

本件は、9月26日に子どもセンターのボイラーを点火したところ、不完全燃焼の状態となったことから、原因を調査した結果、集合煙突内部素材が崩落し、煙道をふさいでいたことによるものであり、

その素材がアスベスト含有素材であることが判明したことから、飛散防止等を含め、適切な措置を講じるためのものであります。

子どもセンターは、幸いにして施設改修工事のため10月1日から明年2月末日まで閉館することとなっていたことから、煙突口を早急にコンパネ、ビニールシートで囲い込みを行ったところであります。その後、根本的な措置として当該アスベスト材の除去工事が必要と判断したことから、施工可能な専門業者の選定や工事費用の積算を行い、子どもセンター煙突改修工事として713万円の補正をお願いするものであります。

なお、施設改修工事の工期に合わせて煙突改修工事についても終了し、明年3月から施設がオープンできるよう、11月6日をもって子どもセンター改修工事の事業費確定に伴う内容を含めて、町長において予算の専決を行ったところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。記。

処分事項、平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年11月6日、上富良野町長尾岸孝雄。

次に、補正予算書につきまして、議決対象項目について朗読してまいります。

平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

3、民生費、478万7,000円の増。14、予備費、478万7,000円の減。歳出合計、ゼロ円となります。

以上、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の専決処分内容の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第2号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の提案要旨につきまして、最初に説明申し上げます。

1点目は、道路特定財源の暫定税率執行分による地方税等減収補てんの臨時交付金が確定したこととあわせて、それに伴う金融財政収入額の変動から、普通地方交付税の再算定による交付税の確定額、さらに国有提供施設等所在市町村助成交付金の額が確定したことにより、所要額を歳入に計上しております。

2点目は、特定防衛施設周辺調整交付金事業であります。最終の交付額が9,940万1,000円と確定しましたので、事業精査を行い、所要額を歳入歳出に計上しております。

3点目は、債務負担行為補正についてであります。障害防止事業の南部地区土砂流出対策事業、北24号排水路支線整備事業、東1線排水路整備事業の3事業について、事業費調整に伴い、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものであります。

4点目は、地方債補正についてですが、富町団地町営住宅整備について、公債費償還における将来負

担の軽減等のため、地方債の限度額を740万円減額するよう変更をお願いするものであります。

5点目は、上富良野中学校野球部が明年3月に千葉県で開催される全国中学校軟式野球大会に北海道代表として出場することとなりましたので、全国大会出場にかかる経費の一部について助成すべく、予算措置をお願いするものであります。

6点目は、燃料及び電気料の価格変動に伴う内容でございます。この夏には大きな心配をしておりました燃料価格については、需要期に入り値下がり傾向にあることから、電気料の値上げとあわせて必要最低限の補正をお願いするものであります。

7点目は、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例が10月1日に施行したことから、10月以降、町にありました寄附金については、条例の規定に基づき、ラベンダーの里ふるさと応援基金を中心に積み立てるよう対応することとあわせて、町としても将来にわたるラベンダーを中心としたまちづくり事業を進めていく上での財源を担保することで、さらなる御寄附の誘導にもつながるよう、当基金へ1,000万円の積立金を計上するとともに、同様に十勝岳地区の振興対策に向け、十勝岳地区振興基金へ2,000万円の積立金を計上いたしております。

以上、申し上げましたことを主要素とし、各事業の確定や確定見込みに伴う精査を加味し、財源調整を行った上で、今後の財政需要に備えるため、予備費に一定の額を計上することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,630万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,025万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7、国有提供施設等所在市町村助成交付金、14万6千100円の減、9、地方特例交付金、22万4千400円の増、10、地方交付税、262万8,000円の増、12、分担金及び負担金、33万7,000円の増、14、国庫支出金、2,702万4,000円の減、15、道支出金、1,244万7,000円の増、17、寄附金、35万円の増、20、諸収入、157万円の増、21、町債、740万円の減、歳入合計、1,630万9,000円の減となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

2総務費、988万3,000円の増、3、民生費、2,241万円の増、4、衛生費、34万4,000円の増、6、農林業費、1,326万4,000円の減、7、商工費、1,891万円の増、8、土木費、1,512万5,000円の減、9、消防費、92万9,000円の減、10、教育費、212万4,000円の増、14、予備費、4,066万2,000円の減、歳出合計が1,630万9,000円の減となります。

3ページに移ります。

次に、第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

冒頭、申し上げましたように、障害防止事業の南部地区土砂流出対策事業、北24号排水路支線整備事業、東1線排水路整備事業の3事業について事業費調整に伴い、債務負担行為の限度額の減額変更をお願いするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきまして申し上げます。

冒頭、申し上げましたように、富町団地町営住宅整備事業について、公債費償還における将来負担の軽減等のため、地方債の限度額を740万円減額するよう変更をお願いするものであります。

以上、議案第2号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

まず、15ページのラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金という形で、この基金についてはラベンダー公園の整備ほか、町長の裁量によって他のものにも運用できるということですが、上富良野町においては、この間、こういう寄附金の申し込み等、依頼があったのかどうか、この点をお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、21ページのところでありますが、このプール等の施設管理だと思のですが、ろ過機の点検整備という形で委託料という形で載ってきております。これで、近年利用者数も多いという形の中で、大変やはり不純物が多く出るというような気もしたのだと思うのですが、このろ過機点検というのは、どういうものを指しているのかお伺いしたいと思います。

直接この中には載ってきておりませんが、この12月定例会の福祉関係の予算の中で、老人福祉費の中で、在宅推進費という形の中で財源の組み替えという形で、生活管理指導短期宿泊事業という形の7万9,000円でしょうか、載っておりますが、この内容等についてもお伺いいたします。

次に、23ページにかかわってであります、児童福祉費の問題でお伺いいたします。

現在、わかば愛育園、西保育園の運営負担という形の中で、入所者の増という形にかかわって補正が組まれているという話であります、それにあわせてお伺いしたいのは、現在、入所の状況はどのようになっているのか、待機者がいないのかお伺いいたします。

また、一時・特定保育事業という形で多くの方から大変喜ばれております。現在、この事業に関して月どのぐらいの方が利用されて、延べ人数はどのぐらいに達しているのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、33ページのかみふらの観光協会運営補助という形で、これは日の出公園の問題に端を発して、その補助を、150万円観光協会のほうから戻してもらうという形になっているかというふうに思いますが、この間の観光協会等においても地権者に対してのこの地権料、賃借料等が払われているのだと思いますが、この点はどうなのか。それにあわせて、町としてそれらに対する補てんの対応があるのかという問題。

それと、もう一つお伺いしたいのは、町としてこの間、協議会の中でもこの農業委員会の事務局次長がこの問題、いろいろと起こしたということで、報

告書も添付されておりますが、町長にお伺いしたいのですが、昨日の一般質問の答弁でも引き続き述べているのですが、任命権者が事実上、農業委員長にあるという形の中で、私としてはその任用した職員の問題については、いろいろ問題がある云々かんぬんという形で情報たくさん来るけれども、一つ聞き間違いだったらお許しいただきたいのですが、この問題に耳をかすような、そういうような雰囲気でないような答弁をされていたと思いますが、一つ一つに耳を傾けてはどうか成り立たないような話しておりました。

確かに、町長の職員の任命に当たっては、新しいもの、質の向上という形で人事配置されるのかと思いますが、しかし、この職員等に至っては内部のいろいろ話を聞きましたら、やはり過去にもいろいろ問題があって、その8年間の任期の中でやはりいろいろ問題点が指摘されていたというふうに私は聞いております。

そういう意味で、今回のこういう問題点が発端した文書の偽造だとか、やはりそういう問題の中で大変、内部でも困惑するという状況になってきております。

そういう意味で、私は町長が任命権者として全く責任がないとは言っていないのだと思うのですが、責任がないと言い切れない部分があると思います。この点どういうふうにお考えなのかお伺いします。

さらにお伺いしたいのは、これにかかわって町長自身、副町長自身も減俸という形の中でこの責任をとる考えがあるのかどうか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、39ページの住宅管理費の問題で、公営住宅の修繕料が載っております。これは、転居に伴った修繕という形だという話ですが、これとあわせてお伺いしたいのは、今後、住宅等がかなり老朽化して古くなってきております。

そういう意味で、きちっとした修繕計画を持つということがより一層財政の削減という点でも効果があります。計画的に修繕管理するという点での、今後の指針というのはどういうふうにお持ちなのかお伺いいたします。

次、45ページの小学校管理費の問題で、委託料の上富良野小学校整備の校舎の耐力度調査という形で実施されましたが、この実施に当たっての結果、どのような結果が出たのか、今後、上富良野小学校が改築されるかどうかわかりませんが、それに向けてのどのような位置づけがなされようとしているのか、この点についてもお伺いしておきた

いと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、人事に関する責任の問題ということですが、何度もお話し申し上げておりますように、人事権を持った私といたしましては、それぞれの部署で、それぞれの職員のいろいろなことにつきまして申し出が出てきております。議員がおっしゃるように、この農業委員会事務局次長の件につきましても、いろいろな話を情報として聞いております。ただ、そのことによりまして、私としては上司がそれに指示するのは、的確に指示、指導し、的確に職員を育てるということで、上司に対して指示をいたしております。

それぞれの部署から、やはりいろいろな話題が先般もお答えさせていただきましたように出てくるわけですから、そのたびごとに人事異動することとはなかなか統制のとれた体制が整っていかないということから、職員の指導管理については上司に対応させるということを基本として考えて、今日まで人事配置をしてきたということでございます。

その職員は、あくまでも出向させた職員ではありますが町の職員でありますから、町の職員としての管理する、人事権を持っている町長としての責任は感じております。しかし、出向した職員の配置が過ちだったということは私は認識していないということで御理解をいただきたいと思います。

それから、このことによる減俸を町長は考えているかと、また、副町長のことについても考えているかということにつきましては、私自身としてはこのことのみに対応する考え方は持ってはおりませんけれども、一連の問題としていろいろな職員の不始末等々の対応責任を負わなければならない重大な課題を私自身も抱えておりますので、これらの部分についての一連の課題としての、今、議員からの提言につきましては私自身も認識をいたしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（服部久和君） 5番米沢議員の寄附金についての御質問にお答えいたします。

ラベンダーの里ふるさと応援基金に対しての御寄附につきましては、4件の28万5,000円を御寄附いただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） それでは、米沢議員の保健福祉部門の御質問にお答え申し上げます。

思います。

初めに、保健福祉総合センターかみんのろ過機の点検の状況でありますけれども、これはプールの浄化機能を備えたろ過機の点検ということでございます。年間2回の予定をしている中で、19年度における2回目の点検が後半に、この3月ぎりぎりということであったことから、20年度は中間点に1回のみ点検ということで、その状況を判断いたしまして、このプールの浄化の状況を勘案した中で、今回、減額をさせていただいております。

それから、老人在宅福祉の関係であります。生活管理指導短期宿泊サービス事業の財源の組み替えを行いました。この事業については、従来から制度はありましたが、利用者が今までなかったということで、この歳出予算は計上しておりませんでした。が、今年度、何名かの方が、これは対象者の方には要介護に至らないその前の虚弱な方ということで、町立病院、あるいはラベンダーハイツにおけますショートステイのサービスを提供するというところで、この財源を確保いたしております。

それから、児童福祉関係でございます。保育所におけます入所者の状況において、現在、待機者はおりません。その状況としては、4月以降、この随時入所というものが希望によっては図られているという状況にあります。3施設の保育所の中で、西保育園は、現在ほどの施設も定員オーバーして入所は可能ですけれども、この施設の規模から言うと現在の規模は、入所定員数はいっぱい状態ということで、わかば及び中央においての入所は今後も可能ということで、待機者はいないということでございます。

それから、一時保育、特定保育の状況でございます。今年度、スタートいたしましたところではありますが、一時保育においては3施設それぞれ実施をしております。月10名から20名の方の利用があるという状況にあります。

それから、特定保育であります。この特定保育についても、3施設それぞれ3名ないし4名の利用がございまして、予想よりも大いに利用されているなという状況にあることを報告させていただきます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢議員の町営住宅の管理費にかかわる御質問にお答えをしたいと思います。

議員も御承知のように、今現在、町営住宅の建て替えを順次行っているところでありますが、残る公営住宅につきましても、実は昭和40年代後半から

昭和50年代前半にかかって建設された住宅も相当数多いところであります。既に30年の耐用年数を過ぎていた住宅も相当数見受けられますので、議員御指摘の適切な修繕管理が必要になってきております。したがって、先日来からこれらの修繕計画を立立て、政策調整会議等で議論を重ねてきているところであります。来年度から向こう10年間をめどとしまして、いわゆる計画的な修繕計画を立てて、所要の予算要求を来年度に向けて、今準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の日の出公園の補助金についての説明をさせていただきます。

補助金の内容でございますけれども、9月15日に地権者と観光協会が変更契約を結びまして、期間といたしまして、平成20年4月1日より21年の3月31日を平成20年4月1日から平成20年9月30日に変更をいたしております。

また、賃貸契約の金額でございますけれども、150万円を75万円に変更して地権者に支払いをしているということで承知しております。

また、観光協会から10月30日付によりまして変更承認申請の提出がされております。内容につきましては、当初、計画の1,404万6,000円の補助金交付申請を150万円を減額いたしました1,254万6,000円に変更する旨の変更願でございます。変更願につきましては、12月1日、第29号の1指令にて変更承認申請を承認しております。

また、もう1点目の150万円の補てんについては、今のところ町としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） 5番米沢議員の上富良野小学校の校舎の耐力度調査についての御質問にお答えしたいと思います。

耐力度調査につきましては、来年の2月までの工期を持っておりまして、その結果を踏まえて、上富良野小学校の今後のあり方等についても含めて御報告をまた申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 日の出公園にかかわってお伺いいたしますが、確かに町長が言うような部分というものもあるのかもしれませんが、しかし、私、この8年間の中で、少なくともいろいろな情報というのが町長あるいは副町長等において寄せられているの

だろうと思います。個人の評価についてはそれぞれいろいろな評価や声が出てくるのだろうと思いますが、しかし、今回の場合は別なケースでありまして、やはりそういう立場から見た場合、やはりその任用するに当たっては、常に町長としては、副町長に至っても、役場の町民の奉仕者としての資質を多に発揮してもらおうという立場からの当然任用をして、あるいは派遣だとかという形ですのだろうというふうに思います。しかし、その過程が大事だと思うのです。一回配置してしまったからそれでいいというのではなくて、特にやはり問題が多い、何らかの問題が上がるのではないかというような方等については、私たちは人事権にまで手を突っ込むわけにもいきませんが、大ざっぱなところだけしか質問しませんが、やはりそういう心配りだとか含めた中で、配置がえに当たっても手際よく速やかにやっていけば、傷も浅かった部分もあるのではないかなというふうに私印象を持つものですから、改めてこの点について町長の考え方等についてお伺いいたします。

次については、町長みずからも減俸をするという話なのだと思うのですが、この点もう一度確認しておきたいと思います。

次に、この地権者に対する賃貸料の支払いの問題ですが、これはもう既に観光協会が結局身銭を切っているという形になるのだろうと思いますが、これは観光協会だけが悪いという問題ではありませんよね。そうすると、この支払った部分についてはどうするのかということも含めてきっちりと対応する必要があるのだろうというふうに思いますが、そこまでは行政としてタッチできないのかどうなのか。私は、違うのだろうというふうに印象を持っているのですが、この点、確認しておきたいというふうに思います。

次に、学校の耐力度の問題では、中間の経過としてはどのような報告、全くなされていないのか含めて、その点もあわせてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

人事につきましては、何度も申し上げておりますように、職員の不始末につきましては私自身の責任は痛感するわけであります。しかし、出向した職員、その長い間勤務を同じ場所で勤務をさせたから町長が悪いと言われても、その長い間勤務することによって有効にその職務を全うする職員もおりますし、また、指導し、対応し、立派にその職責を果たす職員が常であります。しかし、今回につきまして

は、たまたま1カ所において長かったと、そのことによってこうだったということではありますが、いろいろな課題があろうかと思いますが、私は議員の考え方とちょっと違うわけでありまして、その職員が長い間いたからこういうことになったのだと、異動させなかったからこうなったのだという認識は私は持っておりません。しかし、町職員でありますから、出向させた職員であろうと、先ほど申し上げましたように職員の不始末については私自身もその責任を痛感いたしております。

ただ、そのことによって、私といたしましては、議員のおっしゃるように、そのことが重大であるから町長及び副町長の減俸問題ということではなくて、私は一連の大きな課題、職員の不始末も含めながら責任者としてのその責任をみずから律して、今後の再発防止のために対応していく、そしてまたこれからも職員を処分しなければならない課題を抱えているという、そういう一連の責任を痛感してみずからを律していきたいというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 補助金に関する御質問でございますけれども、75万円については観光協会の資金の中から提供したということでございまして、また、行政としてのこれらに対する考え方でございますけれども、農地法の違反が発覚した段階で、やはり町といたしまして150万円の補助金を交付するのは問題があるという判断に乗って、150万円の補助金の話し合いの中で返還を求めた部分でございまして、このことによって町が新たに何かを施策、また、そういうことをしようということは今のところ考えておりませんし、また、こういう判断で御理解をしていただきたいと、このように考えております。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） 耐力度調査の中間報告的なものにつきましては、委託した受託者のほうから何も私どもに連絡来ておりません。ただ、現場で資料の採集等については終了したことの報告は受けておりますけれども、調査結果、内容等については、まだ今のところ私どものほうには一切報告が来ていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何回も言いますが、町長、私は、8年間だからという問題ではなくて、置いたからだとか、その資質の部分ありますから、その部分も問題でしょうし、組織的な問題も二つの面から私はこの問題見ておりますので、私はそういった意味で、その経過の中で、当然、一生懸命やられる方

もいるわけですから、それは別に否定する何ものもありません。ただ、やはりこの方についてはまた別次元の問題だということをお話ししていますので、その点、答弁要りませんので、その点誤解ないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、この75万円を既に払われているわけですから、別に僕は150万円を払いなさいと言っているのではないのです。この75万円をどうするのかということを言っているわけで、この点はもう一度、町の考え方はどうなのでしょう。担当の課長はなかなか答弁できないと思いますが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、この観光協会に対します補助金の関係については、もう既に尾岸町長がいろいろな議論の中で、この20年度に対します補助金の支出については妥当でないということを議員の皆様にも申し上げているところであります。今、担当課長のほうから申し上げましたように、町としましては基本的な考え方は、この半年で75万円ということで観光協会についてはお支払いされているようでありますけれども、公金を充てるということは、町長の考え方から、私どもの町としまして、今後、その出すという余地はないものというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

村上和子君。

○2番（村上和子君） 21ページの保健福祉センター管理費の中の、ろ過機点検整備ですけれども、この備品の点検マニュアルというのは1年に何回とかというのが決まっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 明確な規定ということでございまして、この年間の管理の中で2回実施をしているという状況にありますけれども、先ほど米沢議員の御質問にもお答えしましたように、今回は中間点で1回のろ過機点検ということで、十分、適切に管理がなされると判断をいたしまして、1回というふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 村上和子君。

○2番（村上和子君） 昨日もこの施設の、特に学校の施設の備品のことで一般質問させていただいたのですが、と申しますのは、子どもセンターの煙突の件で、どうして私は途中で点検しなかったのかと聞きましたら、一度も点検したことがないと、これは10月、もっと前でしたか、寒いのでス

トーブをつけましたら、煙突が詰まっております、不完全燃焼になって、今、これは煙突の断熱材使用の調査して検査しているのですけれども、どうしてと言いましたら、点検マニュアルにはこういうようなものがないのだと。家庭のストーブでも、調子が悪ければ、煙突がちょっと調子が悪いのかなとかだと思えるのですけれども、ここは築48年です、点検マニュアルにないから一度もこういうことをしていないと、こういうふうなことです。結局は煙突が詰まっていて、それが不完全燃焼ではがれて、結果においては断熱材がそういったアスベストが含まれていたということになったのでしょうか、その点検のマニュアルにないからということをおっしゃったので、一度も点検していないというのは、そういったことで、やはり備品とかそういったものには点検マニュアル、マニュアルがなかったらできないというものでもありませんし、何十年もかなり経過しているところで点検を一度もしなかったということをお聞きしたものですから、今回はこういう調査、検査して修理しているところですが、そういったことで、今お聞きしましたら1年に1回とかとおっしゃいましたけれども、こういったものも点検マニュアルというものをもうちょっと整備して、いろいろする必要があるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） ちょっと注意いたしますけれども、最初の関連に続いて、引き続き3回しかできませんので、違う関連になりますと別な質問になりますから、注意して質問していただきたいと思います。後の方もおられますので、よろしくお願いいたします。

それでは、副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 2番村上議員の御質問にお答えします。

私どももたくさんの施設を抱えて、公共施設については、ほぼ、それぞれ所管に分けて管理、運営をさせていただいているところでございますが、この煙突の一連の問題については、私ども大変申しわけなく思っています。

経年劣化で、まさか煙突の中が崩落をしているということは予想もしてございませんでしたので、こういうケースを教訓としまして、今、組織内部でいろいろ議論をしながら、目視できるところ、それから、なかなか目視が不可能なことについてもできるだけどういうことになっているかの予測予知を努めてするようにしてまいりたいというふうに、今、一生懸命打ち合わせをしておりますので、起きたことについては大変申しわけなく思っていますので、今後そういう適切な対応に努めてまいりますことを

ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） まず、第1点は第10回の全国中学校野球大会の関係です。

最近はいろいろなものの冠大会等が出てきております。今回第10回ということで、IBAの関係で大会出場の補助金129万円ですけれども、いろいろな大会、全国規模になると、冠するスポンサーが、ある面で大会参加料を補助するケースがあるのです。今回の場合は、その補助金、スポンサーからの補助金等があるかないかというのがまず1点お伺いをしたいと思います。

それから、第2点目は、今、同僚議員からお話のあった観光協会に対する150万円の減額でございます。

それで、私、昭和62年度の各会計決算書を見まして、その中で観光施設駐車場設置補助金ということで、町は350万円出しているのです。それで、私はやはり上富良野町の観光関係でやはり必要だという観点で僕は350万円出して、地権者が350万円出して、それで700万円で、あの駐車場が設置をされた経過になっています。

したがって、私は平成13年から19年まで7年間、150万円の1,050万円、観光協会、正確には1,050万円ではないです、あとそれに4万5,000円ぐらいか、駐車使用料、業者が使ったということでそれから引かれていますので1,050万円弱ということで発言をしたいのですけれども、そうすると、今回私は賃貸料150万円が75万円、観光協会がもう10月22日にお払いしているのですね、そうすると、これは観光協会のために使ったのではなくて、上富良野町の観光事業のために、言うならば、日の出公園等を含めて必要な駐車場という形で私は使われていたと思うのです。

そうすると、私は前に1回、全員協議会でお話ししましたけれども、150万円を365日で割って1日4,110円、そうすると69万何がしが払うべきではないかということでお話を申し上げた経過があります。

したがって、確かに農地法違反であったけれども、現実には観光協会が独占して使っていたわけではないのです。上富良野町の観光事業のためにやはり大きく寄与された施設であったと私は認識をしています。

したがって、僕は観光協会が75万円あれしただけであれば、町としてやはり観光協会に全部かぶせることなく、それ相当の金額を町は見なければならぬ、逆に、今だめであれば、それでは13年度から19年度に持っていくとどうなっていたというよう

なことが当然出てくると思うのです。

ことしの平成19年度の決算の中で、私はそういう認識で、ある面でやむを得ない、町の観光事業のためにやはり大きくこの駐車場は寄与されたのだから、認めざるを得ないということで、本当は不承認の意見等も若干議員の中ではありましたけれども、やはり皆さん方はそういう立場で承認をしたと私は認識をしております。それが1点目。

それからもう一つは、当初350万円、地権者と町が出し合ってやった、それで今回、この復元費は観光協会として128万1,000円が10月20日、それから農地として復元を最終的にあれするということで、持ってきた土をロータリーをかけたということで1万7,200円、したがって、この賃貸料とも含めば204万8,200円、これが観光協会が大きく負担をしているのです。

観光事業がどんどんじり貧になりつつある中で、一生懸命やはり観光協会、観光事業にかかわる皆さん方が頑張っておられて、この中で204万8,200円というのは大きな金額なのです。

ですから、私は、150万円で今、観光協会75万円、10月22日にお払いしたということであれば、この分の相当分も見ろべきだし、それから、昭和62年に駐車場をつくった経過からいけば、ある面で観光協会が独占して使ったわけではないから、トータルしてこの128万1,000円と1万7,200円、129万8,200円も、ある面で払うべきではないかと。言うなれば、地権者と観光協会も応分した形で、町も僕は負担すべきではないかという気がいたします。

それからもう一つ、4点目になりますけれども、今、産業振興課長が返還を求めた、ましてやそれから150万円の減額の変更願を出して、それを認めたということですが、これは、町と、それから補助金を受ける団体の大きな力関係が左右しているのです。現実には、町からそういうことで法的に無理だから何とか変更願を出してくれということだろうと思いますが、現実では何のために、だれのために使っていたかということをはっきり僕は考えていただきたいと思うのです。そういう点で、この点の理事者の答弁を求めたいと思います。

それからもう一つ、昨日の町長の私の一般質問に対して、地権者、それから観光協会等も含めておわびに行く気は個々のケースについては対応は考えていないというけれども、現実には観光協会でなくて産業振興課、それから農業委員会に、事務局長や、それから次長を派遣しているのは、やはり町長の人事権だし、それから、こういう形で農業委員会が不始末を起こしたということで、農業委員会のきょうの

新聞では、この決着がつけば会長職を辞するというようなことが報道がなされております。そういうことになる、やはり町長としても最後のあれですけども、びしっと僕はけじめをつけるべきではないかと。10月23日に観光協会は、三役、それから事務局長含めてやはり地権者におわびに行っているのです、やはり私はそのぐらいの誠意があるべきだと考えるのですが、その点、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 9時57分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、中村有秀君の質問に関しまして、今までの経過の中で見解に差異があった部分も見受けられましたので、先ほど中村議員と話し合いをいたしまして御理解をいただきました。

改めて、中村議員のほうから再質問をお願いしたいと思います。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 私は、先ほど観光協会が賃貸料75万円、それから復元の関係128万1,000円とロータリーの分1万7,200円ということで、本来的には、観光協会が言うなれば借地をしたということを含めて払うべきだというのが農業委員会の5条申請の復元の段階の負担割合ということになっているというのは事実でございます。

ただ、昭和62年の経過から350万円出したよ、それから、もう一つは観光協会が350万円出した形にはなっているけれども、これは若干事実が違いますけれども、それは申し上げられません。

ただ、私は町民感情として、あそこは観光協会だけが使ったのだという形ではないと、それからきのう、それから、ここ1週間の町民のいろいろな方の意見を聞くと、総体的に204万8,200円が観光協会が全面的に負担すべきではないのではないかと、町の観光事業のウエートの中で、駐車場というのはやはり日の出山公園についてはなくてはならないという状況の中で、私は今回質問をさせていただいた経過があります。

したがって、町民や、それから観光協会がこれだけ負担をさせるのは忍びないのではないかとという町民の声も多く寄せられておりますので、できれば何らかの形で、補てんの意味ではないけれども、考えていただきたいというような立場で申し上げたということでございますので、その点、理事者の答弁

を求めたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に私自身といたしましては、今まで各議員の皆さん方から御質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

ただ、議員のおっしゃるように、私も常に申し上げておりますように、あの施設につきましては基本的に多くの町民の皆さん方が利用し、この使用目的に、補助目的に合致した対応を今日まで進めていただいていた、その運営を観光協会がしていただいたということに対しましては感謝を申し上げているところでありますが、今年度の対応につきましては、先ほど来、以前からお答えさせていただいているとおりであります。

ただ、私といたしましては、観光協会にしろ、商工会にしろ、社会福祉協議会にしろ、私も上富良野町にとってかけがえのない法人組織であるわけにありますから、町として、この組織の活性化、組織の事業促進のための支援は、これは当然欠かすことのできない私は組織であるというふうに認識しております。

今後もいろいろな面で私はお話をさせていただいているところでありますが、観光協会の各事業活動に対しまして、町としての支援を拡大していくなり何なりの対応につきましては、十分な配慮をさせていただくように新しい町長にも申し上げておかなければならないというふうに思っておりますし、私自身も、先ほど来申し上げておりますように観光協会や商工会、あるいは社会福祉協議会等々の、この町にとって重要な法人組織に対する支援は欠かしてはいけないというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） 中村議員の上富良野中学校の全国大会への出場に関する主催者からの補助はということでございますけれども、私どものもちろん負担金積算する上でも、学校のほうからも確認をとっておりますが、私どもの聞いている情報の中では、主催者からは参加校への助成ですとか、補助ですとか、そういうものはついてないということで伺っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 今、町長は次期町長に十分配慮というような言葉がありました。私は、上富良野町は大きな観光事業を町の活性化ということで取り組んでいるということで、その中心となる上富良野町、十勝岳観光協会と行政の部分でぎくしゃくし

たような関係はぜひとってほしくない、やはり現在、大観覧車の問題もあります。何とか産業振興の面で、活性化の面ということで、景観づくり、景観の推進協議会で決めたということでございますので、したがって、いかにして上富良野町にお客さんを来ていただくかということになりますと、やはり観光協会が主体になって、また、町民のいろいろな各分野でバックアップをしていくということになると、基本的に駐車場は必須の条件だろうなという感じはいたします。

したがって、今回、農業委員会の会長の話では、あそこは地権者と貸借関係を結んだというような御報告もありました。なお、観光事業に対しては厳しい状況が出てくるのかなという感じがいたします。そういう点で、次期町長に引き継ぎの中でもその点も十分申し添えていただくということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第3号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国保退職分医療給付費及び高額療養給付費の増額に伴い、社会保険支払基金からの交付金を受け入れるとともに、出産育児一時金の給付額の増額に伴いまして、一般会計から

の繰り入れを受けるため、所要の補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、国保退職分医療給付費及び高額療養費に不足が見込まれること、さらに出産育児見込み数の増加及び平成21年1月1日より施行されます出産育児一時金の増額により出産育児諸費に不足が見込まれますことから、増額補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第3号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成20年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,482万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,276万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款及び補正額のみ申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款療養給付費交付金、1,350万円の増、8款繰入金、132万7,000円の増、歳入合計は1,482万7,000円の増であります。

次に、2、歳出でございますが、2款保険給付費、1,549万円の増、12款予備費、66万3,000円の減、歳出合計といたしましては1,482万7,000円の増となります。

以上で、議決対象項目の説明といたします。なお、2ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書でございますので、既に御高覧をいただいているということで、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 6 ページの退職者の保険給付費の件についてお伺いしたいのですが、今回、1,140 万円の補正という形になっております。これは病気等、あるいは退職者等がふえるという状況の中でこういう状況になったのかなというふうに思いますが、そのふえた要因についてわかりましたら、簡単でもいいのですがお知らせいただきたいというふうに思います。

二つ目には、出産一時金の問題については、国のほうで35 万円から38 万円でふえたという形になりますが、現時点で上富良野町においては、町においては、この出産一時金の該当者、また、将来的に大体見込み数でもわかればよろしいのですが、わかりましたらどのぐらいの方が該当になるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 5 番米沢議員の2 点の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、退職分の給付費の増の要因でございますが、退職分につきましては実は対象者156 名ほどになってございます。人数の増加も一つの要因でございますが、対象者が156 人と少人数でございまして、特にその数名が入院等で相当数の医療費がかかった場合にこのような増額をお願いするような場面になります。したがって、特に特定の病気はあったとかそういう要因ではございませんで、特に入院がことし多かったという要因でございます。

次に、出産一時金の増額の対象児童数でございますが、当初15 人を予定をしておりましたが、今回、きょう現在、それでは足りない状況になってございまして、実は5 人ふやしまして20 人を想定して補正をさせていただくところであります。

ただ、この38 万円に増額する対象は1 月1 日からになってございますので、おおむね今年度予定しておりますのは、増額対象見込みは5 人程度というふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4 号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第4 号平成20 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第4 号平成20 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、後期高齢者医療制度は平成20 年4 月1 日から75 歳以上の高齢者を対象とした新たな医療保険制度として施行されたところでありますが、国におきまして、本年8 月より低所得者への保険料の負担軽減措置がなされたことから、これらの軽減措置額相当分について歳入の減額補正をするものであります。

また、保険料の特別徴収額及び普通徴収額の実績見込額について組みかえ補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、保険料の負担軽減措置に伴います歳入の減額相当分について、広域連合納付金を減額補正しようとするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第4 号平成20 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）。

平成20 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895 万1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,607 万7,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表、歳入歳出予算補正による。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

第1 表につきましては、款及び補正額のみ申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、787 万6,000 円の減、3 款繰入金、107 万5,000 円の減、歳入合計は895 万1,000 円の減であります。

次に、2、歳出であります。2 款広域連合納付金、895 万1,000 円の減、歳出合計といたし

ましては、同額の８９５万１，０００円の減となります。

以上で、議決対象項目の説明といたします。

なお、２ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書でありますので、既に御高覧をいただいているということで、説明につきましては省略させていただきます。

これをもちまして、平成２０年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第５号

○議長（西村昭教君） 日程第６ 議案第５号平成２０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第５号平成２０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず１点目として、介護保険事業の保険給付におきまして、今年度の上半期を終えた状況として、居宅介護サービス及び施設介護サービスの給付が当初の見込みよりも伸びており、既定予算額に不足が見込まれますことから、国庫負担金、道費負担金、一般会計繰入金など、法定の負担金、保険給付の費用の財源を見込みまして所要の補正をいたすものです。

２点目といたしまして、介護サービス事業におきます高額介護サービス費の給付及び地域支援事業におきます利用の増加に伴う所要の補正をいたします。

３点目といたしまして、人事異動に伴います職員給与費の不足額を補正いたします。

４点目といたしまして、各サービス給付費等の歳入財源充当を規定に基づき精査した結果、不足する額を予備費により充当し、補正総額３，０１２万４，０００円となったところであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第５号平成２０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）。

平成２０年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，０１２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億１，９８６万３，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

２款分担金及び負担金、４万８，０００円、３款国庫支出金、８６９万６，０００円、４款道支出金、４８７万５，０００円、５款支払基金交付金、１，０８４万９，０００円、６款財産収入、１万９，０００円、７款繰入金、５６３万７，０００円、歳入合計、３，０１２万４，０００円であります。

２、歳出。

１款総務費、１３８万６，０００円、２款保険給付費、３，４５０万円、３款地域支援事業費、５４万４，０００円、８款予備費、６３０万６，０００円の減であります。歳出合計額、３，０１２万４，０００円であります。

なお、２ページから１３ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書及び１４ページから１６ページまでの給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、原案議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君） ８ページの介護サービス等の諸費についてお伺いいたします。

近年、この施設介護給付等の伸びが居宅も含めてであります。この伸びる要因として、いろいろ居宅施設介護についても、どういう部分で伸びている

のか、この点お伺いしたいと思います。

また、施設介護等については、認知症、あるいはラベンダーハイツ等の、あるいはショートなども含めた在宅居宅介護ありますが、そういったところの現状というのは、使用状況、利用状況というのですか、短期入所だとか、ショートステイだとか、施設利用が結構いっぱいだという話も聞きます。利用したいと思って利用者が多くて、日数がなかなか、例えば介護度5でありましたら30日ぐらいショートも利用できるのですが、そういう場合もなかなか多くて利用できないという状況もあるかと聞いておりますが、その実態等がわかっておりましたら、現状どのようになっているのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の介護保険の給付の状況につきましての御質問にお答えを申し上げます。

20年度の上半期を終えた状況の中で、給付費、居宅におけます給付、それから施設介護給付もこの伸びを呈しているところでございます。その中での訪問等につきましては、やはり在宅重視という観点から、この訪問事業がやはり充実、そして訪問サービスのメニューの中でも訪問介護、それから訪問看護といった部分について増加している要因があるということで、訪問サービス事業におけますサービスの増加というものが見込まれるということの現状でございます。

また、短期入所であるとか、その状況であります。本町におきます短期入所、ショートステイの状況といたしましては、ラベンダーハイツ、それから町立病院とありますけれども、このラベンダーハイツのショートステイの状況におきましては、その回転率と申しますか、使用度合いというのは非常に高まっております、フル回転というような状況で、その調整を効率的に運用を図るということで利用をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 施設介護等については、認知症等のそういった施設についての需要も含めて伸びているということなのかお伺いいたします。

将来的に介護福祉計画においても、やはり老人等がふえる、認定者数も、若干そんな極端な伸びはありませんが、必然的に一定数伸びるという状況になってきています。そうしますと、そういう施設の充実等も、町の計画の中にも当然必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、当面、現

状維持だとしても、やはり将来的な人員等のことも含めた場合の町の対応としてどういうふうな認識を持っておられるのか、現状のいわゆるショート、あるいはラベンダーハイツ等の特養等のベッド数、利用数について、当然変わっていくべき部分があると思いますが、その対応等について現状でわかっている部分でよろしいですが、わかればお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、施設利用の中におきましての認知症対応型の利用という状況にありますけれども、やはり本町におきまして、高齢者の増加傾向の中で、認知症の施設利用の伸びというのも一定率で伸びているというふうな状況であります。

また、次期介護保険計画第4期は来年度21年度からの計画の3カ年の策定作業を着手しておりますけれども、その中において、この施設利用、現状におきまして、例えばラベンダーハイツの待機者も数名おられるというような中で、この利用というものはやはり介護を必要とされる方の中で施設の入所を希望する、必要とするという方の増加も見込まれるところであります。であります。本町において、この建設というものは計画にはされていないところであります。この介護保険の方針といたしましても、国の方針といたしましても、この要介護者に占める施設入所者の率というのは一定範囲におさめるというようなことで、今、在宅重視という介護保険のこの趣旨もでございます。そういった中で、介護予防に努力をいたしているわけですが、一定の給付の伸びというものを勘案しながら、今後の計画を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 最近、認知介護という言葉もよく出てきております。認知症の方が認知症の方を見るという形の中で、非常に社会問題化、もう既になっています。そういう意味で、確かに施設介護が伸びれば、その分費用もふえるということは当然つきまとう話だと思いますが、ただ、将来的に上富良野町のこういった高齢者の現状を踏まえた中で、やはりそういった部分も含めた中で、十分再検討をする必要が迫られてきているのではないかなというふうに思います。確かに、施設介護を抑えれば、その負担、居宅のほうにという形になりますが、だけれども、その体制が不十分で、十分でなければそれはかなわない話になりますので、そこをも

う一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の再度の御質問でございます。議員御質問のように、この将来見通し、この本町におきますこの介護者の実態、要介護者の実態の中から、そういった施設入所を希望される範囲の方々の占める度合い、そういったものを勘案しながら、この保険給付のあり方、そして、この介護の状況を重度化させないといった、そういった取り組みの中でまた十分その方向性を見きわめていくことが、この関係者のいろいろな意見を踏まえた中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程いただきました議案第6号平成20年度ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、繰入金の施設整備基金が事業確定によりまして減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1点目としまして、職員の異動によります給与費などの減額をするものでございます。

2点目としまして、臨時介護士の賃金改定によります賃金の増でございます。

3点目としまして、給食にかかる賃金及び賄い費の増でございます。なお、賄い費につきましては、利用率の伸びによる食数の増でございます。

4点目としまして、4月以降の燃料高騰によります燃料費の増及び修繕費の増でございます。修繕費につきましては、洗濯機、乾燥機、給排水設備、ト

イレ、ナースコール、照明器具などの修理を必要とするものでございます。

5点目としまして、施設整備の工事完了に伴う事業費の執行残を計上するものでございます。

これらの要因を整理しまして、収支差額を予備費に計上し、不測の事態に備えるものでございます。

以下、議案を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成20年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,456万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款の名称並びに補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、補正額120万円の減、歳入合計、120万円の減となるものでございます。

2、歳出。

1款総務費、補正額868万2,000円の減、2款サービス事業費、補正額265万円の増、3款施設整備費、120万円の減、6款予備費、603万2,000円の増、歳出合計、120万円の減となるものでございます。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議決項目につきまして説明をさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。
昼食休憩に入ります。

午前 11 時 56 分 休憩
午後 1 時 00 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 8 議案第 7 号

○議長（西村昭教君） 日程第 8 議案第 7 号平成 20 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第 7 号平成 20 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入に関しましては、受益者負担金及び分担金の納入額の増及び資本費平準化債と町債の減、また、町債減に伴う繰入金の増が主な要因となっております。

歳出では、事業確定による施設管理費の減、公設柵設置実績による建設事業費の減、また、借換債による償還金元金の増、利子率の低下による利子額の減によるものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 7 号平成 20 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 20 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 1 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,394 万 5,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）。

第 2 条、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正による。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、102 万 1,000 円の増、3 款国庫支出金、1,000 円の減、4 款繰入金、346 万 9,000 円の増、6 款諸収入、1 万円の増、7 款町債、510 万円の減、歳入合計、60 万 1,000 円の減。

2、歳出。

1 款下水道事業費、41 万 7,000 円の減、2 款公債費、18 万 4,000 円の減、歳出合計、60 万 1,000 円の減。

2 ページをお願いします。

第 2 表、地方債補正につきましては、事業費確定に伴い、公共下水道事業の一般分の限度額 1,130 万円を 1,090 万円に 40 万円の減額。同じく、資本費平準化分の限度額 7,300 万円を 6,830 万円に、470 万円を減額、変更するものでございます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（西村昭教君） 日程第 9 議案第 8 号平成 20 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第 8 号平成 20 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

本年 4 月に一般会計との間で人事異動がありましたが、人事院勧告等の推移を見守った結果、給与水準の変化はなかったことから、人件費変動分見込みを確定しましたので、不足する 277 万 9,000 円について予備費を充てて補正するものです。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成20年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条、平成20年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

補正予定額のみを申し上げます。

支出。第1款水道事業費用第1項営業費用、27万9,000円の増、同じく第4項予備費、27万9,000円の減。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

1、職員給与費、既決予定額、3,356万7,000円、補正予定額、277万9,000円、計3,634万6,000円。

次ページ以降につきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号上富良野町自治基本条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第9号上富良野町自治基本条例の制定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体とは対等の関係とされ、自分たちの町の

ことは自分たちで責任を持ち自分たちで決めていくという自己決定、自己責任が強く求められ、地方自治体の果たす役割と責任は大きくなっております。

一方、少子高齢化、人口減少の時代を迎え、町財政もますます厳しくなることが予想される中、限られた財源でいかに町民が納得できる行政サービスを選択し決定する仕組みづくりを町政運営の中で構築していくということが求められています。

また、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、町民との情報共有、町民の参画協働を基本とした新たなまちづくりを進めていかなければなりません。

自治基本条例は、上富良野町におけるまちづくりの基本理念と、まちづくりに関する基本的な事項を明らかにし、町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定めることによって、公正で民主的な自治の実現を図ることを目的として、上富良野町の最高規範として位置づけ、制定するものであります。

なお、第4章の第10条、第11条、第12条の議会条項につきましては、当初の素案に対し議会みずからのものとして十分な議論を重ねられ、成案を得られました内容を含めて、町長提案として上程するものであります。

議員各位におかれましては、これまで議会関係条項の条文策定を初め、自治基本条例案の事前検討などの中で意見交換をさせていただきましたが、将来のあるべき姿への思いは同じであると強く認識をさせていただいたところであります。

この間、御協力を賜りましたことに対しまして、この場をかりまして感謝申し上げる次第であります。

以下につきましては、議案の朗読を省略させていただきます、条文を要約して説明いたしますので、御了承願いたいと思います。

議案第9号上富良野町自治基本条例。

本条例は、11章40条の条文で構成いたしております。

まず、前文であります。上富良野町を構成するすべての町民、議会、町がお互いに力を合わせ、自主的、自立的なまちづくりを進めることによって、だれもが住んでいてよかった、住み続けたいと思える町を目指すことをまちづくりの目標として前文に規定したものであります。

第1章、目的と理念。

第1条から第3条では、条例設置の目的、用語の定義、基本理念を規定しております。

第1条の目的では、まちづくりに関する町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務などを定めることにより、町民主体の公正で民主的な自治の実現を

図ることを条例設置の目的と規定しております。

第3条は、まちづくりの基本理念として、町民憲章に込められたまちづくりに関する普遍の理念を1、町民主体、2、人権尊重、3、相互補完、4、自主・自律、5、未来志向の五つを基本理念として定めたものであります。

第2章、まちづくりの基本原則。

第4条から第6条では、前文、目的、基本理念を受けて、まちづくりを進めていくための基本となる仕組みを1、情報共有の原則、2、自助・共助・公助の原則、3、参画と協働の原則の三つを基本原則として定めたものであります。

第3章、町民の権利と責務。

第7条から第9条では、まちづくりにおける町民の権利と責務及び20歳未満の青少年及び子供の参画する権利について定めたものであります。

第4章、議会の役割と責務。

第10条から第12条では、議会の役割と責務、議会の運営、議員の責務について定めたものであります。

第5章、町の役割と責務。

第13条から第16条では、町長及び職員の果たすべき責務を規定するとともに、町が町政運営を行う場合の基本事項を町の責務として定めたものであります。

第6章、信頼される町政の推進。

第17条から第30条では、町民に信頼される町政の推進を図るため、町の仕事の制度と原則、第17条から23条、町民との情報共有、第24条から第27条、町民との参画と協働、28条から30条について規定し、町政運営に関しての基本的な制度と原則について定めたものであります。

第7章、コミュニティ。

第31条及び第32条では、地縁団体や目的に基づく団体、町民相互の多様なコミュニティは、協働のまちづくりの担い手として重要であることから、コミュニティの充実及びコミュニティと町のかかわりについて定めたものであります。

第8章、地域防災。

第33条及び第34条では、さまざまな災害に対して町と町民の防災に対する役割を規定するとともに、活火山十勝岳とのかかわりや火山防災について定めたものであります。

第9章、町民投票制度。

第35条及び第36条では、町政の重要事項について直接町民の意思を把握する手段として、町民投票を実施することができる規定を設けるとともに、町民投票の請求と発議及び町民投票を実施する際に、各事案に応じて必要事項を定めた個別の条例を

制定して実施することを定めたものであります。

第10章、交流と連携。

第37条及び第38条では、まちづくりを進めていく上で、他の市町村や他の国々の人々との交流や、国、北海道、他の自治体との連携について定めたものであります。

第11章、条例の位置づけ。

第39条及び第40条では、この条例を上富良野町の最高規範として位置づけるとともに、5年を超えない期間ごとに検討し、必要な見直しをしていくことを定めたものであります。

施行期日、この条例は、平成21年4月1日より施行する。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） 何点か質問させていただきたいと思います。

条文の第8条、子どものまちづくりに参加する権利ということで、満20歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有しますと、このような条文内容でありますけれども、この条文からは、中学生及び高校生を含めた未成年の方々に対して計画の段階から参加する権利があると、このような内容であると考えますけれども、このたびいただいた説明会開催状況の中にはそういった形跡が見られません。

そのような中で、先ほど課長に確認したら、まだ行われていないという内容でありました。本来であれば、原案の状態ですっかり子供たちにも意見を聞くと、そういうことが非常に大切な部分ではないかと私は考えますけれども、その説明会が開催されていない理由をまず1点伺いをいたします。

それからもう1点、この条例においては、町民、議会、町が一体となった取り組みが重要であると、昨日の町長の行政報告の中にもありましたけれども、取り組みが始まって既に4年半を経過しているものの、町民に内容が示されたのはことしに入ってからです。4月に職員の研修会を皮切りに、5月28日リフレッシュマイタウンの説明会が始まり、それから半年しか経過しておりません。各種説明会においても、職員を初め関係者を除けば285名と、その中には複数回出席される人も多数おられるかなということを考えれば、250名程度の方々がこの資料に目を通されたということであります。

20ページに及ぶこの解説つきの条文が、資料を渡されて2時間程度の説明で果たして十分に情報が共有されたかということを考えれば、かなり難しいなというふうに私も思っておりますし、その参加された方々に伺っても、わかりましたかと聞いたら、いや全然わからないと、こういった意見が大多数でありました。そのことを考えれば、決して情報共有が図られているとは私は思えません。その点についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田議員の2点の質問にお答えをしたいと思います。

まず、第8条の子供の参画の条文でございますが、本来、子供への説明をすべきだと私も思っておりますが、現実にはそこまで手が回らなかったというところが実はございます。

なおかつ、子供に最もわかりやすく説明するような資料を今つくっている最中でございまして、実はそれが子供にとってもわかりやすい説明にするにはどうしたらいいかというのが、実は非常に頭を悩ませているところであります。

実は昨日であります、上富良野高校のほうに打診をしまして、ぜひこういった説明をさせていただきということでお願いをした経過にございます。学校のほうでは、これが授業の一環として進めるべきものなのかどうか、もう少し時間をくださいということで、校長先生より返事をいただいたところであります。いずれにしても、中学生も含めまして、よりわかりやすい説明をするためにどうしたらいいかということを今後の課題だというふうにとらえております。

きょう上程をしたわけですが、これ以前にはそのような行動をしておりませんでしたことをまず御報告をして、今後、この条例が施行されてから以降、この間からも何度もお話ししていますように、この条例の制定がゴールではございません。新しいまちづくりのスタートだというふうを考えておりますので、条例制定後も不断の努力を重ねながら、子供も含めて町民の方々に説明を果たしていきたいというふうに考えているところであります。

あと、もう1点の説明をしたけれども、2時間ぐらいの説明では余りわかっていないのではないかと、情報共有が図られていないのではないかと、このような御指摘でございます。

ことしの春から精力的に私も多くの住民の方々に説明をしていきたいということで、出前講座、あるいは広報の特集、まちづくりトーク、地域説明会、あるいは関係者の説明会等を精力的に行ってきたところであります。アンケート調査も実はしてご

ざいますので、先日御説明をしたように、サンプル数200余りでございますが、おおむねこの2時間程度の説明の中で何となく理解をしたという方も含めまして、八十数%の方々が、すべてとは言わないまでも、この条例の趣旨については御理解いただいたというふうに理解しているところであります。また、出前講座といいましても、現実には押し売り講座というような場面も実はございます。あるいは、地域説明会におきましては、住民会長さんをお願いをして10名以上の住民の方を集めてほしいと、そういうノルマをかけながら、この間、多くの町民の方に説明をさせていただいたところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） まず、子供の説明会の問題です。私は、この条文が制定されたからといって町が大きく変わるわけでもなければ、ここで制定しなければ行財政の運営ができないような内容でもありません。まして、その住民にとって決して拘束力のあるものでもありません。そのようなことを考えれば、どうして拙速にこの条例を制定しなければいけないのか、子供たちに説明する上でも原案の状態で説明することに意義があって、制定後に説明するのであれば、本当に価値のないものと、このように考えます。

これは、住民に対しても同様です。最高規範といながら、250名程度の方々しか目を通されていないと、テキストすら各家庭に配付されない状況で、本当に情報共有が図れたのかということを考えれば、ここで制定してしまうと、これまでの行政運営と何ら変わらず、勝手に町が決めたのだらうというような足跡を残すということを考えれば、しっかりここで時間をかけて、やはり住民と対話を図って情報共有をしなければならないと、このように考えます。

ただいま課長の答弁の中に、住民会長をお願いして10名程度集まってくれとノルマをかけたこと、これ自体に本当に大きな問題があって、本当に一人でも多くの方々に伝えて、多くの方々に聞いてほしいのだと、こういった熱意がここには感じられません。こういったことで本当に最高規範というものをここに掲げて制定してしまうと、今後、それを仮に説明に行った折には、どうせ町が決めたのだからと、こういった批判の声は必至だと思います。その点についても一度お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 岩田議員の御質問でございますが、考え方はいろいろあろうかと思ひ

ます。

私どもの考えておりますのは、既に4年半前にこのたたき台ができた後、町民の代表の6名の方々に町民の目線で7カ月間に及び計15回の熱い議論を重ねていただいた経過もございます。それら経過を踏まえまして、さらに来年度からスタートする第5次総合計画でも協働のまちづくりということがキーワードになってございますので、この条例を来年度からスタートさせることを大変に意義のあるものだというふうに考えているところであります。

議員御指摘のように、250名程度しか町民が自主的に集まっていないではないかという御指摘も一方ではわかりますが、町で考えられるフルメニューの説明の機会を私ども努力をした経過がございますが、例えば去年、19年度に行いました町立病院の病床転換と自治のかたちのまちづくりトークを行っておりますが、その中で出席されたのは70名程度ということでもあります。自慢するわけではございませんが、今回、250名以上の方々が自主的に参加をしていただいたということは、非常に効果があったというふうに自負をしているところであります。何分、町がこういう説明をいたしますということになりますと、先ほど70名程度という御紹介をしましたが、非常に参加が少ないというのは今までの事例であります。これがいいとは考えておりませんが、これが現実だというふうにも実は考えております。

この条例が施行されてから、この条例の一番柱でもあります情報共有というところは、この条例が制定されて、議会も町も、あと町民の方々も少しずつ同じ目的の方向を向きながら、これらの町の情報共有、議会の情報共有がなされていくきっかけになるのではないかとこのように考えているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） ただいまの答弁でありますけれども、確かに4年半を経過してはおりますけれども、その中で、策定委員の方々においては大変御苦労をいただいたなと私も感謝しております。

ただし、4年半は経過しておりますけれども、先月11月に行われた総務産建常任委員会の中で検証しましたところ、これは町民の地域説明会の中でいただいた御意見も含めて、30カ所以上に及ぶ修正箇所があったと。私は、この修正されることは決してだめだとは思っていません。当然、いろいろな御意見をいただいて、それを取り入れていくというのがこの条例だと思っておりますから、それが30カ所以上あったからといってどうこう言うつもり

はありませんけれども、そういった点では、年数がかかっているにも既にそういった修正箇所があるということを考えれば、これから町民の中に足を運んでもっともっと御意見をいただければ、まだまだ修正の余地があるのではないかと、こういうことを考えれば、制定を急ぐことをしないで、しっかりと流動的な中で町民と対話を図り、御意見をいただくという姿勢が今一番大切ではないかと私は思いますけれども、その点についてもう一度伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） ただいまの御質問でございますが、確かに修正箇所は30カ所以上の修正をさせていただきました。この修正につきましては、全く無意味ではないというふうに私も考えております。むしろ、真剣に条文を読みながら、この部分はこのような表現がいいのではないかとこのように、真剣に議論を重ねて修正をした結果でございますので、その修正がたくさんあったからどうこう、もとの原案が悪かったというふうには全く考えてございません。住民からのパブリックコメントの御意見、あるいは地域説明会の御意見、議会からのいただいた御意見、これらを修正をしながら、よりいいものにでき上がったというふうに考えているところであります。

また、条例の第39条には、5年の期間を過ぎない期間でさらに見直しを図っていくということでございますので、これがすべて100%いいものではないと、したとしても、これが5年を超えないごとに検証をしながら、総括をしながら、さらにいいものができ上がっていくというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 3点ほど伺いいたします。

まず、最高規範性を持たせるということでありませうけれども、ここは確認したいと思います。議会の多数議決だとか、改正の条例を設けて、そういった多数議決が必要だとか、あるいは住民投票をやるということも最高規範性を持たせる一つだと思うのです。これも法律内の条例というやつが引っかかるのですけれども、そこで最高規範性をこのようにして持たせるのだというところをもう一度確認したいというふうに思います。

また、防災関係でありますけれども、町の今後の5カ年の総合計画、ここに国民保護の防災のやつも入っているのですけれども、今回、この基本条例のほうには、十勝岳とか一般災害のやつしか入ってお

りません。そこをもう一度説明してほしいなというところですよ。

あとは、公平・平等の原則といいますか、いろいろ各住民会に説明してこられましたですね、これは説明して修正、あるいは改定があればそういった意見ももらうという立場でやっていたわけです。そういう観点から、公平、平等な観点から、先ほど上富良野高校のことも少し言われましたけれども、それで今現在、この条例を議決して大丈夫なのかどうか、もう一度確認したい。特に、町民という定義がありますよね、町民という定義には、町外から通勤、通学している人たちも含むということになっています。

この条例ができまして、一方的に押しつけるのではなくて、やはり事前に説明しておく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、その公正・平等の観点から満足しているのかどうか、そこら辺ももう一度確認したいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 6番今村議員の3点の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず1点、最高規範性の担保の関係でございますが、御承知のように、国の憲法を改正しようとする場合には国会議員の3分の2以上の議決、その後、国民投票というハードルがかかってございますが、この自治基本条例の最高規範性の担保につきましては、それらの国で言う憲法のような縛りをかけてございません。

なぜかといいますと、この条例の趣旨は、町を構成する町民、町、議会がいい町をつくっていかうということがこの条例の趣旨でございますので、これをさらに5年を超えないごとによりいいものに変えていこうという趣旨でございますので、そこに余り多くの縛りをかけるつもりはなかったところであります。

したがって、かといって、最高規範性を担保するには、地方自治体でつくるのは条例が最高でございますので、この条例の中に、言葉として最高規範性を持つのだと、なおかつ、残りの条例や規則はこの最高規範である基本条例に基づいて構成をしていくのだということを文言の中に入れることで、最高規範性を持ったというところでございます。

2点目の防災の関係でございます。国民保護法は御承知のように、国をあげた有事のことを実は想定をしておりますので、これは国民保護法に基づく上富良野町の国民保護に関する計画を持っております。その詳細については、その個別計画に盛り込

んでいるということでもあります。したがって、この自治基本条例につきましては、上富良野町全域を網羅するような災害を想定をした防災の条文になっていることを御理解をいただきたいというふうに思います。

3点目の公平・平等の観点で、もう少し、説明をしない人、した人、このようなことがないようにという御指摘だと思いますが、おっしゃるとおり、聞いていない、知らないから、この条例に違反をしたというようなことがあってはもちろんいけません。先ほども言いましたように、この自治基本条例は制度条例ではございません。この条例に違反をしたから罰則規定があるわけでもありません。先ほども言いましたように、この町を構成するすべての者たちがいい町をつくっていかうという理念条例でございますので、もちろん多くの方に聞いていただくことがベストではございますが、このことを知らなかったことで不利益になることはないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） よくわかりました。非常に苦勞されて説明しているというのも私もわかります。この条例が、例えば可決されたならば、今後、引き続き、まだ説明していないところには説明していかうほしいなというふうに思います。

あと、防災関係です。私が聞いたのは町の総合計画ありますよね、あの防災というところには国民保護計画も入っていたわけです。ここには入っていない、その入っているのと入っていないのと一貫性がないと思ひまして、そこをもう一度説明をお願いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 6番今村議員の御質問でございますが、実はこの自治基本条例の中には、個別のいろいろな課題、例えば農業をどうしていかうか、観光をどうしていかうか、あるいはそういった国民保護法にかかわる行動計画をどのようにしたらいいかと、このような個別の課題についてはそれぞれ個別の計画にゆだねているという位置づけにしております。ただ、この防災をなぜこの条文に取り込んだかといいますと、全国いろいろなところで自治基本条例が制定をされておりますが、上富良野町においては御存じのように活火山十勝岳を有して、いいにつけ悪いにつけ、こういった特徴があるということから、この火山防災についてのみ、この条文に入れたと、上富良野町の独自性を持つために入れたという、実は議論の経過がございます。

今御質問にありましたように、国民保護法の関係

については、国民保護法に基づく地域計画を上富良野町も立ててございますので、詳細についてはそちらのほうに記載をされているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 何点か確認させていただき
ます。

今、答弁の中で、この条例は言葉上では最高規範という形の言葉を挿入したことによって他の条例の上にあるというような表現であります、これがあるなしにしても、他の条例と同一の条例という形で理解してよろしいのかお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 5 番米沢議員の御質問でございます。

最高規範性を持つ担保でございますが、先ほども言いましたように、地方自治体で法律をつくることはできません。条例を制定するということが、私どもに与えられた権利でございます。したがって、二百数十本ある条例の中の一つに位置づけられるわけですが、そこに文言として最高規範性をうたい、なおかつ他の条例や規則の体系化をこの条例によって、条例に基づいて体系化を図るということを文言に入れることで、この最高規範性を担保したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） そういう答弁、担当課長の答弁のように、これは本当に住民の理解なくしてはやはり成り立たない条例だというふうに思います。

また同時に、行政においても、職員においても、議会議員においても、逆にこの両者が、より住民にどうあるべきかという点が一番求められている部分なのだろうなというふうに私は感じています。そういう意味では、拘束力、あるいはこれが知らなかった、知る、知らないよりも以前に、やはりこういったものをきちっと制定後においても、条例が設置されたことにおいても、より住民にわかりやすく、常に知らせるということが大切だと思いますので、この点確認しておきます。

さらにお伺いしたいのは、この財政運営の 18 条の関係ですが、これを一つ、例えば例を挙げますが、こういう意味では財政計画の公表、あるいは予算、決算の公表も従来からやられておりますが、これにつけ加えて考えるならば、財政の基本計画等をつくる場合においても、住民の参加もあり得

るのかなというふうにとらえられる部分もありますが、この点。

それにかかわりながら、総合計画等も当然、財政に合わせた計画もつくられるのだろうというふうに思います。その中でも、当然、基本構想については一定部分かかわりありますが、基本計画等につきますと、なかなか住民の参加がないという部分もありますので、こういった部分も含めた住民参加も伴うというふうに理解していいのかお伺いいたします。

もう 1 点お伺いしたいのは、まず私たち、これを理解する上で、皆さん方は非常になれておりまして、一つ聞いたら 10 ぐらいわかるような形なのですが、私は一つ聞いたら逆に 10 わからなくなるという、そういうような感じであります。町民の方も非常にこれについては、理解はされている部分はあります。ただ、まだやはり説明が不十分だという声もたくさんあります。また、この条例が制定されることによって、町が少しでも自分たちの願うまちづくりの方向に、対等、平等の関係で進めていってもらえれば、やはり自分たちも参加したいというような声も聞かれます。それだけに、非常に内容的には難しい表現であります、柔らかくしたとか言いますが、それだけに再三質問しますが、十分これに理解、そして納得を得られるような今後の対応が当然求められるというふうに思います。この点。

さらに、もう 1 点お伺いしたいのですが、今、地方分権という形の中で言われています。この間の説明の中でも、財政的な面での住民負担も伴う、軽減のためにもこれを活用してもらうのだと、その立場からの条例の設置でもあるのだというふうな話がされております。そういう一方的な説明ではないのだろうと思います、それだけではないということはよくわかるのですが、ただ、説明の中で多くの人が首をかしげた部分なのです、地方分権だから国もお金がない、あれは自主、自立だと言っていると、自主、自立はわかるけれども、よく聞いていたら、お金がないからこういった関係の中で対等、平等でお互いの責任を分かち合うのだというように感じている方が非常に多いのです。ですから、この意味がやはり非常に誤解されている部分がある。それは、別に皆さん方が悪いのではないのだと思います。今は縦の社会ですから、この部分の中で、地方分権で、地方に権限移譲するといっても、それでは財源の移譲はあるのかといったら、まだまだありません。そういう意味では、これから、こういう条例に書かれている財源の保障をどうするのかということも当然出てくるでしょうし、計画をつくるためには環境問題とか、いろいろな自分たちに付与してほしい条例があるにもかかわらず、権限移譲しなければ、し

てほしいものがあるにもかかわらず、そうっていない部分があるわけですから、これからまだまだあるのだと思います。本来は、そういう部分がきっちり整った中で、この基本条例というのが生きてくるはずだと私は思っていますので、こういった権限移譲の部分も含めて、私は国に対しても本当にこの基本条例の精神が生きるような権限移譲のあり方、財源移譲のあり方を、自治体としてももっと上げていく必要があると思います。何よりも、これが出てきた背景には、日本の憲法の平等であると、そういう立場からの精神から私は出てきているものだというふうに理解していますので、こういうものも含めて町長、どういう感想を持っておられるのか伺いし、担当の課長も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、他の議員からもお話ありましたし、この間もいろいろと説明の機会をつくっているつもりでありましたけれども、受ける側からすれば足りない、届いていないというような声をたくさん寄せられてございますので、私どもも、担当課長が申し上げましたように、今後におきましても不断の努力を重ねなければならないというふうに考えているところであります。

ただ、もう既に内容的には、議員の皆様には深く御理解、御承知をいただいているところだと思いますが、いわゆる今までのある目的で給付をするとか、それから一定程度目的を持って条例でいろいろな制限を加えるというたぐいの条例ではないことはもう御承知かと思えます。

いずれにしても、自治の運営については、憲法、それから地方自治法等でその運営の基本理念というか、そういう本旨等については法律で定められているわけですが、非常に私ども、こういう地域の住民の方から見れば、非常に遠い存在ということもありまして、町がこの地域をどうつくるか、こういうものを、必要な個別条例もありますが、そういうものを包含して自治、いわゆるみずから地域を治めるその精神というか、理念をここに総意をもって文書化するというのが、言い返せばこの自治基本条例かというふうに認識しているところであります。

したがって、この条例をもって即何かが変わるということではございませんし、また、この基本条例そのものが、家に例えると基礎でございますので、それに、どうその間取りをもって家にするかについては、今後、地域の多くの皆様方と意見を交換

しながら、この土台にどういう家を建てるかということをお互いが議論して守り育てる、その原点だというふうに思うところであります。

今、議員のほうからもお話ありましたように財政計画、行政は非常に多くの取り組みをしてございますが、なかなか地域の皆様方とひざを交えてやるのが少ない、そういう問題も私どもも大きく反省してございますし、そういうありようを皆さん方とどうその仕組みをつくっていいかの議論をすることが、この自治基本条例をつくっての出発点でございますので、再三、担当課長のほうからも申し上げているように、これはあくまでもスタートラインだということはひとつ改めてお互いが確認をして、高い次元の議論をさせていただきたいというふうに思いますが、再三申し上げられているように、私どもも、これは事前に皆さんの足下にお届けして、いろいろな意見を拝聴しながら、そういう総意を持った形で原案を上程すれば大変理想かと思いますが、今お聞きしていると、非常にその点が少ないということについては、何回も申し上げますが、反省材料でございますので、不断の努力をしていきたいと思えます。

いずれにしても、このまちづくり、いろいろと議員からありました、要するに義務の転嫁、負担の転嫁が町民の方から危惧されているということも私も何となく感じる部分もありますので、これは誤解のないような説明もしないといけませんし、といいながら、現実の中で何を選択して何を進めるかについては、町民とひざを交えて、もっともこの行政運営を、もっと今まで以上にオープンにしてやるということがこの精神でございますので、そういう考え方のもとに、今後、私どもはこの条例を制定していただいた暁には、そういうものをまた精力を持ってそういう新たな制度設計をしながら、理想の仕組みづくりに転換していきたいと思えますので、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番一色美秀君。

○7番（一色美秀君） 初めて質疑させていただきましたけれども、たしか私もこの基本条例の説明を受けたのですが、岩田議員の言われるように非常に各住民に周知されていないと、ほんの一部の方だけ、それだけやはり関心がないということも含めまして、行政側の説明の仕方に非常に問題があったのではないかと思います。

それと同時に、住民の側のほうにもやはり過失があるのではないかと、こういう大事なことを決める

ことについて、もう少し積極性があってしかるべきではないかと。

いずれにしても、この基本条例を見たときには、非常に立派なことなのです、本当に基本的なことで、最高規範となるべき町の憲法という形でビジョンが示されているわけでありまして、これは何カ月後、何年かかけてさらにまた再度皆さんに周知したところで、そう大きく変わるものではない、これ自体はすばらしいものだと思います。

むしろ逆に、やはり住民の意識を喚起するということは、やはりこれだけのビジョンができたのですから、では、どのようなコンセプトで、どのような具体的にどんな組織をつくって、どのような方法で進めていくかということを一早く、特にこれから先ほど米沢議員もおっしゃったように、国からの財源の移譲をはっきりしなければならない、そういうことを進めると同時に、それより先立ってこの町自体がどのような形で進むかということを一早く取り組まなければならないと思います。そのためにも、もっと具体的なものを踏まえたものを出すために、いち早く条例を制定して、次のステップに進んでいかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 7番一色議員の御質問に含めてお答えさせていただきますが、今、ここに上富良野町の自治基本条例を上程させていただきました。議員の皆さん方も御承知のとおり、今期総合計画の中で大きな柱の中の一つに、きょう、共につくるまちづくりと、この大きな柱をつくらせていただきました。今日まで総合計画に基づくまちづくりをしながら、いろいろな形で町民の皆さん方に、私自身も町民の皆さん方が行政に対する、町政に対する関心が薄いということは、町行政情報が十分に伝達されていないがゆえに町民の皆さん方の関心が低いのだということを認識しながら、町の行政情報を十分に開示すべく努めてまいりました。

そういう中にありまして、皆さん方も御承知のとおり、我が町の将来をどうするかというようなことで、御承知のとおり町村合併をするのか、自主・自立の道を選ぶのかということで、圏域の中で方向性の結論を出さなければいけないということで、町民の皆さん方の参集をいたこうということで、意見をお伺いしたいということで、合併がいいのか、自主・自立がいいのかということの課題を抱えて、町民の皆さん方にお声をかけたところでありますが、今、皆さん方から御指摘のありますように、町民の皆さん方の参画が非常に少ないと、そういう中であ

りまして、私はこれではいけないということで16年からこの自治基本条例を制定して、町民の皆さん方に行政に対する参画をいかに進めていくかと、いかに理解していただくかというような手法を考えていかなければならないということで、この条例の制定に向かって努めてまいったわけでありまして。

しかしながら、残念ながら、また御指摘のあるように、今回のこの条例説明に当たりまして、いろいろな手法はとらせていただきましたが、まだ不完全であったということについては反省をいたしますけれども、参加していただいた町民の方々が非常に少ないということに対する御指摘は、まことに申しわけないなというように思っておりますが、そのことによって、より一層、私はこの自治基本条例を早急に制定していただいて、そしてこの条例をもとにして、条例を守り育てながら、そして住民の皆さん方に行政、まちづくりに参画していただける、そういう手だてをつくりつつ、また、この条例が制定されたから役場の中も変わったと言われるような形の中で、この条例を生かしていただければなどというふうに多に期待をいたしながら、今、御提案させていただきますので、ひとつよろしく御審議を賜りたいなというようにお願いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本案に反対する者、次に本案に賛成する者の順に行いたいと思います。

まず、本案に反対する討論の発言を許します。

3番岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） 私は、本条例に対し反対の立場から討論をいたします。

私は、この条例は、今後、このまちづくりに対して本当に大切なものになると考えております。そのためにも、このたび開催された地域説明会の参加者からいただいた御意見、参加人数の少なさに対する問題や内容が非常にわかりづらいといった町民の意見を真摯に受けとめて、各世帯に対ししっかりとしたテキストを配付し、原案の形で住民会単位での説明会を行うなど、時間をかけて町民からの御意見をいただき、そういった努力をしっかりとすべきと考えます。

しかし、これまでの経緯を見てみますと、今後、この町の将来を担う子供たちの説明会が開催されていないなど、また、各種説明会等を開催しているものの、参加人数が非常に少なく、地域説明会

において一人でも多くの町民に参加してほしいという姿勢がうかがわれません。

本条例の一番大切な情報共有と住民参加の部分において、情報共有はおろか、情報の提供すら十分にされていないことなど、何事も決まってから報告するといった、これまでの行政運営が一向に改善されておらず、この条例の町民とともに育てるといった理念からは大きく反するものであることから、私はこの条例に対し、反対の立場からの討論といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、本案に賛成する討論の発言を許します。

1 1 番 渡部洋己君。

○1 1 番（渡部洋己君） 私は、上富良野町自治基本条例の制定について賛成の立場から討論、意見を述べさせていただきますと思います。

先ほども、何回か出ておりますけれども、地方分権一括法、まさにこれが施行されまして、地方自治体の役割と責任が非常に重要となってきたところでございます。

また、一方では少子高齢化が進行して、いわゆる生産人口も減少している中、町の税収伸び悩み、また、地方交付税の減額などもあって、町財政もますます厳しい時代が来ることが予想されると思われます。そんなことで、町民、議会及び町がそれぞれの役割を分担して、協力して、いわゆる協働のまちづくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

この自治基本条例は、こうした時代の変化に対応して、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくかを明らかにし、そのための基本的なルールを条例という形で明記されているもので、この条例の制定は非常に意義あるものと考えているところでございます。

町では、平成16年から今日まで4年間にわたりこの条例の検討を進め、この間、町民代表による検討会議による審議を重ね、また、広報誌の特集、あるいは出前講座、まちづくりトークの開催、パブリックコメントの実施、そして地域説明会の開催など、あらゆる方法と手段を講じて多くの町民から意見を聞きながら条例案を修正し、町民への理解を深めてきた町の姿勢は、これまでに前例のない対応と、私は一定の評価をしているところでございます。

ただ一つ、残念ながら、先ほど町長が申しましたように、地域説明会で参加人数が少なく、これはふだんのコミュニケーションのなさというか、以前は地域の各地区によって町政懇談会などもやっていたのですけれども、最近はそれもないということで、

ふだんからのやはり町民との話し合いだとか、そういったコミュニケーションが大事なのかなというふうに思っておりますので、この件については今後の課題として十分考えていきたいなというふうに思っているところであります。

また、議会においても議会運営委員会での議会条項の作成や、地域説明会においても議員みずからが議会条項の説明を行い、さらに総務産建常任委員会では事前に条例案全体の審議を行うなど、議会としても今までに例のない取り組みをしながら、既に十分な時間をかけて審議してきた経過にあります。

また、制定後も住民周知を徹底して行うということでございますので、以上の理由から、私は本条例の制定に賛成するものであります。

○議長（西村昭教君） 次に、本案に反対する討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成19年6月の建築基準法の改正により、建築確認審査における添付書類、審査項目の増加、煩雑化によりまして、審査時間が増加したことから、コストに応じた対価負担を反映させるため、手数料の見直しを行うものです。

あわせて、これまで手数料を徴収していない国等による申請についても同様の審査を行うことから、徴収対象として追加するものです。

また、同法改正により制度化された構造計算適合性判定についても、判定機関への判定依頼は建築主事が行うことから、手数料負担が発生するため、申請者から同額を調整するため徴収項目を追加し、い

ずれの改正も町民や関係業者への周知期間をもって、平成21年4月1日から施行しようとするものです。

以下、議案の朗読と別表中の主要改正部分について御説明いたします。

議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を、次のように改正する。

別表中、44の項を次のように改める。

別表の改正要点のみを御説明いたします。

従来からの審査申請を確認申請及び完了検査申請と言いますが、建築基準法第18条の規定において、国や都道府県等の場合の申請行為等を計画通知、完了通知と呼び、収納対象となったため、別表中に第18条第2項計画通知及び完了通知という表記をそれぞれの該当部分に追加しております。

また、別表の右から2例目の（1）の建築物及び工作物の確認申請及び計画通知手数料の申請1件金額を、事務量増大に合わせておおよそ50%前後アップし、北海道が本年7月1日、施行改定額と同額とするものです。

さらに、新たに、表の下部のほうになりますけれども、（3）として、改正法に基づく新たな事務である構造計算適合性判定において、構造計算の違いにより、2区分の手数料を設けるものです。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第11号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成21年1月1日より、産科医療保障制度が創設されることを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、産科医療保障制度に加入する医療機関で出産した場合のみ、出産育児一時金の支給額に3万円を加算して、38万円を支給する内容の改正がなされたところであります。

しかし、当町の出産育児一時金の支給については、少子化対策の一環として産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合においても、一律38万円を支給するよう条例の改正をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、35万円を38万円に、同条第2項中、第7条を次条に改める。

附則、1、この条例は平成21年1月1日から施行する。

2、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○**町民生活課長（田中利幸君）** ただいま上程されました議案第12号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町営住宅における暴力団員の不当な行為等を防止することを目的として、暴力団員の入居及び同居並びに承継等に制限を加え、町営住宅から暴力団員の入居を未然に防ぐとともに、既に入居している者がある場合には、住宅明け渡し請求に関する条文等を追加するなど、町営住宅の適正な管理を図るために、町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以下につきまして、議案の朗読は省略させていただき、その主な改正点のみ内容の説明をいたしますので、御了承いただきたいと思います。

議案第12号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富良野町営住宅管理条例（平成9年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条は、暴力団員の定義を規定しているものであります。

第6条は、入居資格として暴力団員を認めない規定であります。

第7条は、入居資格の特例に暴力団員を認めない規定であります。

第12条は、同居の承認を行う際に、暴力団員を認めない規定であります。

第13条は、入居の承継を行う際に、暴力団員を認めない規定であります。

第41条は、入居者、または同居者が暴力団員と認めた場合の住宅明け渡し請求に関する規定であります。

第51条は、中堅所得者等の使用許可に際して、暴力団員を認めない規定であります。

第56条は、駐車場の使用許可に関して暴力団員を認めない規定であります。

第65条は、文言の整理を行うものであります。

附則、この条例は、平成21年1月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○**議長（西村昭教君）** 日程第14 議案第13号富良野広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○**総務課長（服部久和君）** ただいま上程いただきました議案第13号富良野広域連合規約変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、平成20年9月1日に設立した富良野広域連合規約を、地方自治法第291条の3第1項の規定により変更するものであります。

平成21年3月31日限りで解散を予定しております富良野地区消防組合、上川南部消防事務組合、富良野地区環境衛生組合、富良野地区学校給食組合及び富良野広域連合内草地組合の事務及び財産を富良野広域連合が承継することによって、広域連合が一部事務組合の平成20年度決算事務を広域連合監査委員の審査及び広域連合議会の認定に付することができるよう、富良野広域連合規約の附則に事務及び財産の承継に関して追加するものであります。

富良野広域連合規約を変更するには、関係市町村議会における議決により規約を定め、北海道知事の許可を受けなければならないことから、規約の変更について本議案を提案するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第13号富良野広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、富良野広域連合規約を次のとおり変更する。

富良野広域連合規約の一部を改正する規約。

富良野広域連合規約（平成20年9月1日北海道知事許可）の一部を次のように改正する。

附則に、次の1項を加える。

（事務及び財産の承継）。

7、広域連合は、平成21年3月31日限りで解散する富良野地区消防組合、上川南部消防事務組合、富良野地区環境衛生組合、富良野地区学校給食組合及び富良野広域連合内草地組合の事務及び財産を承継する。

附則、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第14号日の出公園施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第14号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公の施設であります日の出公園施設、吹上温泉保養センター、上富良野町パークゴルフ場の3施設の管理運営につきましては、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例及び同条例施行規則の規定に基づき、平成18年4月から3カ年についてそれぞれ指定管理者により運営をしておりますが、平成21年3月末をもって現指定期間を終了することから、後継の指定管理者を指定しようとするものです。

選定に当たっては、現行指定管理者の過去2年について暫定的な運営評価を行い、この結果を今般の募集要項と業務仕様書、業務要領に反映させて修正した上で、本年10月10日から11月10日の1カ月間を期間として公募したところであります。

当該日の出公園施設については、3事業者が応募者説明会及び現地説明に出席いただきましたが、結果として、現在の指定管理者と同じ株式会社上富良野振興公社1社のみの応募となりました。

このため、当該事業者の適性の有無を観点として、指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく3回の選定委員会を開き、候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指定しようとする

ものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第14号日の出公園施設の指定管理者の指定について。

日の出公園施設の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244号の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

名称、日の出公園施設。（日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト）。

所在地、空知郡上富良野町東1線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、空知郡上富良野町大町2丁目2番11号。

団体名、株式会社上富良野振興公社。

代表者、代表取締役田浦孝道。

3、指定の期間。

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

以上、提案説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 指定管理者制度の三つの施設の関係の全般的な面ということで2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

指定管理者制度は、民間の活力で施設を効率よく効果的な運営が期待できる点、それから利用者サービスの向上が期待できるということで、平成18年度から3施設が指定管理者によって運営されています。

それで、報告を受けた選定事務の経過報告ということで、第1回の関係課打ち合わせの会議で2カ年の評価方法ということで記載をされています。したがって、今、課長のほうから暫定的にということですが、その2カ年というのは平成18年、19年度ということで理解をしいかということ。

それからもう1点は、選定の審議に当たって、町民、利用者等の意見を聞く、また、それを運営に反映させるような措置というようなことを、どのような形でそれらを考えておられたかお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御

質問にお答えいたします。

まず、1点目の2カ年の評価の対象ですけれども、議員おっしゃられるとおり18年度と19年度の2カ年の管理業務を評価いたしております。

そして、二つ目、それをどういうぐあいに反映させたかという趣旨かなと思いますけれども……。

（「いや違う、町民の声、利用者の声をどうやって反映させるかということ」と発言する者あり）

失礼いたしました。その現指定管理者に対する評価とか、要望を今度の募集要領等に反映されているかという趣旨だということです、それらのことについては指定管理期間中におきましても、可能な限り要望に即するよう指定管理者と調整をとって対応してまいりましたけれども、新たな期間につきましても、先ほどの2年間の評価と、さらに、既に出しております町民からの要望なども新しい仕様の中に読み込んで募集しております。

特に、管理状況がこちらがしっかり指定していなかったという反省点もございまして、募集要綱の中に業務の詳しい記載を読み込むという、要綱の改良を行っております。それで、恐らく次期指定管理者には、その旨十分伝わっているかと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（服部久和君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、2カ年の評価をするに当たりまして、我々がその評価をしたところなのですけれども、その中で指定業者みずからも自己評価をしてもらおうと、自己評価、お客様の声とか町民の声というものをもらったもの、それに対してどういうふうに対処したか、自分たちがどういう管理状態であったかというものを我々だけが評価をするのではなく、事業者みずからもやっていただくということで、新しい年度からはそういうものを毎年提出してもらうように仕様に書き加えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 今、2点質問したけれども、本来的には選定委員長は総務課長ということになっているから、総務課長がそうやって答弁されたと思うのですけれども、私も仕様書を見ますと、自己評価の報告というのが具体的に今回の仕様書の中に書かれております。

それから、事業が終わって2カ月以内というのが、もう30日以内というようなことで、具体的に日にちも詰めているということですけれども、私は2点目の中で、選定委員の皆さん方が5人、実際に

現場を知っている人知らない人、それぞれが言うなれば2カ年の事業評価の中で、それから今度は新たに21年度から3カ年の事業計画書をどう評価するかということになると、非常に僕は難しい面があると。後でパークゴルフ場の関係でちょっと申し上げますけれども。

ただ、この選定の委員の関係の第3項に、選定委員会の審議に当たっては、専門家の意見を聞く必要がある場合、または第三者の意見を聞くことで手続の公正性を確保する必要があると認められる場合は、第1項に規定する委員、委員というのは5名なのですけれども、委員以外の者で当該公の施設の管理に関し、利害関係のない者を委員に加えることができるということになっています。

したがって、私は、一つは委員に加えることも必要だけれども、それぞれの施設で、利用者、町民の意見を事前に聞くという方法も、僕は委員に加えなくてもあるのかなと。特にパークゴルフ場のことを考えれば、そういういろいろな意見の反映がどうされているかという非常に疑問な面も多々あるわけです。それは、またパークゴルフ場の関係で申し上げますけれども。

そうすると、いずれにしても指定管理者に三つの施設についてはそれぞれ特性がありますから、いついつにこの人間ということに相ならないと思います。

したがって、委員に加えるか、もしくはそういう意見を聞く場を設けるかという、どちらかの方法もやはりやるほうが、利用者、町民の声がそれぞれの指定管理の運営に反映できるのではないかと、私はそのように考えているものですから、その点、選定委員長の立場としてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（服部久和君） 9番中村議員の御質問にお答えします。

今後において、その辺の、どういう形で今後より選定等の仕方をよりよいものにするか検討をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第15号
吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいま上程いただきました議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による指定管理運営の経過等に関しましては、議案第14号日の出公園施設の指定管理の指定についての提案説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

当該施設につきましては、現在の指定管理者である株式会社上富良野振興公社1社の応募のため、日の出公園施設と同じように、当該事業者の適性の有無の観点のもと、選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定されましたので、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第15号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について。

吹上温泉保養センターの指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

名称、吹上温泉保養センター。

所在地、空知郡上富良野町国有林上川南部森林管理所425林班及び426林班。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、空知郡上富良野町大町2丁目2番11号。

団体名、株式会社上富良野振興公社。

代表者、代表取締役田浦孝道。

3、指定の期間。

平成21年4月1日から、平成24年3月31日まで。

以上で説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、今回の吹上温泉の保養センターという形で指定管理者になったということの上程であります。その管理者の選考結果についてという中で、サービス関係、事業計画、経営体質、地域振興、経費の削減等の評価項目が大体おおむね74.7%だったと、224点該当だったということで、これは該当するということの評価だったと思いますが、各項目について大まかにでもいいのですが、わかればお伺いしたいのは、昨年と比べてそれぞれどういう改善が今回の中でなされて、それが実を結んで指定管理者になったのか、それぞれの項目について、前年度と比べて今年度はどうなのかというところをまずお知らせしていただきたいというふうに思います。

二つ目にお伺いしたいのは、とかくやはり吹上温泉等については、低料金で利用してほしいという声もあります。今、各地域では利用者の声を聞くという形の中で、多種多様なアンケート調査も実施されております。

そういう意味で、町が、行政が公の管理、いわゆる公共の施設、あるいは精神にのっとりながら公共サービスも維持されながらこういう指定管理者の中でそれがさらにサービスの向上につながって、地域福祉につながるという目的も当然あるというふうに思います。

そういう意味では、こういった仕様調書の中にも、町が指定すれば、それに沿った内容の、何月から何日まで是一般の方も低料金でやりたいのだからというような、そういうことも可能だと私は思っているのですが、そういうことも含めた利用者の実態調査含めた、そういうことをやられているのかどうか、この間。その点もお伺いしておきたいと思います。

3点目にお伺いしたいのは、もしもこの業者が、例えば不況の中で、非常にこれは経営体制の許可の点にもかかわってくる問題なのですが、倒産したと、経営がうまくいかなかったという場合も起こり得るかもしれません。そういう場合の手だてとして、きっちりとしたそういった損害等の担保だとか、そういうものは現行の制度の中で担保されているのかどうか、この点も改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のサービス関係、または事業成果の中でサービス関係、事業計画、経費削減、経営体質の御質問でございますけれども、この部分について

は個別の一つ一つという御質問でございますけれども、今、実質やっている、今新たに取り組んでいるサービスの内容としましては、一応、ことしから来年に向けてもそうですけれども、サービスになるかは何かはちょっとわかりませんが、まず1点目の計画といたしましては、今、喫煙室を全体の中でやっておりますけれども、それは不愉快な、要するに喫煙をされる人はいいのですけれども、されないお客様が近年ふえているということがありますので、その中で来場されるお客さんの中から、喫煙される人については場所を確保して、そこで指定して、そこで喫煙をしていただきたいというような要望もございますので、今一つとしてそういうものも含めて改善に取り組んで、サービスの向上に努めていきたいと。

それと、もう1点でございますけれども、経費削減、事業計画等でございますけれども、これは、今、本当に公社のほうで、燃料の高騰ですとか、そういうことで客足相当伸びておりません。実質、私どもで検証している客数の見込みでございますけれども、ことしについては去年より約8,500人ぐらいいろち込むのではなからうかということで考えておりますし、年々その傾向が強いことが確かでございます。

その中で、公社の中で、その経費削減に対していろいろな努力をされて、働く時間ですとか、そういう細かいことでございますけれども、人件費ができるだけ高額にならないように、そういう部分も含めて経営努力をされているということでございます。

それと、2点目の低料金の還元でございますけれども、これは去年から、別にこの低料金ということではありませんけれども、今、町のバスと連携しまして、その利用された高齢者の方の入浴料について金額の助成をするとか、そういうことで今やっております。

それと、実態調査でございますけれども、これにつきましても、私ちょっと正確に把握はしていませんけれども、今の管理者が独自にそういう実態調査というのは、アンケート的には恐らく行っているとは思いますが、正式には実施をしていないのではないかなと、この辺はちょっとはっきり申し上げられないので申しわけありませんけれども、そういうことでございます。

それと、管理者がもしも何らかの事情で不手際出てきたときの担保でございますけれども、実は今、その協定の中でも、今までは、過去には公社の寄附金ということで相当の利用がございまして、町のほうに公社から寄附等が出てきて、寄附をしていたところであります。

今後の21年からの3年間については、今、先ほど冒頭にお話ししましたように、年々相当な努力は、いろいろな取り組み、イベントですとか、いろいろな事業をやりながら集客の増に努めておりますけれども、なかなかできないことから、また、燃料の高騰から相当苦戦を営業上、苦戦を強いられるということが懸念しております。そのために、今までは委託、町のいろいろな部分で金額の補てん等はしておりますけれども、今後につきましては何らかの委託料を支払いをしながらそれに充てて、経営の努力をしていただくように、努力をしていただくように、今、協議しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 今、各地でも部分的ではありますが、経営がうまくいかなかったという事例もたくさん出ております。そういう意味では、独自のやはりそれに対応した決まりとかをつくりながら、やはりお互いに損害を受けるということでは困りますので、そういったきめ細やかな規定もつくるところが出てきております。

そういうものも含めて、住民に対するアンケート調査も含めた中での住民サービス向上という点でも、さらには質の向上が求められてきていると思いますので、これはすべての三つの指定管理者にも言えることでありますので、この点、今後こういう協定交わすに当たった中でも最大限生かす必要があるのではないかなというふうにも考えます。

また、利益配分についても、こまめに規定されているところもあります。上がらなければそういうところまでいかないのがありますが、そういうものも含めて、今後、対応の中で検討される必要があると思いますが、副町長、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問にお答えします。

今、この新たな制度が3年で経過して、新しいまた期間に入るわけですが、他の議員からいろいろと御意見いただいていた経過もありますので、私どもも、今申し上げられるように、天災で営業が立ちいかなかった場合にどうするのか、それから思った以上に大きな利益があった場合に、これはいわゆる納税者である町民にどんな形で還元するのか、これらについてはなかなか私どもはそういうことが、すぐ起きるようなことは想定してございませんでしたが、今言われるような他のいろいろな事例がございますので、そういう場合に町としてどういうふうに対処するのか、これらをしっかり管理協

定の中で約束事として明記できるように、いろいろな新たな基準を設けなければならないと思っておりますので、私ども以前から検討課題だと思っておりますし、今は具体的な腹案は持ってございませんが、そういうことを起きた場合に双方協議するということだけになっていますので、具体的な判断基準を早々に持ち合わせるような努力をしまいたいというふうに考えています。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 今、いろいろと努力を私はしていращやと思うのです。それで、ガソリン等々が上がりまして、利用者も減っている中で、この振興公社も大変だと思うのですけれども、そんな中で努力はされているのですけれども、期間を限ってですけれども、高齢者の方にバスですとか、今おっしゃった入浴サービスとか、そういうことをしているのですけれども、知らない人が多いのです。それで、もう少しPRに力を入れて努力をするべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

PRはしているのでございますけれども、それがまだ周知が足りないということであれば、またいろいろな機会に情報提供して、一人でも多くの方に御利用いただけるように周知の機会をつくって周知をしていきたいと、このように思っております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 吹上温泉ということで、前回、一般質問で入浴マナーということを御質問させてもらったのですけれども、その入浴マナーの指導というのですか、そういったものはチェックされたのか、あるいは、今後そういった指導をぜひやってほしいなというように思います。

また、あそこは忘れ物をしたら3日間たったらもうだめと書いていますよね。旅行者なんかは、ちょっとあれは無理ではないかと思うのです。3日までに取りに来てとか、そんな感じなのです。ちょっと修正したほうがいいのではないかなと思います。特にマナーについて、どうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

今の件でございますけれども、うちの上富良野町のいろいろな旅館組合に対して、また、この間、議会終了後、マナーについての徹底ですとか、そうい

うものは町のほうから指導を行っております。それで、まだ行っておりますけれども、検証等を今なかなか検証する機会もございませんので、また今、検証するように努力をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 忘れ物はいいですか。

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） その3日間の忘れ物でございますけれども、これは当然、遠方から来られた方はちょっと無理だということで改善するように指導したいと、このように思っております。

○議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） マナーの件だけ、入浴は私は本当に好きなのですが、いろいろな目的を持って入っているのだと思うのです、疲れをいやすとか、病後の回復だとか、マナーの悪い人を見るとその目的というのは半減してしまうわけです。その目的を半減させる権利はだれも持っていないと思うのです。

なかなか、個人相互で注意喚起はなかなかできない、見るからにおっかないような顔をしている人に指導できないですね。

ぜひ、副町長のほうの答弁聞きたいのですけれども、そのマナーの徹底についてよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、振興公社として、自分の立場から入浴者に対するお願ひといいますか、そういったものを徹底していただければ非常に吹上温泉はいいところだよとなっていった、それがお客さんを呼ぶようになる、そうしたらその近くにある温泉街もまねをしていくと思うのです。非常にいいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいのですが、どうですか。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 6番今村議員にお答えさせていただきます。

マナーの関係については、普通であれば持ち合わせているべきものと思いますが、最近は非常に公共でのマナー等が問題視されておりますので、私ども指定管理者としての立場でもありますし、また、町の立場でもそういういろいろな営業の場でも、そういうムードを高めるような努力は率先してやらなければならないと思いますので、議員の発言にもありましたように、私どもが強制的にできるかどうかについては、これはなかなか難しい面もありますので、その場その場での空気を判断しながらやらなければならないと思いますが、少なくとも公共の目がそういうものを許さないというような、いろいろな掲示をするとか、そういうムードを高めていくことが極めて大事だと思いますので、私どももお預かりしている公共施設、お預けする場でもそういうこと

を高めていくように今後も努力してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） 保養センターの関係なのですが、私は平成 18 年の指定管理者の集計表と今回 21 年度からされる集計表をちょっと見ております。それで、2 の業務計画書の内容が施設の雇用を最大限に発揮できるものであるかということの（3）で、自主事業の内容はどうかということで、これが 19 点なのですけれども、ただ、この項目を 18 年度を見ますと、18 年度は総得点 60 点のところ 41 点で 68%、それから今回は 55 点で 73%ということで、非常に上がっております。

私が感じるのは、今、村上議員がおっしゃったように、高齢者のことの関係等非常に細かな形で利用促進を努めておられるというのと、それから夏のイベント、ああいう大がかりなイベントをよくやっていただいているということで、僕はもうちょっと点数が各 1 人が 5 点だから、五五、二十五までいかなくても、もうちょっと上がってもいいかなという努力をされているということを私は 1 点目感じます。

それから 2 点目、同僚議員がおっしゃったように、万が一事業継続が困難になった場合ということ、これは仕様書の中で、指定管理者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置として、委員会は指定管理者の指定を取り消すこととする、この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償することとする、また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設を管理運営業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと、取り消すことはいいのだけれども、それでは万が一その賠償をすることになっているけれども、賠償ができないような状態は僕は出てくるおそれが、よそのいろいろな例を見るとあることが想定されます。副町長は、今後、これを検討するということです。

場合によっては、今、今回指定が決定になったら協定書を結ぶ、その中で保証人だとか、そういうものも含めた何かをしていかなければだめでないかなという感じがいたします。

したがって、今後、見直すということでございますので、今回、議会で議決をされた後の協定書を議決の中でどう取り組むかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 中村議員にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、詳細にわたりましたは、今後いろいろな角度からいろいろなことを想

定して基準を持ち合わせたいと思ってございます。

ただ、これまでもそうでございますけれども、協定を締結する段階でそういう保証的なものをどういう形で求めるかも含めて、非常に今、お聞きして戸惑っているわけでありましたが、この 21 年度におきましても、そういう業者の方というか、同業者というか、そういう万が一のときの代行するような保障的なものを求めることは今のところ考えてございません。

ただ、そういう事態が発生することを前提に、今後、早急にそういうあり方がどうあればいいのか、これは本当に真剣に、慎重に考えて、できるだけ早い段階からそういうものを年次的に 3 年次トータルでやる場合と、それから 2 年次迎えてそういうものをまた求めていく場合も考えられますので、少なくともこの 4 月に即つなぐことは非常に無理かなと思いますが、いずれにしても具体的なことで検討、他の例も含めて検討してまいりたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 15 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 17 議案第 16 号

○議長（西村昭教君） 日程第 17 議案第 16 号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（前田満君） ただいま上程されました議案第 16 号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による管理運営の進め方等につきましては、先ほどの議案第 14 号及び第 15 号と重複いたしますので、説明を省かせていた

できます。

当該、上富良野町パークゴルフ場につきましては、2業者が応募者説明会及び現地説明に出席をいただきましたが、結果としまして、現在の指定管理者であります株式会社シー・エス・ティ1社のみの応募となりました。このため、当該業者の適性の有無を観点として、指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく3回の選定委員会を開き、候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第16号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について。

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。

名称、上富良野町パークゴルフ場。

所在地、空知郡上富良野町基線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、空知郡上富良野町本町1丁目6番6号。

団体名、株式会社シー・エス・ティ。

代表者、代表取締役藤岡末生。

3、指定の期間。

平成21年4月1日から平成24年3月31日。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番岩崎治男君。

○8番（岩崎治男君） パークゴルフ場の指定管理者の指定につきましては、この選定委員会で行ったということで、これは適正であるというふうに感じているわけでございますけれども、町民感情といたしまして、このパークゴルフ場の管理につきましては、いろいろ意見とか問題点もありますので、事前にこういう指定管理者が2社参入して説明を聞かれたということで、そのパークゴルフの愛好者の意見交換をできるような場を設けていただければ幸いかなと、向こう3年間のこのシー・エス・ティが管理するわけでございまして、なかなかそういう機会がございませんので、3年後にまた見直すということでございますけれども、それはちょっと先の話なので、今年度についても何団体かの代表者を集めていろいろと委員会のほうでお話を聞く機会

をつくっていただきましたので、また、新年度におきましても早々にそういう機会をしていただけないかというふうに思います。

そういうことは、上富良野町パークゴルフ場は3コースということで、4コースから見たらちょっとプレーを行うには手狭な場所でございます、よそから来た場合に3コース全部遊べると思って来たら、水まきであるとか、芝刈りであるとかで、一時ちょっと何時間か休んでくれとかという看板が立ったりして、我々は3コースだと思ってお金払っても2コースしか遊べないなら、ちょっと料金を考えて誤差が出るというような苦情といいますか、そういうお話もございします。

そういったことで、その管理のあり方について朝晩の水まきであるとか、芝の刈り方も大変良好で好評をいただいているわけなのですが、私もことしちょっと富良野沿線のパークゴルフ場は全部、美瑛から南富良野のほうまでプレーをしてまいりましたし、また、十勝の幕別とか、音更のほうも視察がてらにプレーに行っていました。

見ましたら、上富良野が一番芝の状態が立派に管理されているわけです。それだけに経費もかかるということもありますし、横並びの程度の管理でもって、皆がプレーを楽しめるような、そういうお話し合いの場をつくっていただきたいと考えておりますので、この点ちょっと御意見をいただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、パークゴルフ場の関連で、意見交換の関係でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、本年度におきましても関係団体と教育委員会とで意見交換会をさせていただいております。その中で、今後に向けても基本的には今度、指定管理者も交えた中で、管理についてはまた皆さんの御意見を聞く場を設けるようにしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、当然、管理の仕方の中で、議員御指摘のとおり、水まきですとか、芝刈りの状態の中でどうしても1コースを休んでしまう状況で出てきたということも、当然、意見として利用者の方からも御意見としてお伺いしております。

そういうことについても、今後、指定管理者のほうと管理のあり方、あるいは時間帯の設け方等々については協議を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） パークゴルフ場の指定管理の関係について何点かお尋ねをいたしたいと思います。

まず、第1点目は使用料の減免のことです。条例の第10条でうたわれて、それから規則の第6条で5項目ほど使用料金の減免の項目があります。その5番目に、その他教育長が特別の事情があると認めた場合ということでございます。実際に、平成20年度の実績として、そういう場合の団体名、それから人数等がわかれば御報告をいただきたいと思うのです。

平成19年の5月に、シー・エス・ティから出された事業報告の要望事項の中で、この利用料金を免除するというので、いしずえ大学パークゴルフを免除対象から削除を検討いただきたいという、これがかかれておりましたので、これらも含めてどうなっているかということで確認をいたしたいと思います。

それから、2点目は条例の第9条使用料の関係の別表2ということがあります。これは、使用料金の関係を一覧表に出しております。

それで、今回、指定管理者の関係の資料3の中に、施設にかかわる利用料金の体系ということで、ただし書きに富良野圏域（富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村、上富良野町）の在住者は町内在住者として取り扱いますということになっております。

したがって、あくまで使用料金は条例で決めるということでございまして、富良野も大分もめましたけれども、最終的に9月の定例議会で決定、条例化しております。

我々も今、5市町村の暫定的な動きだということで、条例化については若干早いかと思っていますけれども、既に中富良野も富良野も条例化で踏み切っているし、それから南富良野も、一番影響が、使用度数の、それからパークゴルフ場の摩耗といったらおかしいけれども、あれはやはり上富良野と富良野が一番影響が大きいかなという気がします。したがって、私はこれは条例として改正すべきだと、条例化すべきだと思います。

したがって、言うなれば規則や何かより上に条例があるし、ほかの利用料金等、全部条例化で決まっていますから、一応、富良野がそういうことになったということで、今後、富良野広域圏でやるということで大体方向が決まったのだから、できれば条例化をしていただきたいと思います。

それから、3点目はことしの4月から富良野圏域で上富良野は条例化はしないけれども、そういうこ

とで評定してありました。したがって、この富良野圏域の利用者数の実績がわかれば明らかにしていたきたいと思います。

それから、あとは4点目、開設期間の関係です。4月29日から11月3日ということにはなっておりますけれども、今回、改正によってある面で余裕を見たとき、特にことしの場合は11月4日から11月16日まで、一応、延長するということで町民周知等も図られて、これは若干手違いがあったことはありますけれども、とりあえずその中で利用日数、何日やって、利用者が何人で、それらの収入が何ぼあったかということで、私も何人かの町民に聞かれ、延長されてよかったね、一体どのぐらいあるのというようなこともありましたので、これはちょっと明らかにしていただきたいと思います。

それから、指定管理業務の仕様書の中の8番目、経理、運営状況及び収支状況報告書の中で、物品販売等にかかる料金は別途指定管理定め収入とすると、この別途指定管理定めというのは、指定管理者が定めるのか、教育委員会が定めるのか、例えばあそこで三野スポーツさんの物品販売が受付のすぐ横でやられた経過もあります。そんな関係も含めて、できればこれらは指定管理者が決めたのか、それとも教育委員会がしたのかということでお聞きをいたしたいと思います。

それから6番目、今回、先ほどお話があった自己評価というのが今回、明らかに仕様書の中で出てきました。私は、3年に1回の事業評価ではなくて、単年度単年度の事業評価をすべきだったということで意見を申し上げたのが、こういう形で実現したのかなという気がいたします。

したがって、非常にいいことだろうということで喜んでおりますけれども、問題は例年、3月、5月、6月定例等に指定管理者の業務報告が全部出てまいります。それは、それぞれの事業者が管理者が含まれて出すのですけれども、できれば、各年度で毎事業年度ごとにやるということであれば、それらの事業評価、言うならば役場、事務事業の評価ということで、それらもできればそういうコメントの中に入れていただければよろしいかなと、これはできれば3事業全部のことに言えるのかなという気がいたします。そういうことで、お願いをしたいなというふうに思っております。

それから7点目、スタート台、ティー台、これは平成15年からあれしているので、もう6年たっているのです。非常にところどころ破れているのです。特に、ロングコースのところは、勢い皆さん方力んで床をたたくというようなこともありまして、できれば直していただきたいというような気がして

いるのですけれども、先ほど申し上げたシー・エス・ティの平成19年5月7日の改善要望の事項に備品修理ということで、コース内バリアフリースタート台27台の大部分は云々ということで、損傷が著しいので今、ところどころ張っていたのが事実で補修はしていましたが、できれば直してほしいというようなことが昨年の5月の中に出ています。

それで、仕様書の今年度、21年度の仕様書の中に施設の更新及び大規模修繕については計画書を作成し、委員会と協議をするということになって入っております。したがって、これからは協議をされるということでございますけれども、これらについてやはり非常に損傷が激しいのが事実でございます。したがって、できればそれらもシー・エス・ティのほうとも協議する、それから先ほど申し上げた利用者の意見を聞く機会ということで、これからも先ほど同僚議員の質問の中にもありましたので、できればというような反映のためにお願いをいたしたいと思います。

それからもう1点、状況に応じた整備ということで、例えば団体がばさっと入ってきた、しかし、きょうは、例えばラベンダーコースのあれだということで、看板が立っているケースが何回もあります。それから、我々は公職者のパークゴルフ行っても利用者がたくさんいるのに、ラベンダーコース看板立って、我々が行ったらほかの利用者も影響があるのになという頭で思いながらも、そのことを私は言えないでいたのですけれども、できればということで、特に町内町外から団体が来た場合の対処について、臨機応変に、これはある面で民間の発想で、きょうは団体がこれだけ入っているのであれば、時間をずらす、その団体が何時ごろ終わるのならそれからやるだとか、それから昼休み、それから夕方やるだとか、いろいろなことの措置をぜひとっていただいて、できるだけよそから来る人が2コースで500円、これは高いなと帰っていくケースが何件も私は聞いております。

したがって、できるだけそういう状況を起こさないように、ロケーションがすばらしい、芝がすばらしいということで大好評のコースなので、これからどんどん全道的に民間等も含めてグレードの上がったコースがどんどん出てくるということでございます。したがって、できればそういう方向でやはり臨機応変にできるような形の対応をお願いをいたしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、今回、21年度に向けての評価の関係です。特に私が申し上げたいのは、利用者の要望を柔軟に対応できるかとい

うようなことです。18年も18点、今回も18点、結局直っていないのです、先ほど申し上げたように。ですから、そういうことで18点つけるのはどうかな。

それからもう一つは、自主事業の関係です。18年の自主事業を見ますと、毎年、愛好会をつくって自主事業をやりますということで、18年、19年は2年間全然していないのです。私もそれを指摘したら、ことしの20年度は毎月やっているのです。先ほどお聞きをしました評価の対象は何年だと聞いたら、18年、19年だと言うのです。自主事業は何もしていないのです。それが同じように18点ということで、言うなれば現場を知らない、見ていない人たちが、前田課長は見ていると思いますけれども、そういうことが考えられるのです。

ですから、私は利用者の声を聞く、そして選定委員に入れとは申しませんが、そういう姿勢をやはり選定の前に意見を聞くというようなことも含めて検討していただきたいと思うのです。

それから、つじつま合わせたように20年度は毎月やって、途中は会費は取らないよというようなことでやっております。大半はシーズン券を持った人が多かったようでございますけれども、その努力は多としますけれども、それでは18年、19年はどうかということで、ここで何で18点つくのかというちょっと危惧を感じました。

以上、何点か申し上げましたので、御答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の条例の関係について、ちょっと私のほうから御説明申し上げますけれども、今までも考え方を述べていただきました。

多分、2年ぐらい前だと思いますけれども、公共施設については、施設ごとに不均衡が料金上生じているということでございまして、その不均衡是正のために大々的な見直しをしまして、御案内のとおり町外の方については町内料金に一定の料金を加算するような形で、今、現行条例ができています。

その後に、圏域の5人の首長さん方で、お互い利用し合おうという話がありまして、それを実行するために、私どもは条例を改正した直後でございましたので、条例化については少しその時期を見て条例化をするという考え方で、今も、今までも述べていただきました。

私どもの町内では、今、圏域の方に御利用いただいているのは、パークゴルフ場と、記憶では多分かみんだったと思います。基本的な考え方は、これは

上富良野町の考え方でございますけれども、どの施設もこの圏域の方が御利用いただくときには町内の料金と同じようにしましょうという形で、今、暫定運用していますので、パークゴルフ場のみ、もしくはかみんも含めて先行実施するような条例化についていいのかどうかについては、しっかりこの圏域の他の市町村の皆さんとも少し情報交換したいと思っています。

なぜ、そう申し上げると申しますと、富良野及び中富良野においては、特定の施設だけそういう考え方を適用するのか、もしくはあらゆる施設、そういう利用の場合には私どもで受けとめているケースと同じような受けとめ方をされているのかについても、若干意思の疎通を図ることが必要なのではないかなというふうに思っていますので、若干、その辺の検証もしながら押しなべて条例化するのがいいのか、特定の施設について条例化するのがいいのかについて適切に判断してまいりたいと思いますので、考え方がそうだということを一つ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） それでは、9番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に使用料の減免の関連でございますけれども、議員おっしゃるとおり、その他特に教育長が認めた場合ということでの事例でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今現在認めている部分についてはいしずえ大学の登校日においては、当然、社会教育事業の一環としていしずえ大学が運営されているということもありまして、その部分については減免を認めた形で使用していただいております。私どもでつかんでいる、減免をしている対象としてはそれ以外はないものというふうに理解してございますので、お願いしたいと思います。

それから、続きまして、開設期間の関連でございますけれども、ことし11月3日までの開設期間を11月4日から16日までを一応目安として延長することの協議をさせていただきました。その結果、16日までの間において天候の不順ですとか、雪の降っている温度の低い部分や何かについては休む形をとりながら運営をさせていただいておりますが、その中で実質9日間運営をさせていただきまして、延べ人数でございますけれども、今のところ私どもで押さえているのは645名の利用をいただいております。料金については、これは1日券のみの利用という形をとらせていただいておりますので、収入としては19万7,300円が上がっております。これについては、当然、用具の貸し出し料金も入ってございますので、一律掛けてということにはなら

ないと思いますので御理解を賜りたいと思います。

続きまして、5番目の別途の販売店や何かの許可については、基本的には指定管理者が許可をして、私どものほうに協議をして届け出をしていただくというふうなシステムをとらせていただいております。当然、運営に支障がある場合については、指定管理者のほうで断っていただかなければなりませんので、当然、管理運営に支障のない範囲でということで許可をしていただいております。

それから、6番目の自己評価、もちろん今後については、事業者の方に自己評価をいただいた上で、当然、議員おっしゃるとおり、その自己評価を受けて私どもの管理をしている立場としても、ぜひ単年度ごとの評価をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、続きまして7番目になりますけれども、スタート台の補修について、このスタート台の補修につきましては、当然、私どもももう既に会社のほうとも協議をさせていただいているのですけれども、ただ、なかなか多額の投資を要する部分があると、正直言って1台に1枚のスタート台のラバーというのですか、そのものを張りかえる際には、相当多額の投資が要するというのもございまして、また、これについてはもう一度会社のほうとも協議をさせていただくからねということで、今のところまだ具体的な方法等については今後、協議をしていきたいということで会社と今、話を継続中でございます。

続きまして、使用に応じた整備でございます。この部分については、先ほどの岩崎議員のほうからも御指摘がございましたように、オープン期間中、開設期間中については、実は休業日がございません。基本的には休みのない状況でコース整備、それから芝の整備等を行ってございますが、ただ、議員の御指摘のとおり、本当に団体の状況、ある程度、団体が来る場合についてはあらかじめ連絡をいただく形もとってございますので、その状況に合わせた形で今後整備を進めるような、私どものほうからも指導をしてまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

それから、評価の関係でございますけれども、利用者の対応、そういうものも含めて私どもとしては評価をさせていただいております。私の評価の中には、先ほど18、19、2年間という限定した形の中で評価をしてございますけれども、実は私どもの評価としましては、直近の20年も評価の対象の中で入れた部分もございまして、そういう意味ではちょっと思いと違っている部分があるのかなと思いながら、評価として、結果が出たということで御理

解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（服部久和君） 中村議員の最後の御質問の事業評価に関してなのですが、事業評価に関しては、先ほども申しましたように18年、19年を対象に施設所管課、この事業評価のほうは施設の所管、担当のほうで評価をしております。そして、選定委員会で行う選定については、21、22、23年の経営をどのようにしていくのか、どういう事業をやるのかということ申請してもらったものを選定委員会のほうでやっています。ですから、事業評価をやる人間と選定するほうの人間は全然別個でして、資料としているものも選定委員会のほうは申請に基づくもので、申請書によってその評価をしているということで、同じ点数になることもあるということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

教育振興課長。

○教育振興課長（前田満君） 大変失礼いたしました。

4番目の町外者の関連の御質問かと思えます。

私どもで今現在のところ押さえている人数で、ちょっとまだ確定している部分かどうかも含めて確認をさせていただきますけれども、実はまず富良野圏域の方々については、料金等についてが、今、町内者と同じ状況でございますので、実は町内者の中での数値を押さえているものですから、富良野圏域の人間についてはもう少し時間をいただければと思っております。ただ、町外の利用者につきましては、延べ2,492名ということで、今報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） いしずえ大学だけが認めているということだけでも、老人クラブ連合会も毎年1回大会やっているのです。私も世話役をやっていますけれども、ですから、私は団体名と利用人員ということであれしたのですけれども、では、いしずえ大学は何名なのですか。わからなければ、後でもいいです。

○議長（西村昭教君） それでは、後ほどということ。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第17号 財産取得の件、上富良野小学校教育用コンピュータを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（前田満君） ただいま上程されました議案第17号財産取得の件、上富良野小学校教育用コンピュータ整備につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本町における各小中学校の教育用コンピュータ整備につきましては、文部科学省の整備方針に基づき、昨年度から順次計画的に更新整備を進めているところであります。

上富良野小学校の教育用コンピュータにつきましては、平成13年度に整備をいたしました。今日の情報通信技術の急速な発達により、当時に整備したハードウェアでは最新のOS用の更新ができない状況であり、ウイルス対策や外部からの侵入にも対処できず、根本的な更新が必要となってきました。

また、平成23年度から本格適用される新学習指導要領では、今まで以上に視覚教材を活用した授業が導入されていくことから、パソコンを活用できる環境の整備が必要となるため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により更新整備を行うものでございます。

整備内容につきましては、パソコン教室用のコンピュータ41台を更新するとともに、新規として普通教室及び特別支援教室用として20台、教務用20台、図書室用1台の合計82台のパソコン購入を主に、附属機器等としてカラーイメージスキャナ、大型カラープリンター、レーザープリンター、プロジェクタースクリーン、タッチパネルモニター、LANハードディスク、電子黒板等がございます。

さらに、将来、町、図書館とのネットワークを構築するため、図書管理システムの導入を図るものであります。

この入札に当たりましては、パソコンを取り扱う町外業者5社と町内業者2社の計7社を指名し、12月12日、入札を行った結果、株式会社ソリュー

ションセンターが1,095万円で落札し、消費税を加算しまして、本議案の1,149万7,500円でございます。

参考までに、2番札は株式会社コンピュータビジネスが1,137万円、消費税を加算いたしまして1,193万8,500円でございます。

以下、議案を朗読しまして、提案の説明にかえさせていただきます。

議案第17号財産取得の件、上富良野小学校教育用コンピュータを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。上富良野小学校教育用コンピュータ。

2、取得の方法。指名競争入札による。

3、取得金額。1,149万7,500円。

4、取得の相手方。旭川市緑が丘東1条4丁目1番19号、株式会社ソリューションセンター、代表取締役前田康仁。

5、納期。平成21年2月28日。

以上で、説明を終わります。

御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第18号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第18号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助事業として、平成17年度から事業を継続実施しております。平成20年国

債の工事の内容につきましては、排水路として1,300ミリUトラフの布設が330メートル、そして落差工が15カ所、管渠工4カ所と多段式落差工本堤部1基を施工するもので、全体延長は462メートルでございます。

入札に当たりましては、町内業者を含む10社を指名いたしまして、12月12日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が7,397万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の7,766万8,500円でございます。落札率につきましては、93.89%でございます。

参考までに、2番札は高橋建設株式会社の税込み7,927万5,000円でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第18号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約締結の件。

北24号排水路支線整備工事（H20国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。北24号排水路支線整備工事（H20国債）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。7,766万8,500円。

4、契約の相手方。上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田政一。

5、工期。契約の日から、平成21年12月25日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第19号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20

国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第19号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の委託工事として平成16年度から継続事業として実施しております。

平成20年国債の工事の内容につきましては、魚道工1基と既存砂防ダムに魚道と魚道ゲート一式を築造するものでございます。

入札に当たりましては、町内業者を含む10社を指名いたしまして、12月12日に入札を行った結果、大北土建工業株式会社が6,450万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,772万5,000円でございます。

落札率につきましては、96.60%です。

参考までに、2番札は新島工業株式会社の税込み6,846万円でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第19号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。6,772万5,000円。

4、契約の相手方。富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社、代表取締役社長荒木毅。

5、工期。契約の日から平成21年12月25日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮り申し上げます。

ただいま、町長から議案第20号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案第20号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第20号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第20号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上程の趣旨説明をさせていただきます。

病院の医師確保の問題については、現在も大きな社会問題となっておりますが、本町では以前より、旭川医科大学の全面的な支援、協力をもとに現体制が整い、地域の医療機関としてその大きな役割をおおむね果たせたものと認識をいたしているところであります。

当町の過去におきましても、平成11年当時には経営改善を図るため、一般病棟の一部を療養病床へ転換することに関し、標準医師数が足りず、万やむなく苦渋の判断をして、旭川医科大学の医師の名義仮り類似行為を行っていた経過であります。

この問題は、平成15年9月の議会でも取り上げられ、その実態について答弁させていただきました

が、その後の平成17年3月に旭川社会保険事務所の立ち入り検査を受けた結果、雇用関係の中で、実際の勤務時間が不足し、一定の資格要件を満たさない医師に対し、政府管掌保険及び厚生年金保険の加入関係が取り消される決定を受けておりました。

当時は、その決定を受けて保険が取り消された期間相当の保険料が返還されましたので、事業主負担分と個人負担分に分け、それぞれに払い戻すべきところを、事業主負担分については補正予算を立てて処理をしておりましたが、各医師に対する返還手続を怠っていたことが先月の28日に現場より報告を受け判明いたしましたところでございます。

この問題は、全く職務の怠慢であり、弁解の余地ありません。今後の大きな信用問題になることをできるだけ早期に避けなければならないと考え、直ちに関係の医師への連絡をとり、誠意を持って返還の方法を見出すよう指示をしていたところでありますが、一定の理解のもとで返還の見通しが立ちましたので、その関係予算を追加議案として上程させていただきます。

特に御迷惑や不信感、不快感を抱かせることになりました5名の医師の皆様には大変申しわけなく、心からおわびを申し上げる次第であります。

また、返還に当たり、法令に基づく加算等も含め、町に大きな負担を強いることになりましたことに対して、議員各位並びに町民の皆様には心からおわびを申し上げます。

この一連の問題に対し、行政組織の最高責任者として深く反省するとともに、この事態が重大であることを強く認識し、みずからを律するために町長及び副町長の給与の一部を減額いたしたく、議案を上程いたしました次第であります。

今後は、同じような事態を起こさないようサービスの原則や規律の遵守のために研修機会をふやすとともに、その取り組みに組織を挙げて努めていかなければならないと考えておりますので、御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、議案の朗読を行い、説明にかえさせていただきます。

議案第20号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2項、町長等の給与月額、平成20年12月1日から平成20年12月31日までの間に限り、第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定められた

額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、期末手当基礎額及び当該期間において離職または就職する職員の当該離職の日、または当該就職の日以後における給与月額は同項に定める額とする。

(1)、町長100分の90。

(2)、副町長100分の90。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。御審議賜りまして、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）及び議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）及び議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第2 議案第21号

追加日程第3 議案第22号

○議長（西村昭教君） 追加日程第2 議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の件及び追加日程第3 議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の件について、総務課長から提案理由の説明を求めます。

その後、議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件について、町立病院事務長から提案理由の説明を求めます。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○**総務課長（服部久和君）** ただいま追加上程いただきました議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の提案要旨について、御説明申し上げます。

1点目は、東中中学校校舎温風暖房機煙突改修工事についてですが、本件は、子どもセンターの煙突内部に使用されていたアスベスト含有素材カポスタックが崩落していたことをきっかけとして、公共施設の煙突の状況について調査したところ、東中中学校校舎の煙突にモルタルの崩れ、内部素材の露出が確認されたことから、当該煙突の改修工事を行うものであります。

工事費用としては、冬期間であることから暖房機の稼働を続けるための仮設煙突設置の工事費を含め、780万9,000円の予算措置をお願いするものであります。

2点目は、病院事業会計の補助についてでございますが、本件は、ただいま議案第20号で経過等については説明しておりますので、経過については省略させていただきまして、結果として、この示談の際に町立病院が不足する加算利息相当分の563万1,000円を補助するために予算措置をお願いするものであります。

以上の2点を要因として、予備費から必要な財源を確保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区部及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補助額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

4、衛生費、563万1,000円の増、10、教育費、780万9,000円の増、14、予備費、1,344万円の減、歳出合計、ゼロ円となります。

以上、議案第21号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（西村昭教君）** 次に、議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件について、町立病院事務長から説明を求めます。

町立病院事務長。

○**町立病院事務長（大場富君）** ただいま追加上程いただきました議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、非常勤医師の社会保険料返還利息等支払金についてでございます。

平成11年11月から平成15年8月まで、非常勤医師6名につきまして勤務時間を水増しして常勤医師として扱い、社会保険を適用する医師の名義借り類似行為がございました。

平成17年3月23日に、旭川社会保険事務所の立ち入り調査により、勤務時間が少ないため社会保険の加入資格がないとして資格取得時点にさかのぼって社会保険の加入資格を取り消されました。

資格取り消しにより、納めた社会保険料1,024万7,287円が返還され、そのうち事業主負担分511万8,485円は平成17年度決算におきまして過年度損益修正益として決算処理をしておりましたが、各先生方が負担した510万2,580円が各先生への返還が未処理となっておりまして、

平成20年11月21日にそのときの医師から年金特別便に町立病院の勤務が記載されていないとの照会を受け、各先生に社会保険が取り消しになったことを説明していなかったことと、各先生に社会保険料を返還していなかったということが明らかになった次第でございます。

個人負担分の返還に関しましては、平成17年3月23日の社会保険事務所の立ち入り調査で、社会保険加入資格が取り消しになった日から、返還予定の12月25日までの間、税の延滞金の例や賃金の支払い確保等に関する法律の規定に準じた金利を上乗せして返還をし、金利分につきましては一時金となり税負担が発生するため、金利にかかる税負担を

合わせて保障しようとするものでございます。

金利と税等の相当額の総額は563万425円となり、預かり金勘定で預かっている個人負担分479万3,380円と合わせて、総額で1,042万3,850円を返還することとなります。

金利と税等相当額の財源は、町一般会計から補助をいただきまして、病院事業費用の雑費から支出しようとするものでございます。計上する金額は、563万1,000円でございます。

関係されました各先生方とは、話し合いにより理解をいただいているところでございます。

2点目は、勤務実態のない医師1名につきまして給与の返還を受けており、社会保険事務所から返還を受けた社会保険料の処理だけが未処理となっております。金額は4万6,530円でございます。

これを、特別利益の過年度損益修正益として計上し、支出においても同額を予備費としようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第22号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、平成20年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入、第1款病院事業収益、567万8,000円、第2項医業外収益、563万1,000円、第4項特別利益、4万7,000円。

支出、第1款病院事業費用、567万8,000円、第1項医業費用、563万1,000円、第4項予備費、4万7,000円。

次のページの上富良野町病院事業会計補正実施計画からは予算の説明資料でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

返還事務の適切な処理を怠ったことから、このような事態を起こしてしまったことに対しまして深くおわびを申し上げます。

今後二度とこのようなことのないよう、再発防止に努めてまいりますので、御審議を賜りましてお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第21号及び議案第22号を一括して質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） まず、21号の学校のアスベスト関係の修繕の問題で、今後こういう施設等において破損等が見つかるという可能性がふえるのかなというふうに思います。そういった場合、この予算措置においては、現在、町の持ち出し、予備費等において充当するという形になっておりますが、これは何らかの形で国等の補助等が交付税等の算入ができないものかどうなのか、この点お伺いいたします。

もう一つ、病院会計のほうであります。ここにかかわってであります。本来でありましたら、こういった預かり金その他については、単年度処理という形の中で会計上においても返還すべき目的ははっきりしているのであれば、当然、速やかに処理されなければ、返還されなければならなかったかというふうに思います。

これは、担当の事務長さんがこの時点において、もう既にわかっていたにもかかわらず、その措置がとられなかったという点では、非常に重大な問題であります。

なおかつ、それによって、相手方等も確かに名義借り等々のような、あってはならないそういった経過もあります。それによってまた個人においても年金等における支給において不利益を当然こうむった部分もあるのだらうと思います。これで二つ。

もう一つは、それに伴って、発生しなくてもよかった町民の皆さん方の税金のまた新たに保険料等の利息払いという形の中で、563万円も負担しなければならないという状況になっております。これは、やはり内部での事務手続上の問題点、また、知っていたにもかかわらずこれをきっちり処理されなかったという点では非常に重大です。

日の出公園の農地転用の場合と同じ性質のものだと私は考えますが、この点について内部できっちりと精査されているのか、何が原因でこういった問題が起きたのか、事務手続上の問題も含めてお伺いしたいのと、この町民にとったら今は大変な財源確保ということで、いろいろと町自体においても苦慮しております。

これが、こういったものによって払わなければならないという件で、町民自体にも負担がかかってきていますので、この点、明確にされなければならないと思いますので、きっちりとした対応をどうするのか。また、一方で職員の処分もしているわけですから、それと同等の感じになるのかどうなのか含めて、私はちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、アスベストの問題でありますけれども、このアスベストの関係については、以前、吹き付け剤の関係につきましては、いろいろとそれなりの助成策がありまして、そういう制度活用をしながら現在に至っているところでありますが、この煙突内のアスベスト問題につきましては、いわゆる材質的には非飛散性のものであるということで、ちょっと取り扱いが違うように私どもも認識してございます。したがって、今のところ国等から、こういうケースの場合の財源手当はないものと認識をしてございます。今後におきまして、こういう事態が予知できれば、もしくは発生した段階では、同じような手当てをしてまいらなければならないという認識をしているところであります。

それともう1点、病院の関係については大変申しわけないことだと思いますし、私どもも当時の職員からてんまつ書をちょうだいしていますので、それを読む限りでは、何ともこの原因が何かということについては非常に複雑な原因があって、その解明をするのには非常に難しいということよりは、単に処理を怠っていた、いわゆる怠慢だということの、それ以上の何ものもないのかなということを感じてございますが、いずれにしましても、この問題の原因究明についても、組織内の組織がございしますので、あす朝から審査委員会の開催をして、その原因究明と、それからその事後、いろいろと法令の規定もございしますので、そういうものと照らし合わせて、どういう手続をとればいいのかについて協議しながら方向を見出していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） アスベストの件については、確かにその内容が違うのかもしれませんが、しかし、現実こういうことが起きれば次から次と飛散するという状況が生まれるわけですから、この点について、やはり何らかの形で要望できるものであればきちっと要望していく必要があるというふうに思います。

調書、調べた各施設の状態、状況につきましても、かなりのアスベストと見られるような材料が使われているということもわかってきているわけですから、当然、老朽化してきます。そうなれば、破損という形の中で、次から次とこの自主財源という形の中から持ち出ししなければならないという状況、当然これは命にかかわることですから、大切なことでありますけれども、そういう要望も一つ必要では

ないかなと思いますので、この点をお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、私もこれは議会としても認めてきた経過がありますし、しかし一方で、やはりこういう種の問題というのは、やはり速やかに処理されなければならないという点で、本当に副町長もおっしゃいましたように怠慢の何ものでもないというわけです。

私は、本当にやはりこういう問題を二度と発生させないためにも、やはり本人も含めてその経過はどうだったのかということ进行を明らかにしてもらいたいというふうに思います。町民の皆さん方もこれだけ生活大変になってきて、やはりこれだけの負担をするということになれば怒ります、その内容等を聞きましたら。なおかつ、こういう名義借りというおかしな問題ではありますが、なおかつ速やかにその措置をしていけば、これだけの被害を生まなくても済んだわけですから、この点、改めてもう一度きっちりとした内部の是正という問題、管理、監督、経理の事務処理の問題も含めて、一連のこの日の出公園の問題から含めて、何らかの組織体制にやはり管理、監督するという点でも問題があると私は考えますので、この点、厳しくもう一度対応するのかどうなのか再確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 米沢議員の御質問にお答えします。

アスベストの関係については、私どもも大変な財源を投入して改善を図らなければならないということとでございますので、ぜひとも上川支庁等を通じまして、そういう声を出していきたいというふうに思います。

今の現状では、非飛散性と、それから飛散性のものがございしますので、少し違うのかなと、特にこのケースについては子どもセンターで大部分私どもも認識を新たにしたところでありますけれども、いわゆるそのアスベスト材を練り込んだ、その土管状のものを使っているということで、それが破碎して粉末状になれば当然、アスベスト材そのものがまた人間に害を及ぼすというケースになるのでしょうかけれども、ちょっと若干違うケースで、そういう受けとめ方をしているわけではありますが、いずれにしましても、財源措置の考え方については機会を通じて要望してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、病院の一連の問題については、それこそ再発を防止するということは、これはもう当然、組織として当たり前のことでございますし、私どもも一番大事なのは、要するに服務上の義務、これはそれぞれの職員に服務上の義務がございしますので、命

令なり、その命令に従ってその業務を遂行する、そういう上下関係も含めてそういうものをいま一度しっかり職員に声をかけてそのサービスの原理原則を強く自覚を持つように、これは促していかなければならないというふうに思っておりますので、それだけですべてが防げない問題点もございますので、これらについては組織的な議論をしながら、研修の機会をふやすなり、そういう日常の業務の遂行の上でそれぞれが強い自覚を持って業務の遂行に、その職責上当たっていくという、そういうことをしっかり職員に促すように、当然、私もみずからそういう考え方で、みずからを律して現場にそういう職場風土をつくっていききたいというふうに決意をしていますので、どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。ほかにございませんね。

9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） 一つ、副町長のほうに審査委員会ということでお話があったのですが、審査委員会のほうは職員の事件事故の調査委員会と、それからもう一つは行政処分の審査委員会というのがあります。

私ども、今回、一連の問題、日の出公園の臨時駐車場の問題、町立病院の問題、できればこの議会ですべて決着をし、新たなスタートをしていきたいという気持ちは持っているのです。

それで今、町長、副町長の関係は出ましたけれども、職員の関係で、先ほど審査委員会ということで、事件事故の調査委員会がいつで、その報告に基づいて行政処分ということになってくると思います。その日程的な形のものをちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 9 番中村議員の御質問にお答えします。

これは、今、議員からいろいろ言われているように、私どももスピード感を持ってやらないといけないと思いますので、あすの開催予定は合同でやる予定をしてございます。できれば早期に結論を出して町長にその結果を報告してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、まず先に議案第 21 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 認定第 1 号

日程第 22 認定第 2 号

○議長（西村昭教君） 日程第 21 認定第 1 号平成 20 年度第 3 回定例会で付託されました継続審査の議案第 3 号平成 19 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第 22 認定第 2 号平成 20 年第 3 回定例会で付託されました継続審査の議案第 4 号平成 19 年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長長谷川徳行君。

○決算特別委員会委員長（長谷川徳行君） ただいま上程されました認定 1 号、認定 2 号の決算特別委員会審査報告を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成 20 年第 3 回定例会において閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 20 年 12 月 10 日、決算特別委員長長谷川徳行。

記。

付託事件名、議案第 3 号平成 19 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

議案第 4 号平成 19 年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成 20 年 10 月 10 日、14 日、15 日の 3 日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに 2 分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし、表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に、別記「平成19年度上富良野町決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

なお、別記、平成19年度上富良野町決算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、決算特別委員会審査の報告といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、認定第1号及び認定第2号の報告を終わります。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付して認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会で付託された議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会で付託された議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第23 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第23 発議案第1号食の安全確保への抜本対策を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 1番渡部洋己君。

○1 1番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第1号食の安全確保への抜本対策を求める意見の件を朗読をもって説明いたしたいと思いま

す。

発議案第1号食の安全確保への抜本対策を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員、中村有秀。

裏面を見ていただきたいと思います。

食の安全確保への抜本対策を求める意見書。

中国製ギョーザ中毒事件や汚染米の食用への不正転用など、食の安全、安心を揺るがす事態が頻発しています。その多くは、食の海外依存と深くかかわっています。しかも、重大なことは汚染米事件で明らかになったように、有毒で食べられない米が学校給食にまで使われていたことです。

汚染米を不正に売った業者や、汚染米を国内に流通させた農林水産省の責任は重大です。同時に、問題の根本には、国民の食料を際限なく海外に依存し続けてきた国の政策にあります。

一つは、輸入するミニマム・アクセス米で、政府が年間77万トンもの外国米を輸入し続けてきたことで、汚染米の8割は輸入米によるものです。

もう一つは、政府が米業者の許可制を廃止し、規制改革により届け出だけで米の売買ができるようになったことが汚染米の流通を拡大する要因にもなっています。

よって、以下のことを要望いたします。

記。

1、中国製ギョーザ中毒事件や中国から輸入した冷凍インゲン農薬汚染事件、汚染米の不正転用など、汚染の全容解明を行うこと。

2、汚染米の8割を占めるミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。

3、平成16年の米流通規制の全面撤廃を見直し、国の管理責任を再構築すること。

4、輸入食品の検査体制を抜本的に強化し、原産国表示を徹底すること。

5、食品監視員の増員など、食品監視体制を強化するとともに、製造年月日表示を復活させること。

6、安全・安心の食を守るためにも、国内における食料自給率の向上と所得保障、価格補償及び不足払い制度を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣。

以上、説明を終わりたいと思います。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願い

願ひいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第24 発議案第2号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） ただいま上程いただきました発議案第2号介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件について、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第2号介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成20年12月16日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員、渡部洋己。

裏面を見ていただきたいと思います。

介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書。

仕事に生きがい、働きがいを感じて介護の仕事についたのに、多くの介護労働者が短期間で仕事を離れていく状況があります。事業所や施設が介護職員を募集しても集まらない、介護職を養成する学校が定員割れになる、介護の資格を取得しても介護の仕事につかない人がふえている。これらの状態は、過酷な労働条件に対し、余りにも賃金を初めとする待遇が悪過ぎることから起こっています。

産業界の中でも介護労働者の賃金は最下位水準にあり、離職者は平成19年度で21.6%にも達しています。しかも、そのうち4割以上は1年末満で離職をしています。介護福祉士会のアンケートでも定着しない理由の一番は、「給料が安過ぎる」と8割以上が答えており、「仕事がきつい」の6割弱よ

りも多くなっています。

介護事業所、施設にとっても運営は極めて厳しく、このままでは続けていけないと考えている事業所が増加をしています。二度にわたる介護報酬の引き下げのため、人件費にしわ寄せをせざるを得ないのが実情です。

利用者、高齢者にとっても介護労働者の待遇が改善し、安心して働けることが必要です。労働者の削減や長時間労働で慢性疲労状態の介護労働者のもとでは、安全で快適なサービスを受けられなくなります。対人サービスである介護は、介護労働者の待遇改善が不可欠です。

また、高齢者、利用者は、介護保険制度の改定の中で介護サービスが制限される傾向が強まっており、保険料負担と利用料負担も大きくなっています。今まで受けられたサービスが受けられなくなる人がふえる一方で、認定を受けながら負担を控えるため、介護サービスを利用しない人が4割とも言われています。

以上のことから、本議会として介護労働者の人材確保と待遇改善のため以下の点を要望いたします。
記。

1、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律に基づき、平成21年4月までに介護従事者の確保を図るよう、賃金を初めとする処遇の改善のための施策を早急に具体化し、実施すること。

2、介護従事者の人材確保、賃金水準の改善は国の責任で行い、介護保険料、介護サービス利用料の引き上げにつながらないよう、国は必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月17日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、以上でございます。

審議の上、お認めくださるようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第25 発議案第3号 後期高齢者医療制度に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） ただいま上程いただきました発議案第3号後期高齢者医療制度に関する意見の件について、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第3号後期高齢者医療制度に関する意見の件。

上記議案を別紙とおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成20年12月16日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員、渡部洋己。

裏面を見ていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度に関する意見書。

「年をとったら早く死ぬというのか」という声に象徴されるように、4月実施の後期高齢者医療制度への国民の不安や怒りは今も広がり続けています。

国民世論の批判の中、国は保険料軽減など、4回の制度見直しを行いました。見直しを繰り返さなければ制度が維持できないこと自体、欠陥だらけの制度であることを政府みずから認めたということではないでしょうか。

しかも、高齢者を75歳という年齢で一律に区切って、差別するという制度の根幹に一切手をつけようとしません。

国民の怒りはかつてない広がりを出しているのがどんな理由であれ、医療という人間の命にかかわる問題で、高齢者を年齢で差別する制度は一刻も続けさせるわけにはいかないからです。

しかも、医師不足や自治体病院の再編縮小、療養病床の削減など、医療難民、介護難民が生じる中で、後期高齢者医療制度の実施は、まさに命にかかわる極めて深刻な問題です。

さきの通常国会では、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決され、衆議院では継続審議となりましたが、この背景には多くの高齢者を初め、国民の怒りの声があること、政府は真摯に認識するべきではないでしょうか。

国並びに政府の関係機関におかれましては、高齢者がいつでも、どこでも安心して医療が受けられる制度になるよう、下記の事項について要望いたします。

す。
記。

1、命を年齢で差別する後期高齢者医療制度は抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月17日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上です。

審議の上、お認めくださるようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第26 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、各委員会において調査中の申出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（西村昭教君） 今回が、尾岸町長の任期最後の定例会になるということで、町長から、皆様方にごあいさつの申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君） 平成20年第4回上富良野町定例町議会の閉会に当たりまして、今年最後の議

会でもありまして、議長のお許しを得て、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例町議会は、16日に招集され、今日までの2日間、議員各位の真剣なる御審議を賜りまして、すべての議案を御議決賜り、衷心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、今年も残すところわずかとなりました。今定例議会も終えまして、私に残されました任期も10日を切ってまいりました。この平成20年の1年間はもとより、私が町長に就任させていただき3期12年間の間、不行き届きの点、御不満なこと、多々あったことと思いますが、議員各位並びに町民の皆様方、そして職員の格別なる御理解と御支援、御協力を賜りまして、町政執行の任に当たり得ましたことを心から深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

顧みますと、就任早々に我が町開基100年の喜びを町民の皆様とともに先人の労苦を忍び、心から感謝を申し上げながらお祝いすることができましたことが、今も私の胸に強く刻まれております。

私は、その歴史を継承し、上富良野町の2世紀が豊かで新しい希望に満ちた地域社会として創造していくことで次の世代に引き継ぐ思いを強くいたしたところでございます。

幸いにして、町民の皆様と協働で策定いたしました上富良野町の2世紀初頭が豊かで新しい希望に満ちた地域社会として成長、発展していくことを願い、第4次総合計画の「四季彩のまち・かみふらのふれあい大地の創造」を目指し、新世紀のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、地方分権と経済構造改革の時代に入り、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、地方財政はより一層の厳しさを増してまいりました。そうした中で、町民の皆様と町の財政状況を共有してもらうために、町の台所白書を全戸に配付をさせていただくとともに、行財政改革に着手させていただきました。

行財政運営の健全化を意図とする組織改革など、今後を見据えた内部改革を図るとともに、受益者負担の原則による負担の見直しを実施させていただくなど、補助金、助成金の改革をもさせていただきました。

こうした状況のもと、私にとっては3回目の行財政改革も、今年度、最終年度を迎え、今期の財政改革では歳入に見合った歳出構造を目指すことを重点とした改革を進めてまいりました。その結果、町民の皆様御理解と御協力により、目的を達成することができ得たと思うところであります。

今後も厳しい財政運営は続くとは思いますが、歳

入に見合った歳出構造の財政運営が可能になってまいりました。これからも受益者負担の原則は維持しながらも、負担能力に合った均衡のとれた見直しや、基金をもって新しい事業対応も図れる財政状況が整ってきたと思うところであります。

同じように、今年度、最終年度を迎えた第4次総合計画であります。町民の皆様御理解と御協力によりまして、第4次総合計画評価報告書のとおり、極めて厳しい財政状況のもとではありましたが、「四季彩のまち・かみふらのふれあい大地の創造」を目指した我が町の2世紀始まりのまちづくりもある程度の成果を上げられたと思うところでございます。

私は、町民の御理解のもとで、この3期の間におきまして、財政的に極めて厳しい中でありましたが、最低限の必要なインフラ整備として、クリーンセンターの整備、西小学校の新築、ゲートボール場の拡幅、パークゴルフ場の造成、公民館の改修、保健福祉総合センターの新築、町道の改良舗装など、財政投資をも行ってまいったつもりであります。

また、来年度からスタートする我が町開基120年に向けた10カ年間のまちづくりの指針である、第5次総合計画も、「四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン」を将来像としたまちづくりの方向が定まり、新たな時代に向かう我が町が、今定例議会で御議決をいただきました自治基本条例の制定を賜ったことで、富良野圏域との連携を図り、広域連合の一員としての自主自立のまちづくりの方向を示すことができると思うところであります。このことは、我が町の基礎を築いていただいた先人の労苦に報いれたものであると確信をいたしているところであります。

このような我が町にとって、現在大きな課題となっております上富良野駐屯地の大幅な削減問題であります。このことにつきましては、就任いただける新町長さんも大きな関心を持っていただき、解決に意欲を持っていただいておりますので、私は大変安心をいたしております。

今期防衛の大綱などが定められた時点の駐屯地の削減が大幅な見直しをいただける状況になってまいりました。このことは、沿線各市町村の方々にも多大な御支援を賜ったことであり、我々は感謝をしなければならぬと思うところであります。

間もなく、12年前に静かに岸壁を離れ出航した船が、この間、波穏やかな航海のとき、時として波荒き航海の日もありましたが、どうにかその航海を終えて港に入り、岸壁に接岸することができそうです。これまでの3期12年間の町民の皆様御支援と御協力のもとで職責を果たし得て、退任で

き得ますことに心から感謝をいたしているところであります。

昭和58年に町議会議員として町政にかかわり、当時と今の議会を見比べながら、今日までの25年間、まことにありがとうございました。これからは、一町民として静かに穏やかに過ごしたいと願っているところであります。

最後になりましたが、町民の皆様、議員の各位並びに職員の皆様方の御健勝と御多幸を加えて御活躍を心から祈念し、我がふるさと上富良野町の限らない発展を心より念じるとともに、町民の皆様の特段の御協力、御支援、御鞭撻に厚く厚く感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

○議長（西村昭教君） それでは、私のほうからも第4回目の年末の定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、第4回の定例会が無事議員各位の御協力のもとに終了できますことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。

18人の定数から14人の定数になりまして、約1年3カ月を経過したわけでありますけれども、それぞれ、この14人の皆様方の肩には、大変な荷物がしよわされていたわけでありますけれども、それぞれこの1年間、それぞれお互いに協力し合いながら、あるいは切磋琢磨しながら、1年間無事にこの議会活動に邁進していただきましたことを厚くお礼を申し上げますとともに、また、不肖私に対しまして、温かい御協力をいただきましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、尾岸町長には、3期12年間の最後の定例会に当たりまして、本当に長い間、御苦労さまでございました。12年前と申しますと、私が議員になったばかりでございます。それから早いもので、もう12年も経過するかなと思います、思い出深いものがあるわけであります。

尾岸町長の町政を振り返ってまいりますと、開基100年の記念式典が終わって、町の第4次総合計画を組まれ、それを柱に10年間の前期と後期を柱にしてうちのまちづくりがスタートしたわけであります。

その間に、行財政改革大綱をつくられ、それもまた行財政改革の一環として果敢に取り組んでまいりました。私になりましたときには、町の一般会計は約100億円でありましたが、現在は70億円と、それだけ財政状況が厳しくなってきたわけでありますが、町民にも3期12年間の間には、この行財政

改革の名のもとに、受益者負担のもとに住民に負担を強いたこともありますし、また、あるいは聖域なき改革といって、補助金の削減、あるいは行政との支援を削減していくというようなこともあったわけであります。

そのたびに、議会もまた、町の長い将来を見据え、また、この現在の厳しい状況を理解し、町長とともにその苦渋の選択をさせていただこうと思うわけであります。その間、町民の先頭に立って、まさに苦しい中にも町の将来を見据えながら、それに向かって突き進んだ尾岸町長だったと思うわけであります。

今現在、顧みますと、先ほど町長が申し上げましたとおり、収入と支出のバランスのとれた行政がこれから進められるのかなと思うわけであります。しかし、予断は許さないわけでありまして、やはりこれからも常に今まで取り組んだ姿勢を崩すことなく、取り組んでいかなければならないと思っております。

特に、町長は、この3期12年間で福祉行政には大変な力を入れていたわけでありまして、議員各位も御存じのとおり、うちの町は全道でもトップクラスと言えるくらい福祉政策については果敢に取り組んできているわけであります。当然、その政策について、町民の皆さん方は享受しているわけであります。

また、少子高齢化という中では、子育て支援についても大変な力を入れてきたわけであります。その集大成が町の保健福祉総合センターかみんの完成をもってさらに充実をしたのではないかなと思うわけであります。歴代町長それぞれいろいろな取り組みをしております、その個性のあるまちづくりを展開してきたわけでありますけれども、尾岸町長におかれましては特に少子高齢化社会を迎えて、上富良野町の福祉と子育ての支援に対して大変な力を入れた町長であろうと私は思っているところでございます。

また、この3期12年間の間には、全国的にありました町村合併の大きな中で、この富良野圏域もその合併ということが取りざたされ、圏域こぞって検討会を開き、そしてその一つの結果として、ことしの9月1日に広域連合というものが発足をし、来年4月1日から正式に活動を開始するわけでありますが、これも広域連合という形でできたわけでありますけれども、やはり将来の町を見据えた自主自立のできる自治体の中で、また、広域としての取り組みのあり方というものを尾岸町長は果敢に決断をし、議会にも説明をし、理解を求めながら進んできたのが今日の広域連合の今の現在の姿だと思うわけであります。

残された我々にとりまして、３期１２年取り組んでまいりました尾岸町長の足跡を一つ糧としながら、またこれから上富良野町のまちづくりに向かって新しい町長を迎えて、また進んでいかなければならないと思うわけであります。

何はともあれ、３期１２年間、本当に寢食忘れ、家庭を忘れながら、上富良野町民のために本当に先頭になって進んでいただきました尾岸町長には心から感謝を申し上げますとともに、この３期１２年間、家庭を守っていただいた奥様ともども健康で、ひとつ元気で今後過ごされることを御祈念申し上げますとともに、これからのまちづくりに対しまして、その経験と、また、思いを、これからの後にく続私ども議会、また職員、町民の皆さん方に、機会あるごとにアドバイス、あるいは御指導をいただければ幸いかと思うわけであります。

最後の定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げる次第であります。３期１２年間、尾岸町長におかれましては本当にありがとうございました。今後ともひとつ、元気で過ごしいだたくことを御祈念申し上げます。次第でございます。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成２０年第４回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 ５時１２分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年12月17日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岩 田 浩 志

署 名 議 員 谷 忠